VIII I
2

明治四十一年十二月發行

耕地整理研究會報

第一號

耕地整理研究會

會告

本會は今や會報第壹號を發行するに臨み會員諸彦の健康を祝しつゝ本會報が耕地整理研究の中樞機關として現在及將來に於ける活動を大に覺悟するものなり、本會報紙上論說、說苑、資料其他の各欄に繚亂の文字として會員諸君の投稿を歡迎す、就中左の二項に付き特に賢意を止められんを希望す

一、各地に現在せる農業土木工事水利組合其他各種の事例にして有益なるものに付きては可成調査の上本會に投稿ありたし、其は本會報紙上極めて有益趣味ある資料たるを信ず。

一、會員が從事せる計畫、設計等に就て事極めて重大にして他に商議を要する場合若しくは實際上幾多の疑義を生ずるが如き場合に於ては其問題に關する詳細の事項を記述して本會に諮る處あらば本會は該問題に關し充分なる研究審査を遂げ或は一部の會員に量りて其意見を徵し最適切なる解答を提拱して以て極力問者の顧問たるべし。

四十一年十二月

耕地整理研究會

子爵竹腰荒助君

藤田四郎君

農學博士 酒匂常明君

和田彦次郎君

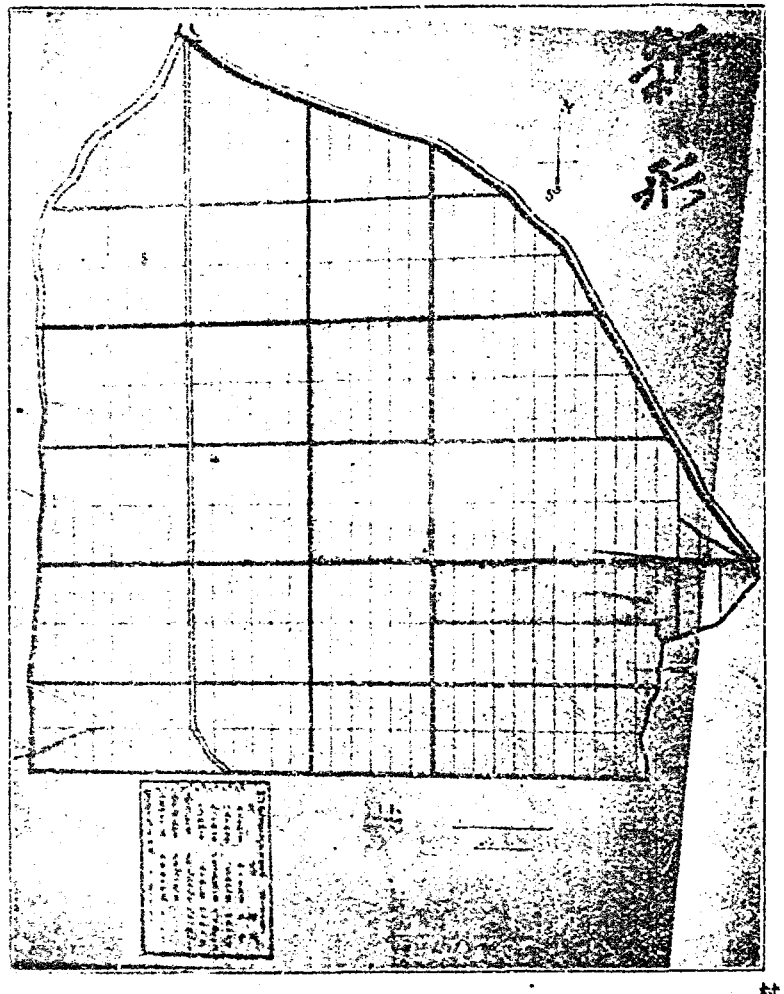

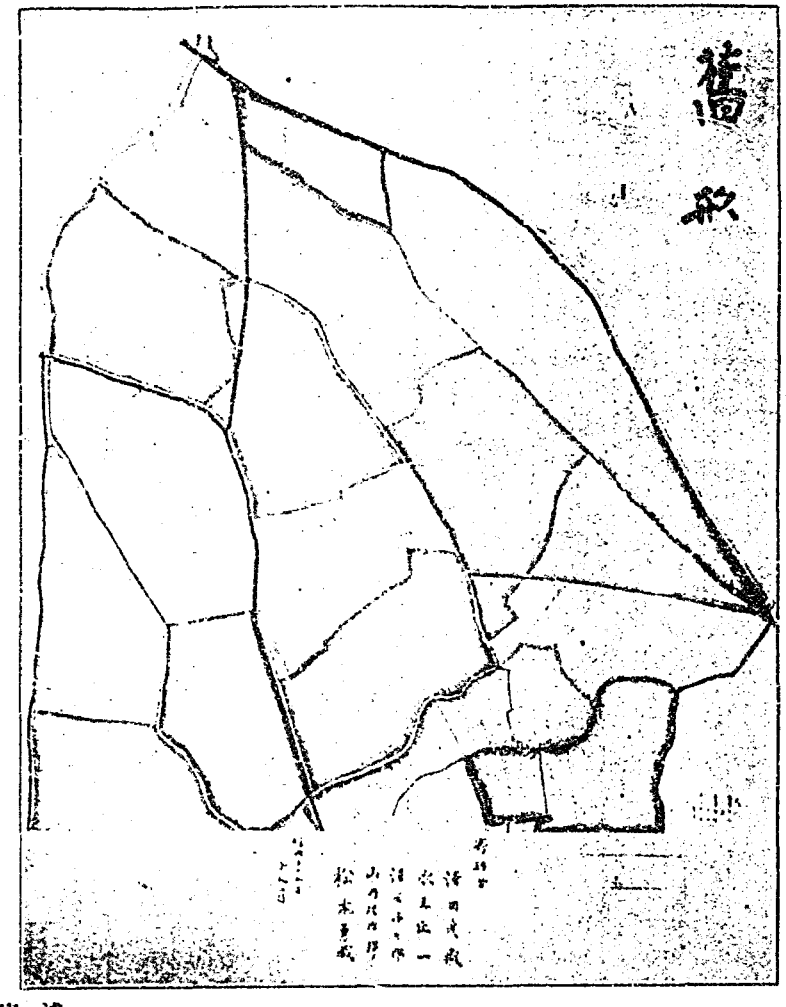

◁鳥取縣岩美郡宮浦村牧谷村組合耕地整理圖▷

(上圖ハ明治三十二年耕地整理法發布ニ當リ整理施行ノ發起認可ヲ中請シ以テ其認可ヲ受ケタル最初ノ地區ノ新舊形圖ナリ)

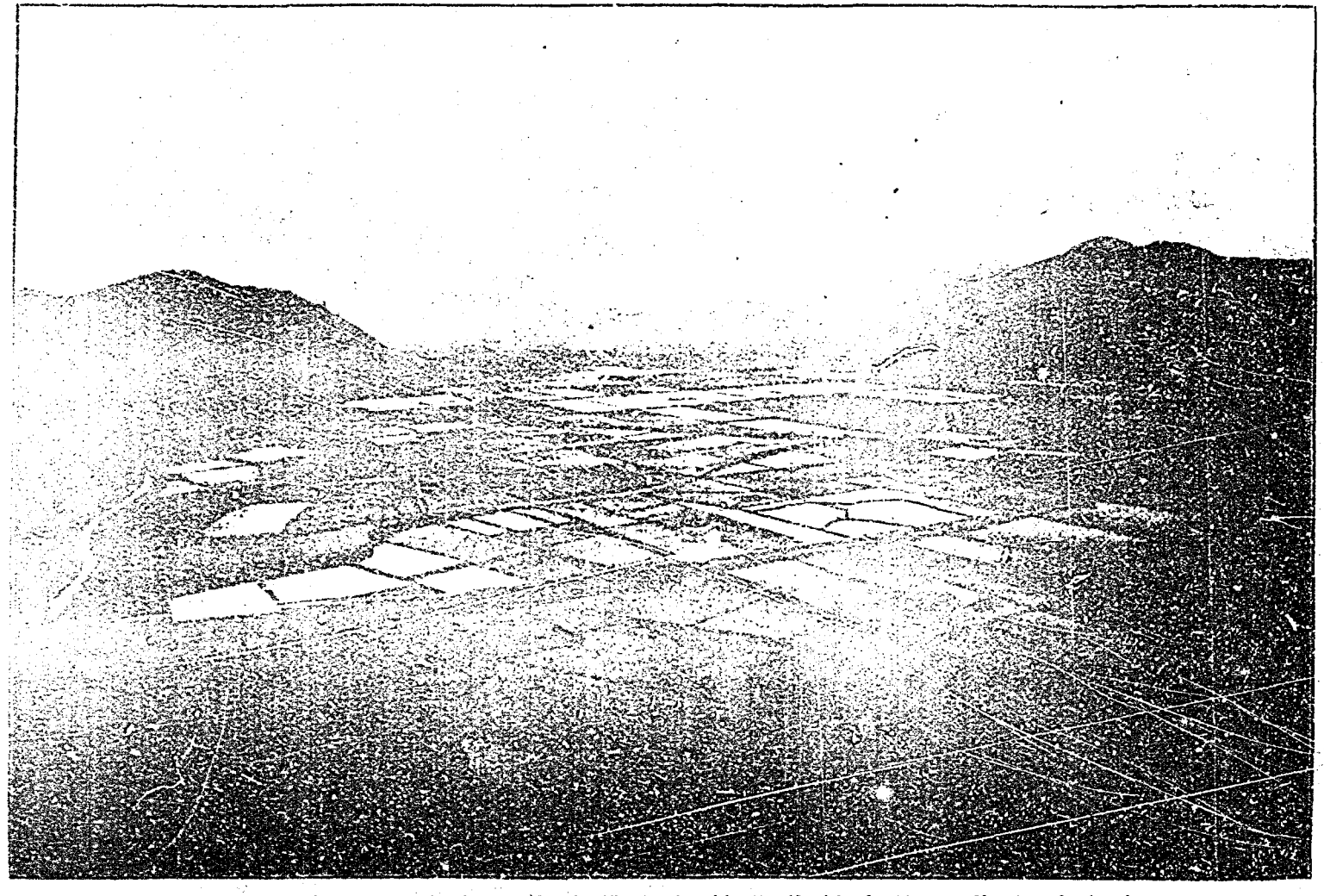

◁圖況現傍近及區地理整地耕合組村谷牧村宮浦郡美岩縣取鳥▷

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ內國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

11675

發刊ノ辭

其會

惟フニ國富ノ增進ヲ圖リ以テ國運ノ發展ニ資スルハ洵ニ今日ノ急務ナリ而シテ農業生産ノ增殖改良ヲ期スルハ卽チ國富增進ノ重要事ニ屬ス是ヲ農業生産ノ現狀ニ觀ルニ其ノ增殖改良ヲ期セントセハ先農地ノ狀態ヲ改善シ以テ其ノ利用ノ增進ヲ圖ルコトノ甚タ急要ナルヲ見ル然ルニ我農地ハ概自然ノ經過ニ委シ區劃形狀交通運搬灌漑排水ノ設備其ノ他多ク改善ノ加ヘラル、所ナシ凡是等ノ事項ハ咀ノテ之ヲ改善スルニアラスンハ人文ノ進歩ニ伴フ農事上ノ改良方法ヲ實施スルコト能ハサルナリ況ヤ我國農地ノ間生産ノ爲メニ利用セラレサル贅地尠ナカラス拓テ以テ耕地ニ利用スヘキ地積頗饒多ニシテ若夫レ適當ノ方法ヲ講センカ多大ノ耕地是ニ因リテ得ラルヘキヲヤ耕地整理カ農事改良ノ根本的施設ナリトシテ唱導セラル、所以ノモノ寔ニ故アリト謂フヘシ耕地整理研究會ノ生レタルハ卽チ此重要ナル事業ノ穩健ナル發達ヲ期圖セントスルニアリ其目的ノ宏恢ニシテ其ノ事業ノ遼遠ナル本會カ果シテ善ク其ノ本分ヲ盡シ得ルヤ否ヤ窃ニ憂ナキニアラス然リト雖會員タル同志心ヲ一ニシテ深ク既往ノ實績ニ鑑ミ日新ノ學理ニ照シ鋭意斯業ノ研覈講明ニ從ハ、本會設立ノ趣旨ニ副ヒ聊カ國運發展ニ資スルヲ得ンカ玆ニ會報發刊ニ臨ミ會旨ノ存スル所ヲ聲明シ以テ發刊ノ辭ト爲ス

耕地整理研究會報第一號目次

○戊申ノ詔書　農商務省農務局長　下岡忠治
○發刊之辭　內務技師　近藤仙太郎
○耕地整理研究會々報の發刊を祝す　韓國農商工部農務局長　中村彦
○祝辭　攻玉社工學校長　大沼文哉

論說　……一

○耕地整理に關する所感の二三　農商務技師農學士　伊藤悌藏
○解嘲難　農商務技師農學士　片岡謙
○耕地整理研究論　法學士　坂本家則

講演　……一〇

○耕地整理に就て農業經濟上の觀察（上）　農學博士　横井時敬

說苑　……一五

○土方氣質と百姓氣質

口繪

○子爵曾禰荒助君肖像
○藤田四郎君　和田彦次郎君　農學博士酒勾常明君肖像
○鳥取縣岩美郡浦富村牧谷村組合耕地整理圖二葉
○同上現況寫眞

祝辭　……一

○祝辭　韓國副統監子爵　曾禰荒助
○祝辭　農商務大臣男爵　大浦兼武
○祝詞　藤田四郎
○祝辭　日本大博覽會事務總長　和田彦次郎
○發刊を祝す　東京帝國大學理學博士　農科大學長　松井直吉
○祝詞　農商務次官　押川則吉
○祝辭　農學博士　酒勾常明
○發刊を祝す　東京帝國大學農科大學教授私立農學博士　東京高等農學校長　横井時敬

○耕地整理の施行難に就て　東京帝國大學農科大學講師農學士　値賀龍夫　泉瑞城山

資料……二三

○農業用揚水機の現況　工學士　押田　翼
○耕地切均作業に就き　會員　澁谷貴重
○秋田縣耕地整理損益計算　會員　松崎加藏
○栃木縣耕地整理及土地改良の方針　會員　松村豐吉
○耕地整理沿革に就て

寄書……五六

○耕地整理研究會々報發刊に際して　小田二郎次
○耕地整理研究會に望む　會員　前田政吉
○耕地整理發達管見　會員　伊藤坦

漫錄……六二

○輕鞋漫錄　T、C、生
○轉心記　花生投
○銷夏物語　K、S、生
○質問應答

雜報……六七

○戊申の詔書
○日繪肖像につきて
○愛知縣耕地整理委員協議會
○山形縣飽海郡耕地整理期成會
○會津一市五郡耕地整理期成同盟會
○群馬縣農會耕地整理指導委員に就て
○上野氏の消息
○耕地整理技術員
○耕地整理事業最近調査

會報……八五

○耕地整理研究會設立顚末
○本會創立以來の經過報告
○會員の異動
○本會々員
○會費領收書

會則

第一條　本會ハ耕地整理ノ發達ヲ圖リ併テ斯業ニ關係アル者ノ親睦ヲ厚フスルヲ以テ目的トス

第二條　本會ヲ耕地整理研究會ト稱ス

第三條　本會ハ事務所ヲ東京ニ置ク

第四條　本會ノ會員ハ左ノ資格ヲ備ヘタルモノニ限ル

一、農商務省ノ開催ニ係ル耕地整理講習ヲ修了セシ者

二、耕地整理ニ關係セルモノニシテ幹事會ノ推選ニヨル者又ハ本會員ノ紹介ニ依リ幹事會ニ於テ入會ヲ承認セシ者

第五條　本會ハ隨時會報ヲ發刊シテ之ヲ會員ニ頒ツ

第六條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ會務ヲ取扱フモノトス

幹事ハ當分ノ内各府縣一名宛トシ則チ常置幹事十名ヲ置ク

第七條　幹事ハ當該府縣會員之ヲ互選スルモノトス

第八條　常置幹事ハ在京會員中ヨリ幹事之ヲ選出シ會報編輯會計出納其他全般ニ亘ル會務ヲ取扱フモノトス

第九條　幹事ノ任期ハ二ケ年トス但再選スルコトヲ得

前項ノ幹事ハ總テ名譽職トス

第十條　入會セントスル者ハ其ノ旨幹事ニ申込ムヘシ

第十一條　會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ前納スヘシ

前項ノ會費未納者ニハ會報ノ配付ヲ中止ス

第十二條　退會セントスル者ハ其ノ旨當該府縣幹事ノ手ヲ經テ常置幹事ニ申込ムヘシ

第十三條　幹事ニ於テ必要アリト認ムル時ハ隨時總會又ハ小集會ヲ開クコトアルヘシ

但シ費用ハ當日出席ノ會員ヨリ之ヲ徵收ス

第十四條　會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚ス行爲アリト認ムルトキハ幹事會ニ於テ除名スルコトヲ得

第十五條　本會ノ事務ニ係ル細則ハ幹事之ヲ定ム

第十六條　第七條ノ幹事ハ創立當時ニ限リ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

所則

常置幹事

月田藤三郎　横山正夫　植田信次郎　泉瑞賀　大場九萬夫　稲熊十二郎　坂本家則　三井茶一郎　島居信平

各府縣幹事

東京都　大阪府　兵庫県　新潟県　群馬県　茨城県　栃木県　埼玉県　千葉県　神奈川県　愛知県　岐阜県　宮城県　山形県　福島県　岩手県　富山県　和歌山県　廣島県　香川県　高知県　大分県　熊本県　鹿兒島県

星野五郎　押領司克己　前田千代巳　方波瀬義進　瀧内弘香　崎村二郎　宮崎千代松　竹内淳　上田正郎　大世戸頼二郎　川崎八郎　寺田嘉一郎　中田龍女　川上慶一郎　恒藤二郎　結城北郎　齋藤生田　前田庄吉　欠田虎吉　和田郎　欠田惣

長谷川三郎　綱島重太郎　長岡玉太郎　澤野助　岡田幸太郎　賀川傳吉　野村光之助　大澤豐吉　稲田時雄　佐藤廣吉　岡部彰雄　大野辰雄　宮田加一郎　松尾幸之助　宮川波之助　松村豐吉　増田牟之助　欠田一郎　佐藤成雄　長谷川德次郎　水田庄之助　豐田鹿之吉　海老原虎之助　川崎一郎　欠田祐之助　見田進　岡田

青木重太郎　秋田森之助　石川取之助　島田崎之助　岡山口之助　德山田之助　愛媛岡之助　福岡賀之助　佐賀崎之助　宮崎

三田政五郎　妹尾忠三郎　見山慶次郎

耕地整理研究會々報第壹號

明治四十一年十二月二十七日

祝辭

耕地整理研究會々報發刊アルハ誠ニ喜ヒ既ニ整理サレタル耕地ニ付キ所感ヲ述ヘ尙ホ一層當初ノ計畫ニ矛盾スル事ナカラムコトヲ期ス

近頃出來上リタル整理地ヲ見ルニ畝歩ノ一區劃ハ當初ノ其モノヨリモ先ツ概シテ云ハ一反歩ニ爲サムト思ヒシモノハ其ノ半ニシテ而シテ一見十分ナル整理出來タル如キ感アルモ如此ハ當初ニ立テタル目的ニハ適ハスシテ隨テ整理ヨリ得ル所ノ利益モ直接ノ利益ノミニシテモ不足ヲ生スルノミナラス間接ノ耕作法改良ニハ餘リ影響ヲ生セサルカ如シ素ヨリ今日ニ於テ直ニ當初ノ計畫通リ卽チ小區劃ヲ可成大區劃ト爲シ畔ヲ減シテ收穫ヲ增サントスルノミナラス耕作法ヲ牛馬耕ニ移サムトスル目論見ハ殆ント斷念シタルカ如キ有樣ト見受クルノミ此ノ業ヲ實行スルハ一ツハ人手間ノ尙ホ一層不足スルヲ感スルト他ノ一ツハ我國ニ於テ牛馬ノ繁殖ヲ謀ラサレハ彼岸ニ達スルコト能ハスト雖何時シカ大農的トハ申サヽレトモ凡ソ一反歩位ノ區劃ニ結局整理セサルヲ得サル事ナレハ今日ノ事情ニ於テ斷然之レヲ爲スコト能ハサレハ不得止ト雖今日ヨリ此ノ事ヲ百姓共ニ整理ヲ爲スニ當リ十分申聽カセ來日ニ於テ人手ノ不足シ其レカ爲メ困難ニ陷ル事ト牛馬ノ繁殖モ追々出來ヘキ見込ナルヲ以テ牛馬耕ヲ試ムルノ思想ヲ懷カシムルコト肝要ト

考フ今日ヨリ此ノ事ヲ申含メ其ノ場合ニ至ラハ尚ホ一畔ヲ廢シテ大區劃トナスヲ適當トナスト云フコトヲ豫メ敎ヘ置クノ必要アリト考フ此ノ事ニ就テハ現時ニ於テハ多少御議論モアルヘキモ十分御玩味アリタシ

明治四十一年八月六日

子爵　曾禰　荒助

祝辭

國富ノ充實ヲ圖ルハ何レノ時ニ於テモ國民ノ要務タリ況ンヤ戰後巨額ノ負擔ヲ有スル今日ニ於テヲヤ

顧フニ富國ノ途一ニシテ足ラスト雖耕地整理ノ實施ニヨリ我農業ノ根本的改良ヲ促スカ如キハ蓋シ其ノ重要ナルモノ、一タルヲ疑ハス

今斯ノ事業ノ既往ニ徵スルニ我農產ノ增殖改善ノ上ニ及ホセル效果稍々見ルヘキモノアリト雖事業ノ普及未タ全カラサルハ頗ル恨事ニ堪ヘス

此時ニ方リ耕地整理研究會ノ組織成リ會報ノ發刊ヲ見ントス寔ニ美舉ト謂フヘシ乃チ一言以テ之ヲ祝シ併セテ前途ノ隆運ヲ祈ル

農商務大臣　男爵　大浦兼武

祝詞

本邦古來ヨリ農ヲ以テ本ト爲ス國富增進ノ策農ノ生產ヲ增スニ重キヲ措カサルヘカラス耕地整

理ノ事業カ殖産興業ヲ千歳ノ安キニ置クノ基礎トシテ世ニ推重セラル、モノ蓋シ亦以ヘナキニアラサルヘシ

予曩ニ職ヲ農商務省ニ奉スルノ日耕地整理法制定ノ事ニ與リ斯ノ事業ノ趨勢ニ關シテハ常ニ深ク望ヲ囑セリ爾來政府ハ或ハ專門技術者ノ養成ヲ行ヒ或ハ奬勵機關ノ整備ヲ促カシ更ニ進ンテ工事費ニ補助ヲ與フル等百方斯業ノ發展ニ努力セラル、トコロアリ爰ヲ以テ整理事業ハ寔ニ長足ノ進渉ヲ見ルニ至レリ是レ國家ノ爲メ慶賀ニ堪ヘサルナリ

然レトモ予カ衷心憂フルトコロノモノハ其整理ノ局ニ當ル者ニシテ忠實ヲ缺キ技術ノ練磨ニ倚ラス徒ニ事業ノ速成ヲ企テ民財ヲ盡シテ其效果ヲ擧クル能ハスンハ遂ニ此ノ有望ナル事業ノ發達ニ思ハサル障害ヲ及ホスカ如キコトアルニ至ランニアリ

今ヤ整理事業ニ關スル當局諸氏相謀リ耕地整理研究會ヲ創設シ此ノ事業ノ發展ヲ圖リ併セテ相互ノ親睦ヲ厚フスルニ資セントスルノ擧アリ予ノ謂フ所ノ如キハ或ハ杞人ノ憂ニ過キサルヘシト雖モ抑亦予ノ衷情ノミ茲ニ機關雜誌ノ發刊ニ當リ敢テ所感ヲ述ヘ以テ祝詞ニ代フ

藤田四郎

祝辭

耕地整理ハ我カ農業界ニ於ケル最重要ノ事業ニシテ其ノ效果ノ國家經濟ニ裨益スルコト大ナルハ素ヨリ言ヲ俟タサルナリ今ヤ産業ヲ振興シ國富ノ增進ヲ圖ルヲ以テ急務ト爲スノ時ニ方リ斯ノ事業ノ如キ最モ其ノ發達ヲ期セサル可ラス

惟フニ耕地整理法ノ實施セラレシヨリ茲ニ九年歲月敢テ短シト謂フヘカラス然カモ此間事業ノ實施セラレタルモノ僅ニ十餘萬町歩ニ過キス之ヲ全國ノ耕地ニ比較シ其面積甚小ナルノ憾ナキ能ハス然リト雖農民多クハ未タ耕地整理ノ何物タルヲ解セス又奬勵ノ機關未タ備ハラサル當初ニ於テハ之レ亦已ムヲ得サルコトナル可シ今ヤ特種ノ教育ヲ受ケ其ノ技能ニ習熟シタル者其人ニ乏シカラス加フルニ各地方ニ於ケル調査設計等ニ關スル設備ノ完キモノアリ耕地整理事業ノ將來ノ發展ハ蓋シ從前ノ比ニアラサルヘキヲ信ス

此時ニ方リ斯ノ事業ニ關係アル諸氏相謀リテ耕地整理研究會ヲ組織セラル寔ニ時宜ニ適スルノ措置ト謂フヘシ

夫レ耕地整理ノ事業タル日進ノ學術技藝ニ資スルニアラスンハ得テ其效果ヲ收ムヘキニアラス斯業ノ局ニ當ル者須ラク平素研鑽以テ世ノ進運ニ後ル、コト莫キヲ期セサル可カラス予ハ研究會ノ斯事業ノ發達ニ貢獻スルトコロ鮮尠ナラサルヘキヲ信シ深ク斯會ニ向テ期待スルトコロアラントス茲ニ會報ノ發刊ニ際シ一言ヲ述ヘテ以テ祝辭トス

和田彦次郎

發刊を祝す

耕地整理研究會なるもの成り、茲に雜誌發刊の擧ありと、此れ社會の要求か促したる一現象と云ふ可し。方今耕地整理の問題は我農業界到る處に喧傳せられ、當局亦該事業の大成に力を致せるもの、如し。此秋に當り斯業に關係を有する諸子か、相互研究の結果を發表せん爲め、本

誌を發刊せらるゝは蓋し時宜に適せるものと云ふへし。予は本誌發刊を祝し、併せて今後益々本誌が健全なる發達を遂け、農界に裨益する處あらん事を希望す。

東京帝國大學農科大學長理學博士　松井直吉

祝詞

耕地整理ノ施行ハ農業生産ノ基本タル土地ノ人爲的積弊ヲ打破シ自然ノ形質ヲ改革シ農業生産上及農家經濟上ノ改善ノ基礎ヲ確立シ其上進ノ根源ヲ作興セントスルモノニシテ誠ニ刻下國政ノ要務ニ屬ス

夫レ耕地整理事業ノ重要ナル所以斯ノ如シ此故ニ斯ノ事業ヲ實施スルニ當リテハ須ラク用意ノ周到ナルヲ要ス不幸ニシテ其計畫施設ヲ誤マランカ更ニ之ヲ改メ行フハ事業ノ性質上容易ニ之ヲ望ムヘカラスシテ其慘害ノ及フ所鮮少ナラサルナリ今ヤ整理ノ施行ハ奬勵ノ時代ニ屬ス些末ノ巧拙モ事業ノ進捗ニ及ホス所絶大ナルモノアリ惟フニ奬勵ハ完全ナル成效ヲ實現スルヨリ力アルモノナク惡例ヲ作ルヨリ恐ルヘキナシ

此ノ時ニ當リ直接斯業奬勵ノ任ニ當ルノ諸氏耕地整理研究會ヲ組織シ茲ニ會報發刊ノ擧アリ寔ニ時宜ニ適シタルノ措置ト謂フヘシ

耕地整理ノ目的ハ素ヨリ農業上土地ノ利用ヲ增進スルニ在リト雖延テ國富增進ノ上ニ又近時ノ重要問題タル農村革進ノ上ニ及ホスノ效益偉大ナルヘキハ素ヨリ言ヲ俟タス知ルヘシ本會ノ前途ヤ多望ニシテ本會報ノ使命又實ニ重キヲ會員諸士須ラク研鑽ニ努メ赤誠ヲ以テ事ニ當リ整理

事業ヲシテ有終ノ美ヲ爲サシメンコトヲ望ム聊カ所感ヲ叙シテ以テ祝詞ニ代フ

農商務次官　押川則吉

祝詞

我本州ノ土地ハ山多ク平地少キコト、平地少キカ故ニ歐米諸國ノ如ク耕地多カラサルコト、長多カラサル耕地ニ對シテ人口ハ稠密ナルコト、是等ハ統計ノ數字ニモ明瞭ナレハ何人ノ眼目ニモ現然タル所テアル

人ハ多ク耕地ハ少シ是レ我農業ノ極メテ集約ニシテ耕地ノ最大切ナル所以テアル此大切ナル耕地ノ利用上苟クモ不利不便ノ點アレハ斷シテ匡正セネハナラヌ必ス整理セネハナラヌト思フ區劃ハ如何、形狀ハ如何、乾濕ハ如何、水利ハ如何此等ノ要點ニ於テ我耕地ハ概ネ完全ヲ缺ケルコト一般ニ認ムル所テアル故ニ予ハ耕地整理ヲ以テ我農業ノ根本的改善ナリ、耕地改良ノ緊急要務ナリト信スルノテアル乃チ耕地整理研究會ノ組織、會報ノ發刊ニ際シ所信ヲ述フルコト斯ノ如シ

農學博士　酒勾常明

發刊を祝す

方今耕地整理の聲は我農界到る處に喧傳せられ、當局亦此れか保護奬勵に力め、我高等農學校は其筋の委囑を受け、此れに關する講習を開く事茲に三年、其修了者を出す事凡三百、全國に

通し斯業に從事する技術者の總數千有餘名に及ふと、盛なりと云ふへし。此際に當り、斯業に關係を有する諸子相計りて耕地整理研究會なるものを組織し雜誌發刊の擧あり。予は本誌か耕地整理事業の燈明臺として大なる裨益を與ふることあらんことを希望し我農界亦た之れに恩澤を蒙むること鮮からさるを想ひ、聊か蕪詞を述へて滿腔の祝意を表す。

東京高等農學校長 農學博士 横井時敬

祝辭

凡産業振興ノ最良策ハ農業ノ基礎ヲ鞏固ニスルニ在リ耕地整理ノ實施ハ其ノ目的ヲ達スル所以ノモノニシテ依テ以テ農家ノ經濟ヲ上進セシメ轉テ國富增進ノ實ヲ擧クル道ニ外ナラサルナリ卽チ耕地整理ハ唯ニ耕地ノ區劃形狀ヲ整ヘ水路道路ヲ理ムル技ニ止ラス又農業生産方法ノ改良進歩ニ與テ大ニ力アルヘキ重要事ナリトス

夫レ耕地整理法發布以來既ニ九星霜ヲ經今ヤ斯業ハ著々實行ノ機ニ會セリト雖其前途ヤ尙幾多ノ研究論議ヲ重ネ以テ完璧タラシメサルヘカラス而シテ近來本問題ハ頻リニ世間ノ注意ヲ惹起セリ此ノ時ニ際シ業ニ從フ者ハ當ニ農政ノ眞髓ニ則リ技術ノ精妙ヲ盡シ努力以テ斯業ノ貴ムヘキ所以ノモノヲ發揚ス可シ

由來耕地整理ノ問題タル農學ノ智識ト工學ノ技倆トニ依リ精緻ナル用意ノ下ニ始メテ的確ナル處理ヲ爲シ得ヘキモノニシテ苟モ任ニ整理施行ノ局ニ在ル者ハ常ニ研究的態度ヲ離ル可カラサルハ論ヲ俟タス

今ヤ耕地整理研究會ノ組織成リ會員ハ和衷協同以テ斯道ノ研鑽ヲ是レ事トスヘシト寔ニ時宜ニ適セル措置ニシテ美舉ト謂フヘシ予ハ本會カ斯界ノ樞軸トシテ健全ナル發達ヲ遂ケンコトヲ望ミ會員ノ自彊勵精ヲ祈ル

農商務省農務局長　下岡忠治

祝辭

凡ソ事業ニシテ始メヨリ完全ヲ得ルコト鮮シ皆研究シテ而シテ後チ完全ナルコトヲ得ルモノナリ今ヤ耕地整理ニ關係ヲ有スル諸君一千餘名一團トナリ其事業ノ研究會ヲ設ケ地勢ヲ考ヘ耕地ノ區劃形狀ヲ改善シ水利ヲ究メ用水ヲ引キ惡水ヲ排ヒ地味ヲ良好ニシテ收穫ノ增加ヲ講シ會報ヲ發行ス此レ國家ノ基礎ヲ鞏固ニシ福利ヲ增進スルニアリテ殊ニ目下肝要ノ事業ナリ卽チ其會報ノ發行ハ時機ヲ得タルモノト信ス聊カ蕪詞ヲ述ヘ併テ將來ノ大成ヲ祝ス

明治四十一年十月　理學士　近藤仙太郎

耕地整理研究會會報ノ發刊ヲ祝ス

鳥取縣カ耕地整理法ニ基キ同法施行ノ年卽チ三十三年縣下岩美郡浦富村牧谷村、西伯郡日吉津村大字日吉津ノ兩耕地約三十町歩宛ニ對シ整理ヲ斷行スヘク同村ノ有志ニ勸誘スルニ至リシ所以ノモノハ前者ハ時ニ旱害ヲ被リ後者ハ常ニ過濕ノ爲共ニ年々充分ノ收穫ヲ得ル能ハサリシヲ以テ之ヲ救治セン爲耕地ノ整理ヲ遂ケ耕地整理ノ利益ハ單ニ耕地ノ增加ヤ交通運搬ノ便ヲ圖ル

ニ止マルモノニ非サルヲ模範的ニ示サントシタルニ因ル而シテ工事完成ノ結果ハ前者ニ在リテハ用水潤澤トナリ後者ニ在リテハ濕田變シテ乾田トナリ孰レモ豫想外ノ好成績ヲ得タリ浦富村牧谷村ノ如キハ三十三年十一月二十三日參加土地所有者總會ノ決議ニ依リ耕地整理委員長澤田虎藏氏ヨリ本事業ニ關スル功勞者ニ紀念章ヲ贈リテ感謝ノ意ヲ表セリ本事業ニ熱誠盡瘁シタル人々少ナカラサリシモ就中時ノ村長タリシ澤田十太郎及永美正一兩氏ヲ其ノ最トス當時ノ知事ハ今ノ荒川長崎縣知事ナリ本事業ニ對シ縣廳ヨリハ一箇所ニ付僅ニ百五十圓ヲ補助シタルト官廳ニ對スル申請書類調製ノ爲多少助力シタルニ過キサルナリ

爾後農商務省ハ毎年耕地整理事業奬勵ノ爲多額ノ經費ヲ支出シ府縣モ深ク此處ニ意ヲ注クニ至リ協力シテ斯業ノ進捗ニ努メタル結果今ヤ耕地整理ノ發起認可ヲ與ヘタルモノ十一萬町歩ヲ超過セリト聞ク人或ハ其ノ進捗ノ遲々タルヲ論スレトモ事業ノ性質ヨリ觀レハ寧ロ歡フヘキ經過ト謂ハサルヘカラス

今回耕地整理事業ニ直接間接關係アル人々相集マリ耕地整理研究會ヲ設立シ其ノ機關會報ヲ發刊シ大ニ斯業ノ進捗ニ力ヲ添ヘントス洵ニ機宜ニ適シタルノ擧ト謂フヘシ玆ニ遙ニ其ノ發刊ヲ祝シ併セテ前途ノ成功ヲ祈ル

祝辭

前鳥取縣內務部第四課長
韓國農商工部農務局長　中村彦

農事改良ノ根本タル耕地整理事業ハ當局者ノ鋭意熱心ナル奬勵ニ因リテ世ノ覺醒ヲ促シ日ヲ追

フテ業ヲ起スノ多キヲ加ヘントスルハ共ニ慶賀ニ堪エサル所ナリ

翌ニ斯業奬勵ノ任ニ當レル技術者諸君相謀リテ研究會ヲ組織シ今之レカ機關會報ヲ發刊セラル正ニ時運ノ然ラシムル所ニシテ斯界ニ貢獻スル所大ナルヘキヲ信シテ疑ハス

抑耕地整理事業ハ農業土木學ノ研究ニ屬スル者ニシテ農學ニ關シテハ原來多大ノ研鑽ヲ致サレタルカ如キモ土木學ニ屬スルモノニ至リテハ未タ深ク之レカ研究ヲ重ネラレタルヲ聽カス該事業ノ性質ヲ考ヘ前途ヲ想フテ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

局ニ當ラル、諸君ハ益學理ト技術トノ蘊奥ヲ竝ヒ究メテ以テ事業ノ發展上些ノ遺憾ナカラムコトヲ望ムヤ切ナリ聊カ婆心ヲ述ヘテ本會報ノ前程ヲ祝ス

攻玉社工學校長　大沼文哉

祝發刊　泉瑞城山

多士濟々積爲編　彩文到處壓乾坤
不迷爾今斯技闇　赫々光明滿畝田

耕地整理觀　同人

通路疏溝縱且横　劃然屏息虞芮爭
斯技元來富國策　誰知又是平和業

論說

耕地整理に關する所感の二三

農商務技師農學士　伊藤悌藏

適當に經營せられたる耕地整理則ち耕地整理の必要ある場處に於て適當なる設計の下に適任者を以て經營せらるゝ耕地整理事業なるものは農業改良事業中尤も效果の多大なるものゝ一として深く之れを歡迎するを以て其事業が本邦に於て可成理想的に成就せんことは吾人の尤も希望する所なり吾人は耕地整理に關しては因より素人たるを免れざるを以て適切なる所感を述ぶることを得ずと雖も耕地整理の目的も農業經濟の發達を計るにあるや勿論なるを以て農業經濟上より觀察して左に素人所感の二三を述べ專門家の教示を請はん

其一、耕作道路と其幅員

耕地整理に於ける耕作道路幅員の廣狹は直ちに本邦耕地經濟に關係するや多大なるを以て耕作道路の廣狹問題は獨り耕地整理專門家に於て研究すべきのみならず一般農業關係者は深厚なる注意を以て之れが研究を怠るべからざるものなり吾人の之に關する所感は次の如し

耕地整理は百年の大計たり然れとも本邦の農業は百年の後と雖も歐米諸國の如く大仕掛の機械的農業とならずして依然として小農主義の農業として存すべきや疑ひを容れず爰を以て本邦農地の耕作道路は單に百年の大計たるの素語の下に安りに道路幅員を過重視することは避さるべからず耕作道路が同時に里道たるべき場合は別として多くの場合には特別なる事情の存する場合の外道路の計劃上同時に同所を二臺の荷車が往來するを想像するの必要あるや否やに付き疑ひを有するものなり路傍の所々に車避けの場處を設置し以て道路用地の經濟を爲すが如き本邦農地の經濟上尤も必要にあらざるやを考ふるものなり「時即金」なる語を除り極端に我耕地整理の道路設計上に應用するに於ては實際金にならざる多くの時間をも金として計算するの計算法たるに至るべきを以て此邊專門家に於て充分考究を要することゝ信ずるなり

其二、小區域の排水事業

本邦は由來に富むを以て至る處山間地方に介在せる田地にして冷水の湧出其他の源因に依り田地の生産力に乏しく之れに簡單なる暗渠排水を施せば土地の生産力を五割乃至二倍以上をも增加し得べく加ふるに階段狀にして到底大規模の耕地整理を行ふに適せざる小區域の耕地頗る多し之等の地方の排水事業は成功面積を以て論ずる場合には如何劣等の位置にあるべしと雖とも耕地整理の主眼たる土地生産力を增加する點より謂へば其效果多大なるを以て本邦現時の如く一日も速に食料品たる米の生産增加を急務とする國にありては此種の小規模の排水事業も世人の注目するに至らんことを希望するものなり

其三、耕地整理地利用の普及

耕地整理の目的たるや土地の生産力を增加するが如き尤も重要なる目的の一たるや疑ひを容れず從て整理地の利用を充分に行はざるに於ては耕地整理は成功するも其目的は完全に達せざるものと謂はざるを得ず我國の耕地整理は今や創業の際にして之れが計劃に多忙なるを以て整理地の完全なる利用を求むるは今日に於ては尙早かるべしと雖も整理地の利用は整理事業の大眼目たるを以て植作或は綠肥栽培等に依りて之れが利用を充分にせんことを切望せざるを得ず特に綠肥栽培の如きは勞力關係も極めて少なく單に耕作者が整理地を利用するの意思如何にありと謂ふも過言なきが故に其利用に關しては特に地方廳に於て奬勵に盡されんことを望まざるを得ず

吾人は整理地利用の手段として耕地整理の參加者が整理事業と同時に農事改良共同規約の如きものを作り改良農業を實行し整理後に於ても整理地をして模範的農地たらしめんことを望む亦道府縣に於て耕地整理に關し相當奬勵金を交付する場合に於ては補助條件として前述の如き組合を組織するか或は其他適當なる方法に依り整理地の利用を爲すの義務を負はしめんことを切望す尙次に參考として整理地の利用策として植作に綠肥として紫雲英を栽培したる場合の利益を左に略述せん

整理地は一般に排水宜しきを常とするを以て適當なる地質の地に於ては一反歩平百貫以上の收穫ある地少なからざるべしと雖とも今仮に一反歩の收穫量を八百貫とし其窒素含有量を千分の五とすれば八百貫中四貫目の純窒素を有するの理なり現時に於ては販賣肥料の市價に依り計算すれば一貫目の窒素分は約三圓の市價を有するを以て八百貫目の紫雲英は拾貳圓に該當する肥料價値を有するものと認むることを得べし特に紫雲英の如き有機質にして腐蝕し易き綠肥にありては土質を改良するの效果に於て成分以外に於て人造肥料より數等貴ぶべき資格を有するを以て其肥料價値は成分より計算するものより以上に價値あるものと謂はざるべからず假りに一反歩拾貳圓と計算するも稻作以外の作物としては頗る有利なる

物にして稲田經濟上至大の關係あるを察知するに足るべし況んや本邦に於ける現時輸入肥料の總額は毎年四千萬圓の多きに達するを以て耕地整理地に於て綠肥の栽培を普及し農家經濟の發展を計るが如き豈急務中の急務にあらずして何ぞや

解鬩難

片岡　謙

人を鬩るものは多し自ら鬩るものは少し鬩を解かんとするものは多し鬩を解くの難きを思ふものは少し右の樣なことを書き始めると何か揚子にまねて漢文の燒き直してもする樣に思ふけれど必しも然る積りではない近年耕地整理事業の施行せらるゝもの漸次增加するに從ひ喬木の風に當ること強きが如く往々にして世の鬩るところとなる而して此事業が人氣仕事の一であつて然かも多數農民の氣運が此事業を喜ぶの傾向を示し來るにあらざればその實行を難しとする以上は世の鬩も或は事業の障害たるなきを保せず彥にも惡事千里を行くとあれば耕地整理事業に對する世人の惡口が忽ちにして農民の間に傳はりさなきだに守舊の念强き農民をして企業に反對せしむること珍しとせず故に之れ等の鬩るものに對し解鬩の辨を弄し筆を以て鬩るものに對しては筆を以て之を解き口を以て鬩けるものに對しては口を以て之を解くこと事業の發展を期する上に於て勿論有益にして然かも其の事たる甚容易なるものであるけれども好事多くは門を出でず口筆の辨用を爲すこと少き場合が多い樣である是に於て乎余輩は解鬩の難きを思はざるを得ない

耕地整理事業は理論上世の鬩を招くべき性質のものではない世人が此事業を鬩るも理論にあらずして實際に於て視察實見するところに基くが如く見ゆる而して余輩が從來口筆の辨を弄して鬩を解くに努めたるは多く理論に走るの傾きがあつた理論は世人の解しがたき問題である農民も亦理論に耳を傾けざるものが多い解鬩の辨用を爲すこと少かりしも亦已むを得ざりしにあらざるか然らば如何にして世の鬩を解くか余輩は實地に付て鬩けるものは實地に付て其鬩を解くの最適切にして效多き方法たるを信する而して耕地整理施行後の土地の狀況は實地に於て果して世の鬩を解くに足るの好況を呈しつゝありや

余は此暑中行脚旅行を企て近縣を巡り耕地整理施行地十數箇所を視察した今一々視察したる狀況を記載するの暇なきは甚遺憾であるけれども其結果に付て之を觀るに到るところ靴を隔てゝ痒を搔くの感なかりしはあらず卽ち余の視察したる整理地の多くは設計上敢て著しき缺陷ありしを認めざるに其の結果は余の想像したる如く良好ならざりしもの少からず勿論整理費用と相收支して利益の有無を疑ふほどに不結果なりと斷定すること能はざれども少くとも設計者が整理に依て受くべき利益として之を豫定し設計書中に記載したるほどの利益は未だ充分に收め得ざりしものが多い今更に之を詳記すれば

米の增收　は耕地整理の主たる目的たりしにも係はらず整理の結果未だ增收を認めずと稱するもの少からず或は却て整理後兩三年減收せりと稱するものさへあり此の如きは設計者

の豫想と大に反する結果ではあるまいか次に

二毛作　に就て之を見るに設計者は整理地の過半は勿論或は殆んと其全部を擧て二毛作田と化するが如く豫想したるに是れまた微々として行はれず更に又

牛馬耕　に付て之を見るに是れ又整理の結果其實行の增加したるもの不幸にして少かつた

是れ等は勿論結果の不良なる方面を觀察したものであつて更に利益ある方面を觀察すればそれ〳〵亦利益の擧くべきもの少くはないけれども兎に角右の如き結果は著しく設計者の予想と相反するものといはねばならぬ故に設計者をして公平に批評の位置に立たしむるも決して右の結果を以て滿足せぬに相違ない況んや設計の何たるを解せず耕作の方法如何を知らずして慢然整理地を批評するもの其聲を大にして曰く『何々の耕地整理は結果不良失敗に歸せり』と、是れまた止むを得ざるの結果ではあるまいか、若右の結果が不良なる設計に基くものとせば其の責は設計者に在り設計者は宜しく腹を切て而して其罪を謝すべきである、然れとも余の觀察したるところに依れば設計上著しき欠陷ありしを認めなかつたのである然らば右結果の原つくところは如何、余は言の簡ならんか爲めに不結果の原因として左の二項を揭ける

一、表土と心土若しくは肥土と瘠土とを識別せずして之を混同せる工事上の缺點

二、整理施行を發起せしむる際の熱心を以て整理後の土地に於ける農事改良を施行せしめざるの缺點

是れ等の點に關しては余輩は今始めて之を云ふのではないけれども言徒に多くして事の行はれざるは甚遺憾とするところである、而して此事たる決して農民の自ら爲すに放任すべきものではない、農業奬勵の責に任ずる者の大に注意せざるべからざる事柄である、龍頭蛇尾の農事奬勵が其效を收むること少きは其例決して珍らしからず、耕地整理の事業が其發起の際に於て同意者の糾合設計書及規約の作製等に對し最愼重に最熱心に苦心經營せるもの多きことを余輩は知る、然れども一度其事業發起のこと成立し施行の認可を受け整理委員の互選を了して工事に著手するに當てや事業の進行は一に之を整理委員に放任して顧ることを殆んど尠きにあらざるか工事は粗漫なるも之を顧みず小作人は肥料を惜みて整理後の作況豫想に反するも之を顧みず二毛作及牛馬耕は之を行はざるも顧ず地主の一部費用を完納せずして整理委員の困難するものあるも之を顧みず、若し此の如くんは耕地整理の奬勵は龍頭蛇尾のみ事業有終の美は何れの處に之を求むべきであるか世の嘲を解かんとする愚い哉と云はねばならぬ、然れども世の嘲は實地に付て之を解かねばならぬ而して之を解くの責務は之を他人に放在すべきにあらず吾人研究會員の當に努むべき責務の一といはねばならぬ然らば其方法如何　余は今差當り實行すべき方法として左の數項を揭げる

一、設計者をして工事監督の責に任せしむることを要す

二、設計者をし　整理後に於ける土地利用の方法を指導せしむるを要す

三、整理委員の職務を補助し彼等をして其の余力を農事改良のことに盡さしむるを要す

四、小作人に對する農事奬勵法を講究して適宜實行するを要す。

先つ斯の如きものである尙之を詳說すれば言ふべきこと行ふべき事項多々あるべきも今は單に之を揭記するに止める、要するに工事施行の方法を過らず整理後に於ける農業經營の法其宜しきを得ば耕地整理の效果は油然として玆に起り農家は却て此事業を嘲けるものを嘲るに到るであらう此の如くんば世の嘲も齒牙にかくるに足らざるべく解嘲の筆と口と遂に其要を認めざるに到るならんと思ふのである

耕地整理研究論

坂本家則

耕地整理は遠き將來に亘るべき大事業なり、之が研究を重ね其發展を謀らんが爲め耕地整理研究會成り今其會報第一號を發刊す、誠に慶賀の至りと謂はざるべからず、然り而して耕地整理の研究は抑も如何なる範圍に存するか、是れ先づ抱懷さるべき疑問ならん、本稿は之に就き聊か述ぶる所あらんと欲するなり。

（一）

耕地整理は多數の所有者共同し時に或は少數者を强制し土地の生產力を進むるが爲め土木工事を營み位置を轉換するものにして、耕地整理の研究は如何にすれば此事業が最遺憾なく發達發展すべきやを研究することに外ならず、此く言へば頗る平々凡々なりと雖もあらゆる困難なる問題は此平々凡々たる數行の文字中に隱匿せり。

上述の性質により推考すれば耕地整理の研究は左の數項を包含せざるべからず。

一　利益增加の研究
二　利益分配の研究
三　經濟上の研究
四　法律上の研究
五　政策上の研究

右の分解は論理的に正確なるや否やを知らずと雖も今姑く此の如く分解し置くを便宜と信ず、而して其各項は如何なることを意味するや、以下之を詳述すべし。

（二）

先づ耕地整理は利益事業なり、利益を目的とす、利益なきに於ては耕地整理なるもの存在の餘地なし、從て耕地整理なるものが利益有るものなりや無きものなりやは根本的の問題なるべし、然れとも耕地整理の利不利は今日既に解決されたる問題にして、何人も其有利なるを疑ふ者なく、疑ふ者なきが故に耕地整理事業起り、耕地整理事業起りしが故に耕地整理研究會起りしなり、耕地整理の利不利を研究するは本會の目的にあらず、其發達發展の道を研究するこそ本會の目的なり、從て又此大問題は本稿の區域外に殷せしむ、耕地整理は有利なる事業なるは既に確定せる所なり、然れども如何なる方法を以てするも有利なりとは謂ふこと能はず、又有利にも程度の差あり、此に於てか如何にすれば最有利なるかの問題起らざるを得ず。

此に有利なりと云ふは一地區全體に付きて云ふものなり、耕地整理は共同事業なれば後日其利益を分配すべきは論を待たずと雖も、其全體に於て利益あるにあらざれば利益分配の問題を生ずるの餘地なし、而して此利益は如何にして得るやと云ふに土木事業及換地割當なり、而して其主たるものは土木工事にして、換地の割當も其場所の關係に於て勞力節減となり利益增進を來すと雖も、換地交付の重きをなすは分配の關係にして利益增加の關係に於ては主として土木工事の研究に待たざるべからず。

土木工事は道路を作り溝渠を堀るが如きことなれども其目的は農業の爲めにするに存す、單に完全なる道路溝渠を設くるは其目的にあらず、從て其基礎は農業の上に在り如何なる場所に水路畦畔が必要なるや如何なる土壌は如何なる耕作に適するや等は其先決問題なり、故に農作關係の研究は工事卽ち工學の研究と共に利益增加の關係に於て亦た甚だ重大ならざるべからず。

耕地耕理の技術は平々易々にして別に研究を要することあるべからずと云ふものあり、平々なる耕地整理に甘んずれば或は然らん、假りにも能ふ丈けの發達を謀らんと欲せば何ぞ此の如き樂觀を許さんや、曾て佐々友房氏歐洲を視察して歸り語りて曰く、驚かるゝ哉、歐洲に於ては天然の儘の土地なるものは一寸も見る能はず悉く皆人工の土地なり、都市は言はずもがな、有名なる獨逸の大森林の如きも皆之れ植付けて作りしものなり、森林の內に入れば境界整然石垣を繞すあり鐵柵を亘すあり、以て一寸一分を爭ふを得ざらしむ、加之麋鹿來りて樹皮を嚙むの故に鐵網を以て幹を蔽へり、又耕地に到り見るに區劃は整正せられ畦畔は頗る小に、伏して溝渠を窺へば悉く「セメント」にて捲かれ日本の如き垂れ流しの水路は一つもあることなし、排水機あり、灌漑機あり、至れり悉せり、歸り來りて更に幾千年來の農國を見れば焉んぞ整然たらざるを得んやと、例令此言を以て多く事實に相違せりとして排斥するも、大槪は窃に想像するを得ざるにあらず、我が耕地整理も幾何の程度の進步を見るべきや測り知るべからざるなり、技術研究の餘地も亦測り知るべからずと謂ふべし。

（三）

利益增加の方法に次で研究せざるべからざるは利益分配の方法なり、百人集りて千圓の利益を得たりとせば其團體より見れば既に目的を達せるものなり、然れども若し其內或一人が其千圓を悉く獲得し他は得る所空しとせば如何、不公平云ふ迄もなく耕地整理に同意する者は殆んど跡を絕つに至るべし、故に其の分配の方法を考察せざるべからず、抑も此總利益は土地改良なる無形の點に存するを以て、其土地を悉く他人に賣却し其代金を分配するか、土地の儘價格を見積りて分配するかの何れか一によらざるべからざるべし、而して何れにするも分配の標準は何によりて定むべきか、到る所同一方法を推行することを得るや否や等は此種の研究の材料たるべし、又分配に附隨して起るは費用の問題なり費用は今日普通に行はるゝが如く分配と全く別なる標準により賦課して果して公平なるか。

此分配の問題は主として經濟學家殊に農業經濟家の努力を俟たざるべからず、御農地は一種特別の資本にして、或は他の資本と差異なし又は差異なきに至るべし等論ずる者あれども、少くも日本の今日に於ては金錢又は商工業の資本の如く簡單に論じ去る能はざるものあり、價格の見積に付き特に研究を要すること論を待たず。或る人は從前の土地を價格に見積ることを根本的に非難す、是れ一理なきにはあらず、蓋し所有者が賣買的觀念を離れて自ら重んずる農地を放更らに價格に見積ることは不當なるの嫌なきにあらざるなり農地が特別のものなることは前述の如し然れども之を價格に見積ることなくして利益の分配を遂げ得るや否や、余は他に良策を知らざれども若し此普通の方法にして不適當なりとせば別に適當なる方法を考察せざるべからず。

（四）

次は經濟問題にして其主なるものは資金なり、耕地整理が如何に有利なりと雖も無資金にしては企つること能はず、而して耕地整理は國家の事業にあらず所有者共同して工事を營むものなれば、此資金は營む者たる土地所有者自ら負擔せざるべからず、土地所有者にして立どころに之を辨するを得ば何等の困難なしと雖も、此の如きは我農民に望むこと能はず何處よりか之を融通せざるべからず、今日は農工銀行勸業銀行之が融通に任ずるも其基金は頗る潤澤ならず、農工銀行勸業銀行は其資金を如何にして得るやは直に起るべき問題ならん、目下は經濟界必逼なるが爲め基金なしと雖も、經濟界恢復の後は必ず潤澤となり續々施行せらるゝ耕地整理に供給せらるゝを得るや否やは甚だ疑はし、耕地整理の爲めに謀るものは更に供給の途を探索するか、或は銀行の爲めに其基金豐富の途を講ぜざるべからず、目下の研究問題たると共に又未來の研究大問題たるべし。

或人曰く耕地整理の資金は生命保險の掛金に依るを可とすと理由ありと謂ふべし、保險金は長期の預り金にして而も危險なる利用方法を講ずるを許さず、利益は小なるも確實なる利用に充つるを要す、此の如きものに對しては耕地整理の如き恰當放資場たるが如し、回收は長期に亘ると雖も其利益は頗る確實なり利益此の如く大に官廳の監督此の如く嚴なる事業を以て適當ならずとせば他に適當なる放資場は恐らく無からん、然れども保險業者にして此に放資せずんば此の目的は達すること能はず、如何にすれば此資金を吸收するを得べきや、是は更に考察を經さるべからず此考案立たざる以上は何等の實益を生せず。

又或る人曰く公債に「トンチン法」なるものあり、好結果を得たることあり、「トンチン法」とは應募者を適當なる範圍に於て一團となし、其最も後まで生存したる者に金額を償還する方法なり、此の如くせば人皆吾れ最も長命せんと思ひ喜んで應募するなり、此理を耕地整理に利用し土地所有者をして小額つゝ應募せしめ、適當なる範圍を一團となし、其中にて最も後まで土地を讓渡さざりし者に金額を償還することゝし、射倖心に訴へて資金を集むると同時に土地を愛するの情を起さしめ、耕地整理の氣運を發展せしめなば頗る好結果を得んと、此の如きは甚だ妙味ある言なりと雖も問題として研究を

重ねざるべからざる點頗る多かるべし。

工事は請負に付するを可とするか直營を可とするか、其費用の多少は如何、結果の良否は如何、請負に付して往賣を徒食せしむるの憂なきや、有らば此に處するの道如何、等も經濟的研究の材料たるべし、又耕地整理の結果貧富の懸隔影響なきや、小作人と地主との關係は如何、勞力の節減を得たる場合に其勞力は如何に轉用せらるゝか、等も此方面に於ける重大なる研究なりとす。

小作料に付ては或人は上ると云ひ或人は下ると云ふ、單に上下を論ずるも無益なり論する以上は小作人は耕地整理の結果有利なる地位に還るや不利なる地位に落るやの問題ならざるべからず、然れども小作人の地位は直接當然には上りもせず下りもせざるものなるべし、何となれば耕地整理は地主の事業にして小作人は損益とも與らざればなり、然れども小作人の地位は間接にも上ることなきや、其結果は農村に如何なる影響を來すものなるか、是れ亦た趣味ある問題たるを失はざるべし。

（五）

次は法律上卽ち權利の方面なり、耕地整理は土地所有者共同すと雖も純然たる合意の共同を得るは常に期待することを得す、或少數の不同意者を强制することを認むるにあらざれば到底豫想の成功を見ること能はず、果して然りとせば之卽ち人の所有權を蹂躪するものにして法律上輕々に看過する能はざる所なり、又例令整理施行には全員同意すと雖も其後事業を進行する上に於て終始議論合一するが如きは愈稀なる所にして、此際にも一方を壓制するの必要元より存す、更に歩を讓りて經營者は全く異體同心に協力すと假定するも土地には既に權利を得たる小作人あることあり、地上權者あることあり、抵當權者あることあり、此等の者は耕地整理の爲めに利益を蒙ることありと雖も常に然りと謂ふ能はず、單に危險のみを感ずること少なきにあらず、此等の者の權利を適當に保證するには如何なる方法に依るべきかは更に研究せざるべからざるなり、若し此研究にして滿足ならずんば社會は總て危險を感じ、國民の不勉勵となり產業の不振となり、其弊害は耕地整理の成功を煙滅して餘りあるべし。

總會を認むべきや否や、規約を認むべきか、又其規約には如何なる事を規定するの自由を與ふべきか等は皆此方面の研究に屬す。

手續の如きは後に述べる行政上の研究と關連するものなれども法律關係に關係あるもの少からず今日法規の手續は非常に複雜にして俄に此事業に携はりしものゝ如きは途方に暮るゝことあり、非難の聲常に絶えず、然れども耕地整理は强制を認むると共に種々の特典を與ふ之を輕々にすべからざるは論なし、而して愼重に從ふて複雜となることは或程度までは免るゝ能はず、故に今日の複雜は必ずしも一概に無益と云ふべからず、然れとも亦之を輕便にするの餘地なしとも斷定するを得ず、研究の餘地は固より存す。

（六）

次は政策上なり、卽ち國家は耕地整理に對し如何なる施設をなし如何なる行政を行ふべきかに付ての研究なり、耕地整理

は、私人事業なれども其關係する所は多數の國民に及び國の富強に影響す、故に國家は或程度まで此事業の爲に助力せざるべからず、是れ國家の義務にして雖て其利益なり、然らば國家は何をなすべきか、國家は前述の諸研究に於て最良と決せられたるものを取り以て日常行政の準據と爲し適當なる手段を竭すべきは論を俟たず、尙ほ別に純政策として研究に上るものも少なからざるべし、例へば補助金、技術員養成等の如し、補助金は最卑近なる具體的の方法にして人民の之を望むこと非常なるべし、然れども之れ果して可なるや否や聊か疑問の存せざるを得ず、耕地整理は國家を利すること固よりなりと雖も、其本體は個人の利益事業にして國家は間接に利益を受くるに過ぎず、而も直接利益を受くる個人は單に其地區の人民なり、此の如きに補助金を與ふるも偏利の嫌なきや否や、又此補助金は如何なる程度迄繼續し得るや、東西南北頻々として整理起るに至らば能く之に堪へ得るや、物は反動を生ず補助の困難を生ずると共に耕地整理其ものに對して惡感を生ずることなしとせず、又若し此政策にして可ならば繼續費として安心を與へては如何、百年の大事業を一年一年に議會に依つて悉まる、費目に據る、誠に心細しと謂はざるべからず、又技術員養成の如きも事や大に可なり、然れども今日の現狀態は果して可なるや國家が大なる費用を投じて業を卒へしめたる者にして他の土木事業に從事する者少からざるが如し、亦た一考の價なきにあらざるべし、又耕地整理施行上に付きては、當初より共同主義社會主義とも云ふべきものを大に尊重し、企業者なるものを認めず、是れ今日まで耕地整理が當局の極力庇護せるに拘はらず其進行遲々たりし原因にあらざるや、今日一般の經濟上には利益を得ると共に危險を負担し全力を擧て其事業に從事する企業者なるものを認む、此あるが爲に幾多の大事業も遂行せらるゝなり、然るに耕地整理に於ては全く之を認めず、新進の智識に乏しく保守的にして且無資力なる農民を驅りて根本的に土地を處分する未知の事業に自ら赴かしめんとす、種々の弊害は之を防止するの利益あると共に其進行は遲きを免れざるべし、一利一害比較し來りて其可否は如何、但し之は過去のことに屬し今日に於ては既に其利益了解せられ資金の供給あらば直に勃然として整理の發展を見るべきやも知るべからず、或は未だ必ずしも然らざるやも知れず、要するに政策行政に就ての研究は此の如きことに存す。

又耕地整理を行へば、土地の區劃正しく一筆の面積適當なるに至ると雖も、其終了後は何等の制限なきを以て勞力費用を費して得たる土地は或は復た分割歪曲せらるゝに至ることなきを保せず、誠に歎ずべきことにして、早く或程度以下の土地は不可分物たるの思想を生せんことを希はざるを得ず、獨乙さくせんばいえる其他の諸國は法律を以て耕地整理後の土地は五反以下に分割する能はざる旨を規定せりと云ふ、我日本も此に類する法律を發するの要なきや否や。

（七）

以上は耕地整理研究の範圍を概論すると共に、二三の實例を提けて印象を明にせんとせしものなれども、忙中熟慮の遺を得ず單に浮出せる思想を漫寫せるのみとなり、繁簡の宜文辭の適總て之を失へり、讀者幸に之を諒せられよ。

講演

耕地整理に就て農業經濟上の觀察（上）

農學博士　横井時敬

左の一文は昨年の耕地整理講習會に於て横井博士の講演せられれるものにして博士の閲を經て茲に掲ぐ

私の御話する事に就きましては、或は諸君と見解を異にする事があるかも知れませぬ、又唯書物の註解に止まるやうな事もあるかも知れませぬ、少しく事細かなる所へ渉つて御話して見たいとも思ふ事がありますから、少しく長くなりませうが暫く御退屈を忍んで御清聴あらん事を希望致します、但し私は今日耕地整理と云ふ事に就ては、少しく研究もして見た事もありますから、時間の許す限り餘り長くならぬ範圍に於て稍々根本に立入つて御話して見たいと思ひます。

今日私は實際耕地整理をやつて居る地方に就て今少しく調査をして、具體的の御話も出來やうと思ひましたが、然し今日は或は又具體的の御話が出來ぬ方が却て宜いと思ひます、餘り切込んで御話せぬ方が宜いかと思ひのでふあります、若し間違つた事がありますれば、それは間違つて居ると叱らるゝ丈けで、私の考は是丈であると云ふに過ぎぬのであります、耕地整理と云ふ事に就て近頃では其功績を或じて居りまするから行はれて居るのでありますが、其人の遣り方に依つては非常に其結果に差が生じて來るのであります、然し餘り何うも宜い事ばかり申上ると俗に云ふ仰人口であつて、唯好い加限な事を云ふに過ぎないのであります、一層の事業めやうを少しにして設くと云ふ決心であります、耕地整理の利益の方のみを上げて云ふときは、利益の方の甚だ多きこと無論ではありますが、然し兎に角物には利益があると同時に半面不利益があつて、兎角世界の人が耕地整理の利益のある方面のみを述べて害のある方の方面は餘り述べて無いのであります、夫で、日本全國財政の許す限り此の耕地整理事業に打込んでも差支はないのでありますが、不幸にして私は左程思はしい事のみはないと思ひます、若し耕地整理の事業にして、害あつて益の無いと云ふやうな事になりましたならば、無論國家的の事業で無いのでありますから、其邊は耕地整理の主任の方々が大ひに御考へにならなければならぬ事であります、兎に角我々が是に向つて經濟的事業と考へたならば、何等の疑念も無く全力を注がなければならぬのであります、豪い金を掛けるといふ事も無論宜い事であります、唯金を此處に捨てないやうにして行くと云ふのは、望む所であります、然し段々諸君も經驗を積まるゝ事でありませうから此事業に向つて好成蹟を擧ぐる事になるでもありませうか、然し或地方の如きは此耕地整理をやつた爲めに却つて田地を荒されて草茫々と生へて居る半分以上原になつたと云ふ事も隨分聞かぬ事も無いのであります、私が各地方を旅行して滋車の中から見まするとと

云ふと、隨分さう云ふ現象がないでもないのであります、夫故に耕地整理と云ふ事を隨分恐れる地方もあるやうに聞いて居りました、夫で其缺點に就て私が斯樣に論じて居りまするのは此の耕地整理と云ふものは、仕事に兩方面あまして、技術の方面と經濟の方面との二つがあるのであります、技術者は技術の方面に於て完全に出來れば良いのであるが、經濟の方面から見ると何うしても經濟の狀況を考へて行かなければならぬ、譬へば馬を育てるのに馬の改良をするには出來るだけ馬の健全を計らなければならぬが却つて餘り改良をした結果駑駘となつて役に立たぬやうになる事がないでもない、牛も其通り鷄も其通りである、唯金さへ掛ければ夫で良いと云ふ譯ではない、鷄も其通り卵を生むのは本當の經濟的である歟り此の耕地整理事業も兩方面おりまして、相隣相容れざる事になつて何時も議論が分れるのである、技術の方面に向つても充分之れを考へなければならぬと云ふ事も當然である經濟の方面に向つても充分に是を考へなければならぬと云ふ事も當然である、併し耕地整理といふのは利益の爲めにするのが本旨であるからして、兎に角經濟と云ふものに最も重きを措かなければならぬといふを勿論である、經經上に於て不利益を蒙つては困ると云ふ事は無論の事である、夫で私は技術と云ふものに向つて是を輕々に付する譯ではない無論技術と云ふものは完全にする事を喜ぶのである、然し少し技術が不完全であつても經濟上に利益があると云ふ事なれば喜んで是に應ずるのである、夫で先つ私にはこういふ考が起り、日本の農業經濟界の方面から此の耕地整理の事業も觀察を下さなければならぬ、今日能く人が勞力の節減と云ふ事を云ひますが、農業者の勞力節減の必要と云ふには各種の方面から觀察を下して見ねばならぬ、勞力の節減と云ふ事は實際一時間節減しても非常に便利もあり利益であるから其方面から云へば頗る農民も喜ぶのである、然し小さい農民になると其事柄が經濟的であると云ふ事は左程問はずして、唯仕事をして苦しくないと云ふ方にのみ心が馳しるやうになる、勞力の節減と云ふ事は日本の農業者に於ては、農業經濟上の勞力の節減と云ふ事は如何なる意味であるか、考へられぬのである、是は經濟學上餘程攻究せなければならぬのであつて、唯勞力の節減ときへ云へば宜いと思ふのは夫れは誤りである、日本の農業者が初めて耕地整理をやつてどの位利益を感じたかと云ふ事は是は多くの場合に於て問題である、日本の農業界は勞力が澤山に餘つて居ると思ふ、私の考へでは日本の農業者は三百六十五日間斷なく働いて居るやうではあるが然し勞力の點に於ては大に餘つて居る處がある、先づ三百六十五日の内六十五日位は休む日がある、其外煙草を飲む際とか養蠶をする際とか隨分勞力の休まる時間はあるのである、歐羅巴では三百日勞働すると云へば必ず三百日間斷なく勞働するのである、日本の農業者は果して三百日働いて居りませうか、先づ一年の三分の一は休んで居ると云つても差支ないのである、唯今の農業の仕方は全くさう云ふ遣方であると云つても差支ないのである、今二三地方に於て勞力が拂底であると云ふのは、農業を遣る外に織物を遣るとか養蠶をやるとか種々の副業があるから夫で勞力が拂底なのである、單に農業の上から云つたなら

ば却つて勞力は拂底で無いと思ふ、夫で尙ほ勞力の拂底を感せられて居るやうなのは何故であるかと云へば、是は畢竟日本農業の仕方が或時に於ては非常に勞力を多く要し、或時は勞力を少しも要せぬと云ふ勞力が一時に集まる處から來るのである、云ふまでもない地方に居らるゝ方は無論御存じでありませうが、丁度麥を刈り習を植うるときが一番日本の農界の忙しいのである、其後は左程忙しくない、但岡山、廣島の如きは蘭の收穫期に際するから草取時期に於て中々此二縣は勞力の拂底を告げるのであるが、其外の土地に行きますと此時になれば夫程に勞力の拂底を告げるやうでは無い、草取が中々忙しいと云ふ人もあるが是はやり方に依ては隨分勞力を省く事が出來ると信ずる、夫から稻を刈るときも隨分忙しいが、是も種々地方に依て違ひますが、先づ其の時も左程のことはないと云つても宜いので、二毛作をする所は隨分忙しいけれども夫さへしてしまへば格別用は無いのである、そこで九州邊りの温度の高い所へ行つて見るとゆつくり仕事をして非常に勞力を省く所がある、一日に三畝四畝一反歩位する所もありますが、それは極端か知りませぬが、一反歩二日を費すとして左程勞力に缺乏は告げぬのである、故に勞力の缺乏と云ふ事は云へぬのである、麥は百日の蒔機といふてあつて十二月一ぱい一月になつても尙ほ遲くないのであるから、涼しい温度の低い所は忙しかろうと思ふたろうけれども夫程忙しくはない、從つて勞力も省くと云ふ問題は必要は無いと思ふ今詳しく其事を云ふ時間もありませぬが然し今少し農業のやり方を變へたならば無論勞力は餘りある事にならうと思ひます、耕地整理の利益ある事は無論でありますが、所が之によりて多くの勞力を節減するとか云ふやうな事は是は左程云ふべき効能は無いと思ひます、要するに日本の農業は其やり方に依てはまだ〳〵勞力を省く事が出來るのである、西洋の如く大農の利益を重んずる事は日本は根底に於て違ふのである、日本の農家は何も大農のやり方のやうに專ら勞力者を雇ふて耕作するといふでなく自分で耕作をする小農が多いのであるから勞力の缺乏と云ふ事は西洋程甚しくは無いのである、詰り日本の農家はさう云ふ有樣である夫故日本の百姓は如何に勞力の缺乏した時でも比較的安い勞力を使用する事が出來るのである、農家は出來るだけ働けば先づ勞力に缺乏すると云ふ事はないと云つても宜いのである、夫に又勞力を省いても收穫が以前程無かつたならば耕地整理をしたとて百姓は有難くはないのである、今日の百姓は餘り多く働き過ぎる今少し勞力を省くやうにせぬければならぬと云ふことは云へないのである、農作のやり方を改良すれば充分に勞力の餘裕は出て來るのである、況んや關以西のやうな温い處では、まだ勞力を省く事が出來るのである、北國へ行きますると勞力が一時に集中するゆゑ、勢ひ勞力の拂底を來たすべきもそれももう少し勞力の使ひ方に依つては勞力の節減が出來るのである、現に布哇などへ行つた農家の樣子を聞きますと、極く凡帳面に仕事をさせらるゝから一時は非常に苦しいが、一ケ月二ケ月も掛れば漸次慣れて來て苦しいとはなくなるといふて居る實に日本農業家の勞力は遣り方に疎放であつて多くの勞力は徒らに費されて居る、日本の農業者の勞力が缺乏して居らぬ

と云ふ事は是を見ても分るのである、日本の農業者は時に依つて働く事もあるけれども時に依つては殆んど何もしない事がある、詰り勞働の時間を適當に使はぬから不經濟になるのである、夫で日本の農業者は食物が惡い、食い物が惡いから餘計に働く事が出來ぬのである、今少し良いものを食はなければならぬ、斯う云ふ主義で農業は進んで行かなければならぬさうすれば勞力は益々餘るのである、北國なぞへ行くと四五月と云ふものは雪が降るので丸で炬燵へ這入て遊んで居るのである、さう云ふ譯でありますから農業に使ふ勞力と云ふものは至つて不經濟に使はれて居るのである、今少し勞力をよく遣ふ考をせねければならぬ、徒らに省くといふ必要はない、此問題は實に耕地整理をするに最も關係のある事柄でありまして、諸君に於て最も御注意なさらなければならぬ事だろうと思ひます、若し眞に勞力が掃底をした曉にはどうするか中々經濟整理位で之に對する解決を與ふることは出來ぬ、今例へば彼の岡山縣にある兒島灣の新田に於ける大經營に於ては其道り口が全く遠つて居る、元來日本の氣候で大農經營に於て其最も困難なるは麥作に於て見るのであつて、其收穫が丁度梅雨の期に當るから之れが處分最も困難であるゆゑ、大農經營には勢之を止めねばなりませぬ、然れば一毛作として經營する、しかも田植時期に於て勞力の集中を避くる爲めには植付期を長く引張らねばならぬ、二十日なり三十日なりを引張るとは左程六ヶ敷いことはなからう、早く始め遲く終はるに何の不都合もあるまい併しながら二十日も立てば草を取らねばならぬ、それで若し二十日以上を植付期を延ばすときは植付と草取と同時に來るやうになるから、此力が餘つて居りまして右樣の次第でありますが、其際大に勞力が掃底するやうになつたならば、二十日間より上に植付を引延すといふことは出來ず大經營はその邊にて止めねばならぬ、若しそれ以上の大經營をしやうとならば勞草取をも止むるやうになる疎放なる仕方でなければならぬと思ひます、十町二十町の大經營をなして居つて、しかも麥作を遣つて居る所もあるが、それは出稼の勞力者を雇ふとの出來るといふやうな事情の下に居るからである、一旦さういふ事情が止むだならば、極めて疎放なる仕方でなければ、大經營は出來ぬ、若し眞に大經營の必要となつたならば如何にすべきであらうか、私共は之れが研究をなしつゝあるが、未だ結果を得ませぬ、集約の程度を減せずに如何にして大經營をなし得るであらうかといふことが、即ち是であります、然らば今日の場合に於て耕地整理を研究する人は現在の有樣に於て、米麥作の二毛作となしながら、極めて集約に經營すべき我農業に對しての耕地整理で、如何にせば之によりて生產を增加することが出來るかといふことを研究せねばならぬ、勞力を省くといふ問題は耕地整理の研究には餘り多くの價ある問題でないと思ひます、夫で如何にして生產を進むるかと云へば、即ち收獲を增加する點であります、收獲を增加する上に就て耕地整理は如何にすれば利益があるか、何う云ふ場所に施せば一番効能が多いか、兎に角耕地整理をすれば、適當の方法を以て耕地整理をすれば收穫の多くなると云ふ事は異議は無いのであります、排水、給水等が適當に行はるれば効能の多いと云ふ事は無論異議は無いのでありま

す、現に角生　刀を殖やさぬければならぬと云ふのは耕地整理の目的であります、現に九州あたりでは古くから排水はなか〳〵廣く行はれて居る、排水の結果として收穫は非常に增加したといふことは、老人の經驗には殘つて居るのである私が向きに筑前に居る時でも、私が敢て別に之れが爲めに力を盡したことは無い、時に話をした位であるけれども排水を非常にやつた處がある、競ふてやつたといふ位であつた、それに依つても私は分るものであらうと思ふ、今日若しも急といふことを言ふならば―耕地整理の急務といふことでもつたならば排水を爲すべき所にある、排水に必要なる所に之を行ふといふことに相違はあるまいと思ふ、是は斷言する、日本の内で麥作をする所は三十七年の調べでも僅か三十二プロセントしかない、多くは濕地であるもので、あとの六十八プロセントといふものは先づ麥作はしない、それ故に少くも排水を要すべき土地は日本に頗る多いといふことは私は斷言し得るのである、そこまで著手するといふことが今日の急務であるに相違ない、併し同時に私はもう一つ急なる場所を考へて見ると、排水を要する所と灌漑水の不便なる所も亦耕地整理をやるに最も適當なる所の一つであると思ふ、灌漑水の方面になると茲に一つの耕地整理以外に問題があるやうであるからそこを續いてやつたらどうか知らぬと思ふ卽ち用水を十分に具へるといふことが耕地整理に伴はなければ私の第二の必要なる場所の用を爲さぬからして、どうか耕地整理に續いて灌漑池の具へを爲すといふ、此處まで一つ進んで行つたらどうか知らぬと思つて居る、此二箇條が一番急務なる所であつて、あとの事業は之が附隨したものと思つて居る、耕地整理といふものゝ外の事は附屬であつて、外はせぬでも宜しいと思つて居る、是さへ出來たならば打遺つて置いても宜いと思ふ、私は耕地整理を非常に主張する、其必要を非常に說くといふのは、茲に排水をしたい、灌漑の便を十分に得たいからである、卽ち言葉を換へて言へば土地改良をしたいのである。

（未完）

夫治天下譬如治水、方其奔衝潰決、腦涌漂舊而不可禁止也、雖欲勞人力之所至、以求殺其尺寸之勢而不可得、及其既衰且退也、駭駭乎若不足以終日、故夫善治水者、不惟有難殺之憂、而又有易衰之患、專之有方、決之有漸、疏其故而納其新、使不至於壅閉腐敗而無用。嗟夫人知江河之有水患也、而以爲沼沚之可以無憂、是烏知耕根灌漑之利哉蘇軾。（蘇軾）

耕地整理　　抽齊楊山泰

耕地有方整且理　　菜村菜整劉家新

豈惟灌漑施肥便　　里道井然通四隣

說苑

土方氣質と百姓氣質

碓賀龍夫

人の性質は其容貌の如く十人十色千差萬別で、多くの人々を一定の典型に當嵌はめて之を區別する事は容易に出來ない仕事である。然し職業を同うし境遇を同うする者の間には、自ら或共通の性格を生み出し支持して居ると云ふことは爭はれない事實である。卽ち職業に依つて所謂一種の共職業特有の氣質なるものを有して居る。お役人に一種の役人氣質あり、學者に一種の學者氣質あり、商人に町人氣質、農民に百姓氣質、勞働者に勞働者氣質、其他俳優氣質、繪師氣質、泥坊氣質、殿樣氣質、三太夫氣質等此々皆此類であると云ふ事は、今更茲に事新らしく云ふ迄もない。

今予が此處に云はんと欲する所は、我農界の農民、特に小農民をして、土方氣質に染ましめない樣に、何時迄も依然として百姓氣質を持て居る樣にしたいと云ふ事である。

突然此の如き事を云ひ出すのは、あまり突飛であるが、是より少しく其所以を述べて、諸兄の敎示を乞ふ積である。

一体予の土方氣質と云ふのは、如何なるものかと云ふに、所謂土方特有の性質である――此處に土方と云ふのは別に特別の意味を持て居る譯ではない、やはり世間に所謂土方の謂であつて土木業に從事する親分以下工夫人夫の類を指す――彼等は都會の習俗に慣れ浮錢を取る者であるから、大に奢侈で、生活の方法が長閑でない。優勝劣敗の戰場に勞苦する事烈しいから、狡猾である、粗暴である。職を得るの地を換えて居るから、無賴である、放恣である。此等の性質は日常吾人が新聞紙上に見聞する事實からでも、容易に認むる事が出來る。

百姓氣質なるものは、此れと正反對である。農民の性質を詳しく知る爲めには農村の情態から調べなければならないが、先づ田舍の情況は、各地到る處多少趣を異にはすれど概して之を云へば其生活が長閑である、呑氣である。前者の樣に優勝劣敗の戰場に苦闘する事も少ない。都會の如く日々金錢の取引をする事もなく、常に天地自然と相接し、造化と同化して居る、故に個人としても、團体としても、特種の性質を持て居る。第一に農民は質素である。衣食住共に質素である。手織の綿布を着、自作の麥飯を食ひ、茅屋に住んで、得々として居る。斯う云つたならば、或人は云ふかも知れぬ。農民とても贅澤はして見たいに違ないけれど其、奢侈をする餘裕がないから、已むを得ず質素にして居るのだ、爲さざるに非ずして能はざるのであると、我はそうかも知れぬ。然し予は其說に全然同意する事は出來ぬ。が此は別問題として、兎に角農民が質素である事は確然たる事實そのものである。

次に農民は潔白で義理に強く、獻身的で且忠實從順である。個人間の關係も到て濃厚であつて、吉凶禍福ある毎に互に相輔け、殆んど個人の獨立を妨ぐる位迄世話をする。其就交的

團結に至つては實に大したものである。

も一つの特性は保守である。一体進歩と保守とは共に必要なる二大勢力であるが、両者とも利害を相伴ふ。前者は積極的、向上的である代に輕佻になる恐がある。後者は堅實、安全である代りに頑固に傾くの憂がある。故に其中和を計る事が必要であるが、此は別問題として、兎に角保守は農民の一特性である。此は職業柄然かあらざる可らざる事である。

要するに以上の特性を有する農村は確に君子の住所たる可き安穩綏泰の地であつて、又人情美の源泉地として、國家に効獻する處多しと云ふて差支ない。

以上述べ來つた土方氣質と百姓氣質と比較したならば隨分大した相違がある、寧ろ正反對の傾向を持て居る。此の如く相反せる氣質が相接觸して感染すると云ふ事は、一寸意外の樣であるが、事實はそうでない、從來鐵道の敷設、道路橋梁の架設、河川改修、築港、埋立其他あらゆる土木工事行はるゝ毎に、其地方の質樸なる農村の風俗習慣に大變化を與へ、農村の安寧秩序を亂し、予の所謂土方氣質感染の害を蒙れる事は吾人の常に見聞する處で、有識の士が常に憂とする處である。

尙又、此外に一般に農村の情態に著しき變化を與へつゝあるものは、都會の發展と、工場の發達とである。近世紀に於ける交通機關の發達と大機械の發明とは經濟界に、一大變動を生じ、戸毎の工場は改まり工場制となりて都會の大なる發育を促し、其奢侈の風は漸く農界に及び、農家の生計の程度は段々向上し、消費の多きに耐えずして次第に零落する者あるは、吾人の屢々耳にする處である。斯くなつて來ると、農業の爲めに費さる可き資本は終に都會に吸收せられて益々都會の發育に資する事となる。資本の吸收と同時に勞働者も亦都會に吸收せられ、我農界は益々悲境に陷らんとして居る。加ふるに、近來工業のデセンツラリゼーションは益々勞力の吸收と奢侈の風習傳播に便を與ふるの傾向がある。此等は實に我農界に取つて輕々觀過す可き事ではない。實に今日の農政問題は此都會の壓力を免れしむるにあるのではあるまいか。

一般に此の如き傾向があるのに、一方に於て下層農民に土方氣質の感染を來したならば、農家の消費は益々增加し、資本と勞力とは益々都會に吸收せられ、終には事愈々谷つて、都會の壓迫のみ只益々強大となりまさるのである。

斯く論じ來らば或者はまた次の如き說をなすかも知れぬ。夫程農業が悲境にあるならば、何ちさう心配するには及ぶまい、農村の如きは寧ろ衰亡に委して、勞力と資本とを自由に吸收し、大に工業を盛にしてはどうだ、農民の如きは何時迄も百姓氣質で、みじめな生活をするよりも、工場の勞働者なり、土方なりになつて、多少でも贅澤な生活を營した方が、水呑百姓よりも餘程幸福ではあるまいか、何も土方氣質、勞働者氣質の感染を恐るゝ必要はない、寧ろ土方、勞働者氣質の傳播を計つて、其方に導いた方が得策ではないかと、かの所謂開古しの工業立國論を聞かされるかも知れぬ。此論の正否は既に屢々東西諸大家の論戰を經たる處であつて、今更吾々如き若輩が彼是謂ふ必要もないが、少しく此事を云はなければ議論の筋が立たないから、只大體國家の上より見て、農業を

保護し、都會の壓力を免れしめなければならぬ事を述べ樣と思ふ。

第一に農業は生産業として必要なるもの丶一である。其生産する處は、直に國内の需用に充つる物もあれば、海外貿易の材料となる物もある。食料品となるものもあれば工業の原料品となる物もある。其中で食料の生産は特に吾人が重きを置く可き事である。右は大抵の國では自國の食料は自國で生産したものであるが、人口の增加と商工業の發達に從つて、自國の生産のみにて食料を支ふる事が出來なくなつて、外國より食料を輸入する樣になつた國も澤山である。英國の如きは六分の五は外國品に仰いで居ると云ふことである。平時には斯の如く食料を專ら外國に仰いで居ても、一向差支はないが、一朝事ある時には、國家は非常なる艱難に遭遇することは明らかである。卽ち其食料品の供給國に事變が起るとか、國際間に戰爭を開く樣な場合には、非常なる困難に出會ふのである。交戰國が軍器上、穀物の勝貴を計つて、對手を苦しめたと云ふ事は歷史上屢々認むる處である。

故に穀物を出來得る丈自國にて生産する事は、國家の自衛上緊要なる事柄である。獨り食料品のみでない、工業の原料と雖一に外國の供給に仰ぐ事は甚だ不利である。英國は南北戰爭の時に綿に於て之の苦い味を味ふて居るのである。

要するに自國の食料品及工業原料品を、自國に於て供給する事が出來る丈の農業は、國家の自衛上必要なる條件である。

我國農業の生産高は、牧畜、養蠶等の方面を除き、純農業のみにて既に年々十億圓の生産がある。而して此の殆んど八九割は皆間接直接に都會に於て消費されて居る。然らば我農業は都會の成立を助け、其發達を計る點に於ても大なる力を呈して居る事は明かである。

次に農業の國家に對する負擔は直接間接に、地租其他の稅に於て眞に莫大の額に上る。恐らく諸稅總額の四分一以上に當るであろう。實に國家に對し大なる負擔を有するものと云はねばならぬ。

次に考ふ可きは農業が人口增殖の泉源として大に力ある事である。統計に依れば、各國皆人口增殖の傾があるが、我國に於ける繁殖の割合は約一パーセント位であるそうな。此人口の增殖は果して何處で行はるゝか。これを知る爲めには、人口繁殖の步合を都會と田舍とに別けて調査しなければならぬが、斯くして得たる結果に依れば、都會の方遙に其割合が多い。横井博士の示された統計に依るに、(百分比例にて現はせば)全國平均一、〇六、横濱四、八、名古屋四、七、東京二、四、大阪一、五等である。是に依つて見れば、田舍に於ける人口增殖は殆んど皆無で、都會では大に殖えて居るのである。此增殖は果して都會夫れ自身に於てするものであるや否や、尙研究を要する事實である。之れを知るには、都會と田舍とに於ける生産及死亡の統計を調べなければならぬ。此統計に依つて見ると、(實數は略す)出産の步合は都會の方常に少くて死亡數は反て多い。卽ち都會に於ける人口の增殖は田舍より移住し來る者多き爲めである事が分る。田舍より都會に人口が移る原因は種々あるだろうが、要するに都會に於て多くの人口を要するからである。此等の人口を都會は自ら生産する事

が出來ずに、田舍に其助を借りて居るのである、卽ち人口の點に於て都會は獨立する事が出來ない。故に今日に於ては、田舍が都會の爲めに人口の增殖場として、否國家の爲めに人口增殖の泉源として効獻する處大なりと云ふ可しである。若し農業衰へ、農村亡ぶ時は一國の人口は減退して將に其國も衰亡すると云ふ事はあり得べからざる事ではない。

次に農業は國家防禦の點に於て、非常なる効果がある。農民は身體强壯であつて、性質淡白に而も獻身的である。此等の點は最も良き兵たるの資格である。無論都會に於ても、勞働者の如き、非常に强壯なる體格を有する者もあるけれ共、不衛生的に强壯なるは百姓である。彼等は常に寒風に露らされ、炎天に炙られ、氣候の變化に慣れ此れに耐え得る事甚しいから、戰爭の時に最も頑强なるは百姓兵である。明治十年西南戰爭の折には、農兵が果してよく戰爭に足るや否や問題であつたそうだが、日淸戰役以來農兵の可なる事は愈々證明せられ、都會の兵士が不良なる事は衆論により已に決定されて居る、無論智識の點に於ては、田舍者と都會人との間には大なる差異がある。後者が世事に明らかで萬事に敏捷なる事は確である。けれど今日の戰爭に於ては、一兵卒として智識は比較的に關係が少く從順と頑强と、共同一致とを最も必要とするのである。

農民の性質に就ては初めに云つたから茲に重ねて云はないが誠に愛國心に富んで居て、國民として上々の人民である。

非工業立國論、農工商鼎立論としては、尙大に云ひ足りない點があるが、是は別問題として、兎に角今迄述べた處に依つても、農業は國家經營の上より見て、衰亡せしめてはならない事が明らかである。

然るに我農業は前に述べし如く、現今の經濟界に對し頗る不利益の位置にある。故に現今の農政策としては、直接間接に大に農業の保護奬勵に力めなければならぬ。

あまり岐路に入り込んで、論智の輕重を失した恐はあるが、予が土方氣質の感染を避けよと警告するのは、事小なるが如くなれ共此事が農事振興策の一助であり、資本及勞力吸收防禦策の一助であると信ずるからである。念の爲め重ねて云つて置くが、一度土方氣質、勞働者根性に感染した者は、決して再び我農界の純良なる農民として立つの資格なき者であつて、感染夫自身が變て、農村衰亡の一原因となるのである。

夫れで吾人は我農界の爲め、國家の爲め大に此氣質の傳播を防がなければならぬ責任があると思ふ。

現今我國の耕地整理工事には地區直營の場合と、請負の場合とがある樣であるが、一般に簡單なる工事であるから從して其地方の農民のみが勞役に從事する事が多い。又耕地整理工事に農民を使役する事はあらゆる方面より見て、利益が多く大に奬勵すべきである。然し特種工事がある場合には、專業の土木業者所謂土方が入込んで百姓と接觸する事が少くない。此の如き場合には、特に予の恐るゝ氣質の感染が起り易いからして、大に注意を拂はねばならぬ事と思ふ。例へ地方の農民のみ工事に從事する時でも、仕事が土方的であつて、金錢を得る事亦土方的であるから、土方氣質が自然發生しないとも限らない。此等の點は大に吾人の注意し警戒す可き點

である。其方法手段に到つては大に研究を要する處であるが、此處に予が氣付きたる最も卑近なる一二の例を擧ぐれば、工事監督或は工夫取締等の任に當れる者は、農民を使役する場合、特に注意して之の勞役者に接しなければならぬ。普通の工夫所謂土方は概して大膽で、勝氣であるから彼等を使役する場合には自然言語動作等も暴つぽく、其命令等も往々怒號的である。然かし農民は性來小心で正直であるから、命令其他余程注意して、穏やかにやらなければ、彼等は危懼の念を生じ或は正直なる丈け、非常に強い反抗心を起して耕地整理そのものを呪ふに至るやも知れぬ。之は兎に角、温乎たる彼等の頭上に粗暴な言語をあびせかけ、羊の如く柔和なる彼等の性質を破壞し、險惡の黒點をのこし行く如き事ありては一大事である。普通の土方には尋常茶番の言語動作でも彼等には驚異に値する事件と見へるかも知れぬ。勿論農民は事業者の如く工事に當つて氣が利かぬ事もあるだろう。然し敏捷でない代りに、彼等は正直である。云ひつかつた事は熱心にやる。故に彼等を導くには心切でなければならぬ、丁寧によく教へ、慈母の子女に對するが如き態度を持たなければならぬ。或る地方の土木當事者の間には人夫を食ひ、測量杭を食ひ、セメントを食ふ事が流行すると云ふことを聞ひた事がある、世には恐ろしき動物も居るものかなと驚いた次第である、斯る事は無論諸兄の前に云々する必要は毫もないが。只々當事者自身に土方氣質を避けると同時に、使役する農民をも百姓らしく導く樣にしたいと思ふのである。

次に些細な事ではあるが、工事慰勞或は落成祝等の宴を催す場合に、無暗に都風を吹かせ贅澤なる風習を農民に見做はさぬ樣に仕度いものである。無論幾十日幾百日の勞苦を重ねてなれる工事を祝し欣ふ事は當然の事で、又人情として然かるべきであるが、予の注意を促し度いのは、決して之の當然の祝宴を廢せよと云ふのではない。積日の勞を慰し工事の成功を祝する爲めには大にやつたがいゝ。然し其やるのはその土地の習慣に從つてやつたらいゝだろうと思ふ。豐年祝、村祭等の例に鑑みるのもよかろう。其郷土の慣らはしが鎮守の森に濁酒を酌むのであつたら、愉快にそうやるがいゝ、或堂屋の内に宴を張るのであつたら、そうするがいゝ、通つてもいゝ、跳ねても差支ない、又其の土地に尊てなき祝事だから、出來る丈けのお祝をやると云ふので、其地の農民がありつ丈けの腦味噌をしぼつて祝宴を張るなら張つてもいゝ。が要は其の土地の慣習を破らず、富の程度に不相應ならぬ宴をなす樣にし度いと云ふのである。農民と共に彼等が思ひも寄らぬ如き華美なる宴を設け一夜の歡樂に拭ふべからざる印象を彼等の腦裡に刻して、實着なる彼等の本業に復するのを厭ふ如きことがないとも限らないのである。

最後に述べたいのは、賃金給與の方法である。農民が工夫として勞する場合に、普通の工夫を取扱ふ如く、毎日〳〵或は極く短期に日給を支拂ふべきか否やと云ふに。農民は專業の工夫等と異り大低は毎日〳〵の勞金によらずとも衣食し得るものであれば、無暗に浮錢を與へて遊惰奢侈の風習を助成せず、比較的長期間を劃して、賃金を一纏めに支拂ひ、或は換地の場

合に權利として計上するとか、可成勤儉貯蓄に資する處ある樣に取計ふたならば、農民をよりよく利する事が出來るかと思ふ。

本會の諸君は實地に斯業に從事する人々であるから、此點に就てはよき考案があるだろうと思ふ、予は高說を承はらん事を切望する次第である。

終に尙一言したい事がある、夫は別に珍らしい事でもないが、近來屢々「耕地整理屋」なる語を聞く事がある。諸君も定めて耳にせらるゝであらう。其何を意味するかは云はずもがなであるが、予の憶測する處に依れば、大に土方的臭味を含味する語の樣である、其因て來る處は、探求する必要もないが、農界に土方臭味の恐る可きは屢々述べたる通りであるから、賢明なる諸兄は、其部下手足に到る迄も此土方臭味を帶びざる樣、徹頭徹尾百姓氣質の鼓吹に力められん事を願ふのである。

耕地整理の施行難に付て

泉瑞城山

耕地整理事業の有益なる事は今更贅々を要せぬ事であるが國家の之を保護し奬勵するのにも係はらず關係法律の既に古くさくなつて改正を加へざるべからざる程施行年度の長き割合に成工は極めて遲々たる有樣で此の程發行の當局の統計表を見ると施行地面積は約十萬町歩に過ぎざる次第で而かも我國耕地の五十分の一に足らぬ夫も臺灣樺太滿州を除いた上の計算と曰ふに至りては仮りに其の事業に非常なる困難が伴ふものとするも實に情ない事ではありませんか。

元より事業の性質が一時の流行に從ふべきものでもなく又投機的利益の伴ふものでもなく永遠に成効を期する非常なる勞力と費用と手數とを要する事柄であるから進歩の遲々たる事は當然であろうけれど法律施行以來殆んど十年に近んとするに僅かに十萬町歩の成効に過ぎずとせば何等か別に施行を遲延せしむる事情が伏在せぬとも限らない苟くも職に斯の業に從ふもの此等の原因を討究することは又邪公の一務であろうと信ぜられる。

我輩は元來此の種の事業に關する事務を取扱つては居るけれども實際奬勵誘導の衝に當つたことはないが今や會報を發刊するに當つて編輯の一室の狹き空間を通して窺ひ得られた整理施行難とも目せらるゝ二三の障害物を述べて見ることは强ち無益なことでないと信ずる。

一、企業に伴ふ成効の危惧　世の所謂設計者は單に數字的利益をのみ並べて存りに整理の利益を說き立て豐富なる學說の應用を說明して間然なき設計を立つるといふけれども元來數理に暗き兎角年少者を侮る僻のある老農家は當節流行のハイカラ設計者を信用せぬ殊に農業狀態を異にせる各地に均一的設計を企てらるゝことを非常に危險がつて居る此が其の一つであろう。

二、資金の不足と費用の負擔難　鐵道電話電信等を各地に普及せしむることは國運を進捗せしむる一大利器である

から此が爲國家は國債を起してまでも企劃することを難じないが凡ての財資を犧牲に供してまでも設置することを肯じないと同じく整理の事業が如何に有利有益なる事柄であつても此に伴ふ費用の負擔が民力に適合するや否やの界線が先以て此の事業のスタートであると思ふ故に我輩は此の事業の施行の成否は企業團體の富の程度に依つて始めより運命付られて居るので奬勵や保護に依つて如何ともする能はざるものであると斷言する如何に名醫の盛つた良藥があることを敎へられ之を買ふことを勸められても買ひ得ざるゝ丈の餘融なき病人に對しては藪醫の丸藥よりも役に立たぬものであることは明なことである。

次に今一つの厄難は茲に負擔し得らるゝ企業團體があるとした處で尙資金の不足を告ぐるといふことがあると思ふ目下の處我國經濟の狀況は國家も個人も借金政略で皆な遣り繰主義である從つて此の種の事業も多くは資本を他に求めつゝあつて現在では其の貸主の主たるものは勸業銀行及農工銀行等であるが此等の銀行も目下貸出資金に欠乏して居つて富籤だとか割增付だとか廣告して零碎なる資金といへば體裁はよいが女や子供の財布の底を叩きにかかつて居る要するに借り得る力があつても貸し方がないといふ事も此の事業の竣成を妨ぐる一つであろう。

三、事業施行者を得るの困難　耕地整理施行者は法に依れば各參加土地所有者であるけれども實際は整理委員といふ者が全員の代表者となつて仕事をすることになつて居る處が此の事業ばかりは地球表面の開拓に關する大事業であるから非常なる熱心と誠實と尙外に困難と戰つて打勝つ處の勇氣と忍耐とを有する人でなければならぬがどうも我國の中農以上の人即ち多くの地主樣には此の資格を具へて居るものが多いといふ譯に行かぬ。

よし假りにあつた處で耕地整理法といふ六つかしい法律や整理地巻記規則といふ八釜しい規則を話されると平生面倒な事に慣れない百姓先生は直ぐに御免を蒙るといつて逃を張る此では兎ても此の事業が普及するものではあるまい。

四、費用賦課の不平等　面積を標準としたり地價に比例したり評定價格に準したり又は此等のものの幾つか又は此等のものの幾分宛かを標準として負擔額を定むるが一般費用賦課規定の狀態であるといふが千百年來存在し來りたる自然の狀態を全く一變せしむる地表上の革命的事業に要する費用を斯の如き單純なる課率に依つて徵收せんとすることが抑も酷である殊に一夜考への拙速な机上の設計で豫算は周密を缺き夫役は用意を缺いて居るから尙更費用負擔の公平を保つことが出來ない此等も先づ企業難の一つといつてよかろう。

元來共同的事業に於ける成効の秘訣は種々あるだろうが公平と共同的利益を保つといふことが其の第一要義であると思ふ而して此の整理事業に於ける費用負擔の公平と利益分配の平等を保たんとするには費用負擔の標準を各

參加土地の狀況が整理設計の上に及ぼす影響の程度に應じて定むることを以て尤上策とする具體的に曰へば從前の土地が整理費用に及ぼす影響の程度と整理施行後の利益に與ふる影響の程度とに依つて定むるといふことである尙悉しくいへば從前の土地の賦課の正歪實作面積と畦畔面積との比率地質の良否水利上の利不利施工上の難易生產費の多少及地價面積時價等を參酌したるものであろう。

五、換地の割當難及清算の不當　耕地整理規約中換地交付に關する規定は尤も重要なるもので非常に研究を要すべきものであるに係はらず多くは耕地整理法第十一條の法文其儘を謄寫せるに過ぎざるもののみといふが果して此の如くならば能く安全に平和に此の事業の竣成を速かならしむることが出來るものでないことは當然である。

質に百姓の憂ふる處は整理後の利益增加の問題よりも費用負擔の困難よりも自分の土地の代りに何處に何の位の土地を貰はるゝや否やの一點に止まつて居る然るに此を定むる規定が殆んど曖昧たるもので有邪無邪の中に彷徨つて居る有樣では安心せらるべき道理がない。

殊に現今流行の評定價格主義とかいふて無暗に金錢清算をする樣な規定では尙更不安に堪えぬのである。評定價格を本位とし費用の賦課も換地の交付も此に依らしむることは一寸理屈らしく聞ゆるけれども此は何事も金錢に換算せらるべきものであるといふ偏狹なる經濟學者の說に從はされて居るもので農民の尤も好まぬ處である尤も評定價格を定むるに付て土地の絕對的價値を參酌したるものならば非常な迷惑もなかろうが單に生產額や生產費を基礎として評定したる狹き農學者の眼に映したる條件に依つて評定せられたるものに至りては到底不公平を免ぶすには居られない。

土地に對する吾人の感想は利益及價格の目的以外に勢力範圍の目的として數へられて居る從つて面積の縮少することは吾人に非常なる不快を與ふることの多きに反して利益の多少價値の增減はあまり痛痒を感せしむることが尠い。

換地の割當に於ては此の點に於て充分なる注意と調査とを拂はねばならぬ而し可成從來の土地より廣き面積を割當てんとして一畝持つてた者に對し十數畝の土地を交付して數百金の代價を出さしむる樣なことは又反つて迷惑千萬なことである。

要するに換地割當及清算に付きて心配に堪えぬことは此の事業を利用して土地兼併を狂望して居る大地主の目的を達せしむることや無借金な從來一枚しかない小畝歩の苗代田の代りに翌もせぬ大きな土地を借金ぐるみ强賣せられ到頭其の利子の爲めに田地を種なしにすることを非常にこはがつて居る。

以上述べ來つたことは此の事業の進歩を遲々せしむる主因であることは疑いないがさて如何にせば農民をして安心せしむるかに至つては吾輩も一寸御答に迷ふ次第であるが兎も角も疾病の原因を探究したことは病理學研究に一新生面を開いたことであるといふから此の事業に從事して居る諸君は此より此點に於て一層の研究が願はしいのである。

資料

農業用揚水機の現況

工學士　押田　翼

現今に於ける農業用揚水機の狀況大畧は本年三月農商務省農務局より配布されたる耕地整理事例第二輯附録に掲載せられたり今該表を見るに所在地總數百二十四、ありて新潟縣の十六ヶ處、三重縣福井縣の十三ヶ處、岐阜縣の十二ヶ處は其の重なる者なり面積に於て灌漑は四千三百八十五町一反歩排水は七千五百五十八町八反歩なり而して排水用灌漑用の分布の狀況を見るに前者は信濃、利根、木曾、揖斐の諸川に沿ひ主として本州中央部分殊に大平洋沿岸に多く後者は殆んど全國に普及し九州の如きは悉く灌漑用のみなり排水用にありては愛知縣海西郡十四山村孫賓の千六百五十三町歩を最大なるものとし三重縣桑名郡長島村の九百三十七町歩此に次ぎ小は十四町歩に至る灌漑用は愛知縣碧海郡旭村の三百三十六町歩山形縣西田川郡菱津村の三百二町歩共に其大なるものなり揚程の大なるものは兵庫縣加古郡神野村の八十六尺此れに次きては大阪府泉北郡神石村の八十尺にして此等は皆灌漑用にして排水用の最も高きものは十九尺なり要するに灌漑の場合には一般に揚程高く排水の場合には低し。

据付時の最も古きは明治十八年に靜岡縣滝原郡飯田村に設置されたるものにして以後同二十四年より去る三十九年末に至る年別据付箇處は左の如し。

年次	箇數
四	一
五	二
六	一
七	六
八	七
九	二
〇	五
一	六
二	六
三	一
四	四
五	三
六	七
七	一一
八	二二
九	二〇
	一九

原動機を種類別すれば

蒸氣機關	一〇八
石油發動機	八
水力發動機	六
電力發動機	二

揚水機を種類別すれば

遠心動唧筒	六七
往復動唧筒	一三

水車　二五

不明　一五

即ち普通の蒸氣機關を原動機となし離心動喞筒を以て揚水するもの多數を占む今前記の原動機并に喞筒を使用する一反歩の負担額を擧れば左の如し（設置費の大なるものより順次に記す）

所在地	設置費	經常費	面積
●排水用			
神奈川縣久良岐郡金澤村	一九、〇九	〇、六二	四四、四
愛知縣海東郡、七寶村	一一、三八	〇、三三	四一、七
京都府綴喜郡八幡町	一一、一〇	二、四〇	七二、五
三重縣桑名郡七取村	一〇、三〇	一、七九	七四、七
岐阜縣海津郡石津村田鶴	一〇、〇五	〇、八五	一〇二、三
愛知縣海西郡松名新田	九、二九	一、一二	四四、〇
岐阜縣海津郡石津村境	八、九二	一、三〇	三六、四
岐阜縣海津郡四江村	七、五〇	一、〇一	七二、四
茨城縣稻敷郡源清田村	五、二四	〇、一四	二八一、五
愛知縣海西郡寺四山村	四、二九	〇、六二	一六五三、六
三重縣桑名郡長島村	三、七五	〇、九七	九三七、二
岐阜縣海津郡大江町	三、二四	一、〇七	一四八、一
●灌漑用			
岐阜縣本巣郡宇牧村	五五、〇〇	五、四〇	二、〇
大分縣大分郡東大分村	三七、五〇	二、一〇	四〇、〇
德島縣板野郡住吉村	三〇、一七	四、七二	三七、六
滋賀縣神崎郡北五箇莊村宮莊	二六、九四	〇、九〇	八、〇
福岡縣三井郡師原村	二五、九六	二、六〇	六六、〇
滋賀縣蒲生郡武佐村	二〇、〇三	一、三二	一四、一
大阪府東成郡依羅村森井	一八、二八	一、六〇	一二、〇
福岡縣三井郡山川村	一八、二五	二、四三	五五、〇
徐來縣迎託郡中原村	一七、六〇	二、七六	二四、七
福岡縣三井郡善導寺村木屋	一七、二六	二、六八	四四、六
福岡縣三井郡善導寺村新川	一六、四七	二、九五	四二、〇
岐阜縣恵那郡中野村	一五、〇〇	二、七二	三〇、〇
滋賀縣神崎郡鯰見村	一三、三三	一、三九	三〇、〇
三重縣度會郡宮濱村	一二、六六	二、〇八	三一、〇
愛知縣碧海郡鶴舞村	一一、二一	〇、五三	三三六、二
滋賀縣神崎郡五箇莊村經田	二二、一二	一、八〇	一三、二
福岡縣三潴郡島塚村	一〇、八八	〇、九二	一二〇、〇
滋賀縣野洲郡中洲村	一〇、一一	〇、九六	一四二、三
福岡縣遠賀郡大平村	八、七五	〇、六二	四〇、〇
大阪府東成郡依羅村我孫子	八、七五	一、四七	四〇、〇
三重縣度會郡濱濱村	八、〇六	一、六〇	五〇、〇
福岡縣中多度郡六酒村	七、四六	三、〇〇	二五、〇
宮城縣遠田郡蕊村	五、〇六	〇、五三	六四、三

右の表に於て諸經費は全地區面積を以て除したるものなれば宅地、畑、畦畔等に亞る迄平等に負加せらるゝものと仮定せり又設置費に於ても最初機關類の精粗、善惡、裝置の程度、設計の如何等に依りて著しき差異あるは當然加之揚程高きものは大なる原動力を要し從つて機械の大なるものを使用せざるへからず且つ排水の場合には流域の廣狹、灌漑の場合には地質の組密により水量に差あり又地形工事を施す際其地質の如何に依りて設置費は增し或は減ず經常費に於ても然り機關の種類に依りて石炭の消費高を異にし雨量の多少に應じ運轉時間の長短あり燃料の價も亦同一ならず就れの地區に於ても它も均等なる狀態のものなし然れども今後新設せんとする地

區の參照となるや疑なし表に現はるゝが如く大體に於て小地區の負担額は常に大地區より大なると灌漑用の經常費は排水用の場合よりも多くの經費を要することを知る。

耕地切均し作業に就き

千葉縣 澁谷貴重

耕地整理に際し耕地切均作業の巧拙如何は大に工事費及び整理後に於ける作物の收穫に關係を有するものなり余は今主として工事費より見たる耕地切均し作業に就き聊か說明する所あらんとす。

從來耕地切均しを行ふ場合に於て精細なる計算に據ることなく單に甲地に於ける高位部の土を乙地に於ける低位部に運搬するの計畫によりて實行せられつつありしもの多かりしなり考へざるの甚しきものと云ふべし。

耕地切均しを行ふに當りては或特別の場合を除く外可成自然の傾斜に據るを可とし敢て全地區同一平面となすの必要なしと雖も我が國に於ける耕地整理は主として田地の利用增進を圖るに在るを以て一區劃は必ず之れを一平面上に置かざるべからず故に耕地整理に際し從前の區劃は新區劃に據りて各區劃毎に全く之を同一平面となさざるべからず之れ卽ち耕地切均しなり。

今左に耕地切均しに於ける各種の場合を想像し其計算を試みんとす。

A	B
13.4	13.5

(1)

A	B	C
13.4	13.5	13.6

(2)

圖に於て面積 A(13.4) = 面積 B(13.5) とするときは 13 に於て C の厚さの土を切り取りて之を A に運搬し一樣に分布するときは 13.5 なる高さを有する(1)なる平面なる一區劃を新設することを得べし(以上甲法)

次きの圖に於て A(13.4) = B(13.5) = C(13.6) なる四角形内に於て切均しを行はずして他に恰も之と相等しき面積及び高さを有する A(13.4) 及び B(13.5) なる二個の四角形を包含する(2)なる新區劃を同時に平面ならしむる目的を以て B より A の土を切取りて A 上に置くときは(1)の切均を行ふと同時に(2)なる平面なる新區劃をも成立せしむることを得べし(以上乙法)

今甲法及び乙法の優劣を比較するに甲法に於ては C の土を動かして(1)なる平面なる一區劃を得らるる乙法に於て A の土を動かして(1)及び之れと同一の(2)なる二個の平面なる新區劃を得らるるを見る。

此の如く異高同面積の二區劃を改めて一區劃となすときは甲乙兩法の何れに於ても動かすべき土坪の大き相等しく得らるべき土地の面積又異なる所なしと雖も而かも乙法に於ては甲法に比し少くとも土を運搬すべき距離の多きを想像するを得べし。

又圖に於て(1)なる四角形内に A(13.4) B(13.5) 及び C(13.6) なる三個の相等しき面積を有する四角形ある場合を想像

しCに於てIの土を切り取りてこれをEに運搬するときはECの高さを有する(F)なる平面なる一區劃を新設するを得べし(以上甲法)

又次ぎの圖に於てA＝B＝C……とす

(F)

A	B	C
134	135	136

此の場合に於ては甲法の如く(F)なる四角形内に於て切均しを行はずして他に倍も之れと相等しき面積を有するA(134)B(135)及びC(136)なる三個の四角形を包含する(F)なる新區劃を同時に平面ならしむる目的を以てCよりBの土を切り取りてA上に置きBよりAの土を切り取りてB上に運搬するときは134の高さを有する(F)なる平面なる一區劃を得ると同時に他の一方に於て136の高さを有する(F)なる平面なる新區劃を成立せしむるを得べし(以上乙法)

今甲法と乙法との優劣を比較するに甲法に於てはAの土を動して(F)なる新區劃を得らるゝに反し乙法に於てはBの土を動して尚ほ僅かに(F)及び之と同一の(F)なる二個の新區劃を形成し得るに過ぎざるなり。

即ち異高同面積にして各區劃相等しき高低を有する三區劃を改めて一區劃となすときに於ても甲法を採用するときは一の土坪を動して一の大さを有する一區劃を平面ならしむべしと雖も乙法を採用するときは甲法に比し三倍の土坪を動して尚ほ僅かに甲法と同一面積を有する二個の區劃を形成し得るに過ぎず而かも乙法に於ては甲法に比し土を運搬すべき距離の遠多きを想像し得らるゝこと第一の場合に異なるなし此の如く異高同面積にして各區劃相等しき高低を有する四區劃を改めて一區劃となす場合より順次十區劃を改めて一區劃となす場合に至る迄甲法と乙法とを比較すること左の如し。

事項	切りたる四區劃を一區劃となすべき場合の土坪	五區劃六區劃七區劃八區劃九區劃十區劃の場合の土坪
甲法	一	一　一　一　一　一
乙法	二	三　三、三　三、五　三、五　三、六　三、六

此の如く異高同面積にして各區劃相等しき高低を有する多くの區劃を改めて一區劃となす場合に於ては其の區劃の數を增すに從ひて益甲法の乙法に優る所を見る。

然れども實際に當りては如此簡單に併地切均方法の如何に付き說明することを能はざるべし然りと雖も事の何れに於ても其の理想等しかるべきを以て上來述べ來りたる理由により之れを說明すること敢て至難の業にあらず試に下の圖の場合を想像し併地切均の方法を研究するとき是甲法の乙法に甚だ優る所あるを見るべし。

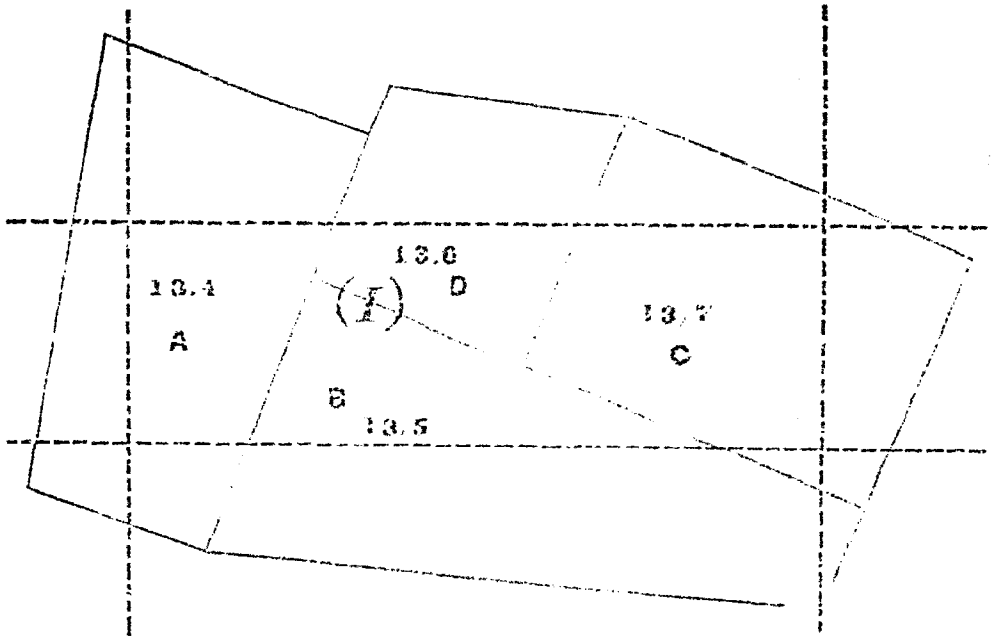

備考 [illegible]

新区劃番號	全上面積 平方尺	新区劃に形成されたる区劃の番号	全上面積 平方尺	全上高さ尺	最低部を標準とする切土坪数 立方尺	全上土坪 平方尺	全土土坪を新区劃の平均に分布したる厚さ尺	新区劃設定高の高さ尺	全土設定高になさしめんがためA,B,C,Dに於ける切取(−)盛土(+)高さ或は深さ 尺	全土 切取(−) 盛土(+) 立坪	其標準かけるべき立坪
(I)	10,800 (即一反歩)	A	2,808	13.4	——	1,663.2	.154 尺	13.4+.154 =13.554	+.154 尺	+2.00 立	2.64+2.65 / 2 =2,645
		B	2,592	13.5	259.2				+.054 尺	+0.64	
		C	3,240	13.7	972.0				−.146 尺	−2.19	
		D	2,160	13.6	432.0				−.046 尺	−0.46	

(以上甲法)

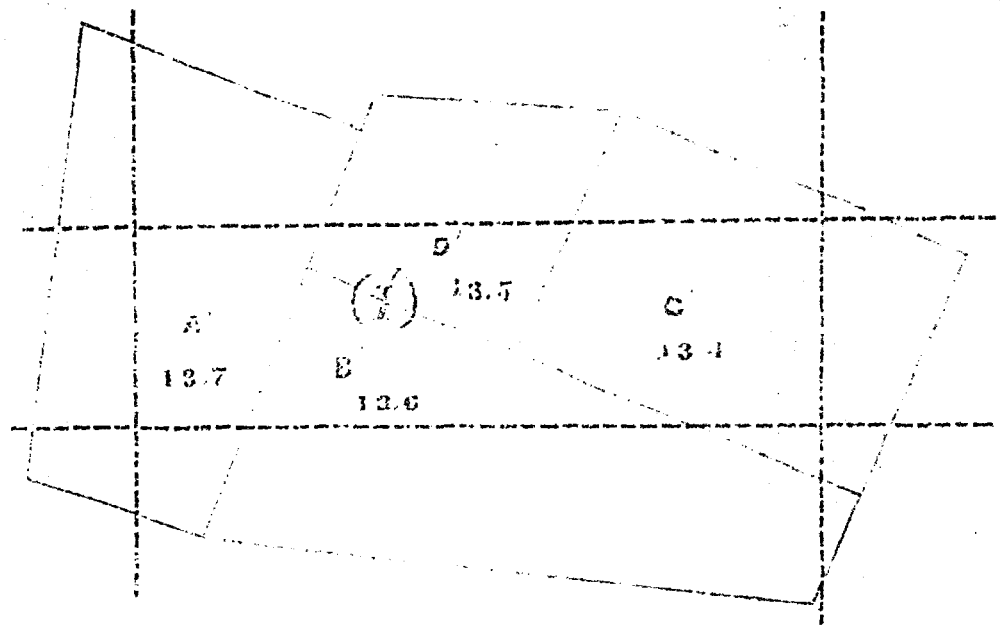

新區劃番號	全土面積平方尺	新舊區劃に於て形成されたる區劃の符合	全土面積平方尺	全上高さ尺	切取り（－）盛土（＋）深さ及び高さ尺	全上切取（－）盛土（＋）立坪	實際動かすべき立坪
(I)	10,800（即一反歩）	A	2,808	13,4	——	——	
		B	2,592	13,5	－.1	－1.2	
		C	3,240	13,7	－.3	－5.5	7.7
		D	2,160	13,6	－.2	－2.0	
(I′)	10,800（即一反歩）	A′	2,808	13,7	——	——	
		B′	2,592	13,6	＋.1	＋1.2	
		C′	3,240	13,4	＋.3	＋5.5	
		D′	2,160	13,5	＋.2	＋2.0	

（以　上　乙　法）

卽ち甲法に於ては(ロ)なる一反歩の面積を有する新區劃内に於て切均して實行せる場合を想像し乙法に於ては(ロ)なる新區劃の切均しを行はんが爲めに尙ほ他に之れと恰も同樣の(ロ)なる新區劃ある場合を想像し便宜兩者を同時に切均さんとしたるものにして甲法に於ては一反歩の切均に僅かに二坪六合餘の土坪を動かすを以て足るあるに反し乙法に於ては一反歩の新區劃二個を得んが爲めに甲法に比し三倍餘の土坪を動かさゞるべからざるを見る而かも甲法に於ては新設せんとする一區劃内に於て工事を行ふに反し乙法に於ては他の區劃卽ち(ロ)迄運搬せざるを得ざるの不利あるを見る。

故に耕地整理を實行する場合に於て耕地切均しに際し能く此の理を解し之れを實地に應用するに如かず卽ち之れを實行せんとするに當りては現形圖に計畫線を入れ新區劃と舊區劃とにて形成せる幾多の區劃の面積及び其の高さを測り先づ其の最低部に一致せしめんがため他の高き部分の切下げを行ふ場合を想像して土坪の計算をなし之れを新區劃内に一樣に散布したるときの厚さを見出し之れに最低部の高を加へて新計畫による新區劃の高さとなし此の高さを標準として新計劃線内に於ける高所の土を低所に運搬するときは切取盛土共に相等しからしむるを得べし又事業の如何に依り卽ち工事の急を要する場合等に於ては卽時實地に臨みて新區劃の計畫杭を打ち込み此の杭間に於て以上總ての計算をなすべし此の如くして其の切り取るべき厚さ盛土すべき高さ等を部分互に明記せる簡を立て置くときは大に工事に便なるのみならず一技師數時間の計算による切均し工事は能く數十の工夫を以て數十日を費すべく敢て繁煩なりと稱すべきにあらざるなり此の方法は余が嘗て滋賀縣愛知郡秦川村輕野及び福島縣田村郡大越村上大越等の耕地整理地區に實行せしめたり遡べて以て讀者の御明教を仰がんとす。

秋田縣耕地整理損益計算

會員　松崎加藏

目次

第一　整理前地目別面積地價及一段歩平均地價
第二　耕地整理法に依り整理し得る稻田見込面積
第三　稻田間に介在する田以外の地目の田に變換し得る見込面積
第四　整理後地目別面積地價及一段歩平均地價
第五　各地目一段歩賃貸代價及小作料
第六　從前稻作一段歩收支計算
第七　整理後稻作一段歩收支豫算
第八　各地目一段歩平均整理費用
損益計算
費用
利益
甲　一時の利益
乙　毎年の利益
丙　其他の利益

一　整理に依りて剩し得る勞力の利用

二　地租低減

三　通し苗代廢止に依る利益

秋田縣耕地整理損益計算

第一　整理前地目別面積地價及一段歩平均地價

（明治三十八年十二月現在）

地目	面積	地價	一段歩平均地價
田	九九、四二四、三町	三三、八〇九、三四七円	三三、九四一
畑	三四、九六九、七	二、二五三、五四二	六、四四四
山林	八三、〇二六、七	一七四、八五〇	〇、二一〇
原野	八七、九五〇、六	一六三、八八八	〇、一八六
雜種地	六一、四	五七三	〇、九三三
計	三〇五、四三二、七	二五、四〇二、二〇〇	

第二　耕地整理法に依り整理し得る稻田見込面積

地目	面積	備考
田	七九、三七九、四町	第一の田面積の内山岡河畔等小面積にして整理法に依るの必要なきものを二割と見積り此他を整理す

第三　稻田間に介在する田以外の地目の田に變換し得る見込面積

地目	面積	備考
畑	一、六二七、三町	田面積に對する歩換歩合 70
山林	七一、四	〇、〇九
原野	一、六五九、〇	二、〇九
雜種地	二、四	〇、〇三
國有地及畦畔	一一、九七〇、四	一五、〇八
計	一五、三三〇、五	一九、三四

第四　整理後地目別面積地價及一段歩平均地價

地目	面積	地價	一反歩平均地價	備考
田	一七、〇六九、九町	一六、二一六、八六六、三六円	二、六四四	田面積は畑及一反歩雜地價の低減は前項の結果に依る
畑	三三、三三三、三四	三、三六六、六四三、三六	六、四四四	
山林	八三、〇二六、七	一七四、八五〇	〇、二一〇	
原野	八七、九五〇、六	一六三、八八八	〇、一八六	
雜種地	六一、四	五七三	〇、九三三	
計	二七、〇六九、三六	二八、三六六、六六六、三六	二、六四四	

▲此外第二に依り整理せさる田及其地價左の如し

田	二〇、〇四四、九	四、五九八、五〇〇、五一〇	二二、九四一	
合計	三一七、四〇三、一	二五、四〇二、二〇〇、〇〇〇		

第五　各地目一反歩賣買代價及小作料

項目／地目	田	畑	山林	原野	雜種地
賣買代價	三三、〇〇〇円	六、九〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇
小作料又は借地料	八、四〇〇	一、七〇〇	〇、一五〇	〇、一〇〇	〇、〇六〇

備考　畑の小作料は其作付地の收穫物を收むる習慣なるも本表は米價に換算せり

山林原野雜種地の借地料は一定せず依て收益の比較上より見積れり山林原野の賣買代價は位置に依りて一間内外の場所あるも本表に見込める處所は概して平坦地なるにより高價に見積れり

第六　從前稻作一反歩收支計算

▲支出

事項	員數	金額	備考
苗代肥料見積代	一	〇、三三	蓮華若は堆積肥料拾貫目に付七錢と見積る

料			
本田同上	一	三、三〇	同上
勞力 苗代整地	〇、四人	〇、一〇	一人の賃金三十五錢と見積る
畝管理			
本田整地	六、〇〇	二、一〇	同上
畝施肥	〇、六六	〇、二六	同上
苗採	一、一〇	〇、七〇六	同上
秧採	三、六六	一、二六	同上
除草			
病蟲害除	六六	二四	同上
田畦管理	一、三〇	四三	同上
水管理	一、八〇	四三	同上
收納調製	三、六〇	一、二六	同上
種子量	〇、〇六	一、六六	種子一升を五錢と見積る
小作料	一、六六	八、六六	玄米一石に付拾一圓拾一錢と見積る 但し本縣第二十三四統計に依る

○郡別從前稻作一反歩收支計算

▲支出

項目	郡市	南秋田郡	北秋田郡	仙北郡	雄勝郡	壯鹿郡	由利郡	河邊郡	山本郡	鹿角郡	秋田市	平均	平均金額
肥料 苗代定料		二、〇〇	一、二〇	二、〇〇	一、二〇	一、二〇	二、五〇	二、〇〇	二、二〇	二、二〇	二、〇〇		
見積		二、一〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、一〇〇			
本田同上		二、一〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、一〇〇			
勞力 苗代整地		六〇	一、五〇	四〇	一、五〇	四〇	六〇	一、五〇	四〇	四〇	五五	四八五	一、一七〇
畝管理		六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、五〇	五、五〇	六、〇〇	六、〇〇	五、七〇	六、〇二〇	二、一〇七
本田整地		七〇	八〇	八〇	七五	八〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七三五	一、二五七
畝施肥		一、〇〇	一、三〇	一、五〇	一、二〇	一、三〇	一、二〇	一、〇〇	一、二〇	一、二〇	一、〇〇	一、一六〇	一、四〇六
苗採		三、〇〇	三、〇〇	二、八〇	三、〇〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、二五	三、二五五	一、一三九
秧採		七〇	八〇	八〇	九〇	九〇	七〇	八〇	七〇	七〇	一〇	七五	二、二八四
除草		一、〇〇	一、三〇	一、三〇	一、〇〇	一、〇〇	一、五〇	一、〇〇	一、五〇	二、〇〇	一、〇〇	一、二三〇	一、四三一
病蟲害除													
田畦管理													
水管理													

計（人夫二九四〇）一、二六六　内力圖七十九錢五厘は人夫賃なり

▲收入

玄米	一、五一	三、〇〇	小作米の代價と同上
藁	〇、〇六	〇、四〇	一石を五圓と見積る
計	一、四六	二、四〇	一石を一錢と見積る

▲差引

收入不足　參圓參拾五錢八厘

勞力の賃金を仕拂はざるものとせば左の如し

利益　參圓四拾參錢七厘

右郡別收支計算左の如し

收納	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、五〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	一、五〇	一、六五	一、八四五	一、六四六
調製	四、〇〇	四、〇〇	三、五〇	四、〇〇	四、五〇	四、〇〇	三、五〇	四、〇〇	四、〇〇	三、七〇	三、九二〇	一、三七五
小計											一九、四〇五	六、七九五

▲收入

種子益	〇、六〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、六五	〇、七〇	〇、七〇	〇、六〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、六五	〇、六七	〇、三三五
小作料	八、五六	一一、二〇	五、九〇	一、七四八	七二〇	九八八	七五七	七五二	五八〇	七八〇	七八九	八、七六六
												八、二五八
玄米	一、三〇七	一、五九九	九七八	一、〇六八	一、一〇七	一、四一一	一、〇八二	一、〇七四	九六五	一、一一六	一、一七一	一、〇一一
屑米	〇、八〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、九〇	一〇〇	一〇〇	〇、七〇	〇、八〇	〇、九〇	〇、八〇	〇、八六	四三〇
藁	一四〇	一五〇	一四〇	一四〇	一四〇	一六〇	一五〇	一五〇	一四〇	一五〇	一四六	一、四六〇
小計	一四、五〇	一五、〇〇	一二、〇〇	一四、〇〇	一四、〇〇	一六、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一四、〇〇	一五、〇〇	一四、六〇	項目中四捨五入の爲め多少の金額を増せり

第七　整理後稻作一反歩收支豫算

▲支出

本項	員數	金額	備考
苗代肥料	—	円 一、五〇	苗代肥料は從前の窒用量に過厚性肥料約三十錢の價格を加用するものとす
見積代	—	一、五〇	本田肥料は從前の窒用量に過厚性肥料約一圓の價格を加用するものとす
本田同上	—	三、二〇	

肥料

苗代整地	一、〇〇	一、〇〇	增減なし但一人賃金三十五錢の見積以下同斷
畦畔整理	四、〇〇	一、〇〇	專ら畜力を使用し約三人を節減し得る見込
本田整地	三、〇〇	一、〇〇	增減なし
並施肥	一、〇〇	一、〇〇	增減なし
苗採	一、〇〇	一、〇〇	乾田となり且つ正條植に適する爲め約三歩を節減し得る見込
挿秧	八、〇〇	一、〇〇	同上に付約三歩を節約し得る見込
除草	三、〇〇	一、〇〇	增減なし
病害蟲驅除	一、〇〇	一、〇〇	用燈水の設備完全なるを以て約七歩を節減に得る見込
燈用水管理	〇、五〇	〇、六〇	乾田となり刈取り及乾燥に便なる爲め約七歩を節約し得る見込
收納	一、一〇	〇、五〇	增減なし
調製	三、〇〇	一、〇〇	

勞力

種子益	〇、二五	〇、二五	增減なし
小作料	八、五六	八、五六	增減なし
計		一七、八二	

▲收入

玄米	一、一三	一、一七	右三箇の增收と見込む但し石代は從前に同じ
屑米	一、一三	〇、七〇	同上
藁	一〇〇	二、〇〇	同上
計		二、四七	

▲差引

收入過　壹圓六拾六錢壹厘

勞力の賃金を仕拂はざるものとせば左の如し

利益　六圓七十錢六厘

第八　各地目一反歩平均整理費用

一金七圓八拾四錢壹厘但別表に掲くる餘内九ヶ所の平均に依る

内譯

金六圓八十四錢壹厘　工事費

金壹圓　事務其他諸費

○損益計算

▲費用

一金六百四拾八萬七千六百四圓拾九錢五厘　整理費總額

是は田七萬九千三百七十九町四反歩、畑千六百二十七町三反歩、山林七十一町四反歩、原野千六百五十九町歩雜種地二町四反歩、計八萬二千七百三十九町五反歩に對し一反歩費用平均七圓八十四錢壹厘

内譯

金五百六十六萬貳百九圓十九錢五厘　工事費

金八拾貳萬七千參百九拾五圓　事務其他諸雜費

▲利益

甲、一時の利益

一金千七百四十七萬八千四百拾參圓九十錢　田畑以外の地目の田に變換するため土地費賃借料及引渡費高

内譯

金百六萬九百九十九圓六拾錢

是は畑千六百二十七町三反歩田に變換する爲め一反歩費賃高金六十五圓貳拾錢

金七萬五千七百五十五圓四十錢

是は山林七十一町四反歩田に變換する爲め一反歩費賃高金百六圓十錢

金百八十四萬參千百四拾九圓

是は原野千六百五十九町歩田に變換する爲め一反歩費賃高金百拾壹圓十錢

金貳千貳百參拾四圓四十錢

是は雜種地二町四反歩田に變換する爲め一反歩費賃高金九十參圓十錢

金千四百四拾九萬六千貳百七十五圓五十錢

是は所有地及畦畔一萬千九百七十町五反歩田に變換し得る此金額は普通田と同樣百貳十壹圓拾錢の價格を有す但國有地は耕地整理法第十條に依り無償を以て下付あり畦畔は耕地の附屬物なるを以て是が代價を有せざるに依る

乙、毎年の利益

一金參百五十五萬五千八百貳拾壹圓九十壹錢六厘　利益高

内譯

金貳百五十九萬四千九百十貳圓五十八錢六厘

是は整理し得る從前田畑價格七萬九千參百七十九町四反歩に對して一反歩稻作整理後利益參圓拾六錢九厘

金拾五萬八千拾參圓參拾六錢貳厘

是は畑、山林、原野の三地目總數三千三百五十七町七反歩田に變換し此整理後の收益整理前に比し差引一反歩四圓七十錢六厘の益と見積る但此三種の地目の整理前一反歩收益は平均貳圓とし整理後は稻作收益六圓七十錢六厘とす

金八十萬貳千八百九拾五圓九十六錢八厘

是は雜種地及國有地畦畔の面積一萬千九百七十二町八反歩田に變換に依り稻作一反歩收益六圓七十錢六厘とす

丙、其他の利益

上記甲乙の利益は容易に計算し得る利益にして以下別記する所は間接の利益なりとす。

一、整理に依りて剩し得る勞力の利用

○剩し得る勞力

一人夫三百九十六萬八千九百七十八

是は整理し得る沿田面積七萬九千三百七十九町四反歩に對し整理後一反歩稻耕作に平均五人を節減し得るものと見込む

○利用の途

一人夫二百二十萬八千三百五十八人五歩二厘五毛

是は整理に依りて田面積の增加する一萬五千三百三十町五反歩に對し一反歩稻耕作人夫平均十四人四歩五毛宛に當てるものとす

○差引殘餘

一人夫百七十六萬六百十一人四歩七厘五毛

此人夫は植樹、養蠶、牧畜其他の副業に利用に得へき餘力なりとす巧に之を利用し得て普通の勞賃一人三十五錢を得るものとせば左の如し

賃金六十壹萬六千貳百十四圓壹錢六厘

農商務技師片岡謙氏の調査に依れば千葉縣香取郡多古町大字島に於て明治三十六年面積百三十四町歩餘の耕地整理を施行し爲めに勞力の節減を得て左の結果を得たりと云へり

整理前 農戸數	内養蠶を行ふ戸數	掃立枚數
一一〇戸	四戸	三八枚

整理後		
一一二戸	七四戸	八四枚

○耕地整理施行前後ニ於ケル秋田縣郡別地目地價生産比較表

地區	仙北郡千屋村										
地目	田	畑	宅地	原野	墓地	畦畔	道路	溝渠	堤塘	社	塩田
一反歩平均賣買價格	百五十圓	七十五圓	百五十圓	三十圓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一反歩平均小作料	米一石五升	米三斗五升	米七斗	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一反歩平均收穫	二六〇三	〇〇三	〇三三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

比較表

二、地租低減	三三戸	四六戸

金參拾參萬參千六百四十六圓十九錢貳厘　地租其他總額見積高

是は整理後第十五條に依り地價配當の結果田一反歩從前平均地價貳拾貳圓九拾四錢壹厘の所第四項の如く一反歩平均十九圓參拾四錢參厘に減減し得べく此點丈を受くる田面積七萬九千參百七十九町四反歩にして地價減額高貳百八十五萬六千七十圓八拾壹錢貳厘此地租百圓に付五圓五拾錢及地方稅地租壹圓に付八拾錢四厘（四十一年度本縣地租賦額町村稅地租壹圓付平均參拾錢八本縣下の平均）計地價百圓に付拾壹圓六拾八錢貳厘とす

三、通し苗代廢止に依る利益	利益高

一金拾九萬五千百七拾八圓七拾六錢

是は整理し得る沿田面積七萬九千三百七十九町四反歩に對し本田一反歩に付苗代面積平均拾一坪を要し此苗代總面積二千九百拾町五反歩稻作付一反歩に付六圓七拾錢六厘の收益

本縣は古來の習慣上苗代の位置を一定し年々多量の有機質物肥料を施用する爲め苗採跡に稻移植を行ふ能はず然るに耕地整理施行の結果として勞其位置を改めざるを得ず位置を改むると同時に苗採後之に移植して充分登熟すべく依て本項の利を得るに至る。

整理前	整理後	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目
一反歩平均法定地價	一反歩平均法定地價	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
法定地價格	法定地價格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
賣買價格	賣買價格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小作米格	小作米格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
面積	面積	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
法定地價格	法定地價格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
賣買價格	賣買價格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小作米格	小作米格	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小作米一石十四圓トシテ換算金額	小作米一石十四圓トシテ換算金額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
股計年月	股計年月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
工事着手年月	工事着手年月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竣工年月	竣工年月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
年度	年度	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目
整理費豫算額	整理費豫算額	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
利子(八分)	利子(八分)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
整理費用豫算	整理費用豫算						
合計	合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
借金	借金	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
差引	差引	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] (過剰金)

地區　由利郡岩谷村

地目	田	畑	宅地	山林	原野	道路	溝渠	堤塘	雑種地	計	備考
一反歩平均賣買價格	九十五圓	五十五圓	九十五圓	五十五圓	—	—	—	—	—	—	—
一反歩平均小作料	米一石五升	大豆四斗五升 米二換算 三斗五升四合	米三斗五升	—	—	—	—	—	—	—	—
面積	四〇、六四五	三六、四三一	·四〇三	·四〇三	一、三三四	·三四一	一、六〇一	—	—	四四、一四四	—
整理一反歩平均法定地價	三六、六四	一七、六四	一七、六四	一、三三	·一三	—	—	—	—	一四、三四〇、四三	—
整理法定地價	三四、〇四三	一七、八八	一七、八八	·一三	·〇三	—	—	—	—	—	—
的賣買價格	六六、八六四	一、四四、三四	六六、八四〇	三、八四〇	一、三三四	—	—	—	—	一一、〇三一、六四	—
小作米格	三四〇、一四	六、四四〇	三四、四四〇	—	—	—	—	—	—	四四、一四〇	—
面積	四〇、六四五	·四〇三	·四〇三	—	三、三〇四	·三四〇	一、〇〇四	·〇四〇	—	—	—
整理一反歩平均法定地價	一四、〇一六、六六	一六、六四	一三、八三	—	—	—	—	—	—	一四、四一四、四四	—
整理法定地價	一三、八三	一三、八三	六四、〇四〇	—	—	—	—	—	—	一四、四一四、四四	—
後賣買價格	四四、四四四、四四	四四、一四〇	六四、〇四〇	—	—	—	—	—	—	一四、四一四、四四	—
小作米格	四〇、〇四〇	四、三四〇	六、三四〇	—	—	—	—	—	—	四一、一四四	—
面積	六、四〇四	·一四〇	—	·一四〇	·一四〇	—	—	—	—	四、四四〇	—
法定地價	一、四〇四	一、四〇四	—	·〇三四	·〇三四	—	—	四、六四四	—	七、四四〇	—
減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
增	三四、六三六	三四、一四四	—	·一三四	·〇四四	—	—	—	—	三四、一四一	—
法定地價	—	三四、一四四	—	—	—	—	—	—	—	三四、一四一	—
減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
增	六、三四、〇四〇	—	四四、四四〇	—	—	—	—	—	—	六、四四、四四〇	六、四六、四四
賣買價格	—	四、一四四	—	三、六四〇	一、三四四	—	—	—	—	四四、四四〇	—
減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
增	三〇、六四四	—	一、三四四	—	—	—	—	—	—	三一、六四〇	六四、四四〇
小作米格	—	六、一三	—	—	—	—	—	—	—	六、一三	—
減	—	—	一四、四三	—	—	—	—	—	—	一四、四三	—
小作米一石十四圓トシテ換算金額	六四、三四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇一〇、一一〇	六四、三四〇
減	—	六、三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設計年月

工事着手年月（三十八年十一月）

竣工年月

年度	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目
整理費除算格	三四、六四〇、四三	三六、四四四、四三	三六、六四四、四四	一、四四〇、四四	四四、三四四
利子（八分）	二六、四三	三六、三四〇	一三、四四四	一三、四四四	四四、四四四

整理費用積算合計

種類	價額	總計	現金	引換	平鹿郡里見村	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	鑛泉	雜種地	雜收益	合計	差引
地目																
一反歩平均賣買價格		三百圓	七十四	二百十圓	三十圓											
一反歩平均小作料		米一石	米六斗四升八合	米六斗四升												
整理前	一反歩平均法定地價	積	一二、三五六	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一二、三五六	〇、〇〇〇
	法定地價格	減	八、三八	一二、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八
	賣買價格	增	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	三六、〇〇〇	〇、〇〇
	小作米額	減	一四、四〇〇	一四、四〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	一四、四〇〇	〇、〇〇
整理後	一反歩平均法定地價	積	一二、三五六	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一二、三五六	〇、〇〇〇
	法定地價格	減	一二、三八	一二、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一二、三八	一、三八
	賣買價格	減	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	三六、〇〇〇	〇、〇〇
	小作米額	減	一四、四〇〇	一四、四〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	一四、四〇〇	〇、〇〇
差引	積	減	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
	法定地價格	減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
	賣買價格	減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
	小作米額	減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
小作米一石十四圓トシテ換算金額		減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
設計年月																
工事着手年月																

驗工年月資料

整理費用負擔	年度	初年口	二年口
	整理費負擔額	六〇〇〇〇	三六〇〇〇
	利子(元分)	四〇〇〇	四〇〇〇
	本金	四〇〇〇	四〇〇〇
	償還金	二〇〇〇	二〇〇〇
	償還利子	三六〇〇	三六〇〇(償還金)

地區	仙北●那●强●省●村●											
地目	田	畑	山林	原野	宅地	溜池	湿地	堀	道路	畦畔	計	摘要
一反歩平均賃貸料	八十四圓	三十五圓	十五圓	十五圓	五十圓	—	—	—	—	—	—	—
一反歩平均小作料	米九斗二升	米六斗三升	—	—	米四斗六升六合	—	—	—	—	—	—	—
整理前 面積	一〇〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一二〇〇	—
一反歩平均法定地價	四〇〇	八〇〇	一〇〇	四〇〇	一二〇〇	—	—	—	—	—	—	—
法定地價額	四〇〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇	八〇〇	二四〇〇	—	—	—	—	—	四〇〇〇〇	—
賃貸料額	八〇〇〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇	二〇〇〇	二四〇〇〇	—	—	—	—	—	四〇〇〇〇	—
小作料額	四〇〇〇	一〇〇〇	—	—	一二〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇〇〇	—
整理後 面積	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	—	四〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一二〇〇〇	—
一反歩平均法定地價	四〇〇	八〇〇	—	四〇〇	一二〇〇	—	—	—	—	—	—	—
法定地價額	四〇〇〇〇	八〇〇〇	—	四〇〇〇	二四〇〇〇	—	—	—	—	—	—	四〇〇〇〇
賃貸料額	一〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇	—	一〇〇〇	二四〇〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇〇〇〇	—
小作料額	一〇〇〇〇	四〇〇〇	—	—	一二〇〇	—	—	—	—	—	—	—
面積	增	一〇〇〇〇	—	—	—	八〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	—	五〇〇〇	—
	減	—	二〇〇〇	二〇〇	二〇〇〇	—	—	—	—	二〇〇〇	五〇〇〇	—
法定地價	增	二〇〇〇	—	—	—	八〇〇	—	—	—	—	二〇〇〇	—
	減	—	二〇〇〇	二〇〇	八〇〇	—	—	—	—	—	二〇〇〇	—
賃貸料額	增	一〇〇〇〇〇	—	—	—	一二〇〇	—	—	—	—	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
	減	—	一〇〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇〇〇	—
小作米額	增	二〇〇〇	—	—	—	四〇〇	—	—	—	二〇〇〇	一六〇〇	—
	減	—	八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八〇〇	—

小作米一石十四圓トシテ換算金（増／減）

股計年月

工事着手年月

竣工年月

年度	初年目	二年目	三年目	四年目
整理費繰算額 八、六六八、八六八	一、六八八、八六八	四、七四四、三六〇	三、四八〇、四二九	
利子（八分）	七〇、四二九	四〇、三二一	三八二、四四三	二、八八二、四四三
合計	九、四四、八〇二	四、四二九、四〇三	三、六六八、六六一	
償還金	三、六六八、六六一	三、六六八、六六一	三、六六八、六六一	三、六六八、六六一
差引	八、八八八、八八八	四、七四四、三六〇	三、四八〇、四二九	一四〇、〇四二

地区　平鹿郡館合村

反別	田	畑	宅地	山林	原野	道路	溝渠	畦畔	溜池	雑種地	計	差引
一反歩平均賣買價額	二百二十圓	百八十圓	二百五十圓	百七十五圓	百七十五圓	—	—	—	—	百七十五圓	—	—
小作料	七斗五升（米二石四合六合四勺五才升）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整理面積	三、八八二	九、八二	三、八八二	一、六九八	四、九四二	三、四〇三	三〇、八〇〇	六六、四〇四	一、四〇二	六六〇、三三〇八	四〇、三〇八	—
一反歩平均法定地價	二、四〇	二、四〇	二、四〇	一、四〇	一、四〇	—	—	—	—	—	—	—
法定賣價額	八、六六二、四八〇	二、四九八、九九〇	四、九六二、九九〇	二、三七四、九九〇	四、九六二、九九〇	—	—	—	—	—	—	—
賣買價額	八八、六六二、三六〇	九〇、八〇八、八〇〇	三、六六四、八六〇	一、三四、九九〇	六、六四四、八六〇	—	—	—	—	一、二四四、四六八、〇八二、一〇三	—	—
小作米額	三、九六、三三 米二換算 四、九六、三三		五六、四三三	—	—	—	—	—	—	—	四、一〇、二四三	—
整理前面積	四三、七八二	二、二八三	三、四二九	一、三三三	—	二四、六四三	三〇、六六二	九、八三三	一、四四七	—	四三、二八八	—
一反歩平均法定地價	二八、六六二	九、八〇	二、四〇	一、三〇	一、四〇	—	—	—	—	—	—	—
法定地價額	八二、六六二、三三	一、〇八八、三八〇	五六、四三三	一、三三	—	—	—	—	—	—	八二、一〇、二三六	—
賣買價額	九六三、二二、四三三	三〇、二二、一〇〇	二、六六二、一〇三	三二、一六六	—	—	—	—	—	—	九六四、八三、八三九	—
小作米額	四、九六、二〇〇	五六、九六三	三四、四四二	—	—	—	—	—	—	—	四、六六〇、六六〇	—
面積（増／減）	四七、二三八	—	一〇、四〇八	一、三四三	三、九六二	三、六六二	九、八三六	四八、九九六	一、三八	六六四、〇〇一四	六六四、〇〇一四	—

法定地價額	增	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇
	減	—	一〇、〇二一、〇〇〇	九、一二〇	一、〇二九	七、三九〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—
賣買價格	增	三五、一六四、四三六	—	—	—	—	—	—	三五、一六四、四三六
	減	—	一六、三四六、八〇〇	四三、九〇〇	一、〇〇六、〇二四	六、六三四、八六	—	一、一三四、二四二	二九、〇四八、三三
小作料額	增	六〇、六〇〇	—	—	—	—	—	—	六〇、六〇〇
	減	—	三、九一〇	二、〇〇〇	—	—	—	六、〇、六〇〇	九六〇、六八
小作米一石ニ付十四圓ニテ換算金額	增	—	—	—	—	—	—	一万、九九〇	—
	減	—	—	—	—	—	—	十四圓	七、八四四、四三
設計年月		—	—	—	—	—	—	—	—
工事着手年月		—	—	—	—	—	—	—	—
竣工年月		—	—	—	—	—	—	—	—

年度		初年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目
整理費	繰越額	三、九一〇、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	八、八四四、四三六	一、六三三、九九
整理費用繰算	利子(年分百分ノ五)	三、四六八、〇三八	三、〇四四、七二	一、六三二、一三〇	一、二四六、一〇〇	六三四、〇七四	二四、四三二
	合計	五、六五六、〇三八	五、九五四、六三二	五、五四二、六三〇	五、一五六、一〇〇	九、四六八、四三二	一、六六八、四三二
	償還金		七、八四四、四三二	七、八四四、四三二	七、八四四、四三二	七、八四四、四三二	七、八四四、四三二
	差引		三、九一〇、六九九	三、九一〇、六九〇	三、九一〇、六九〇	八、八四四、四三六	一、六三二、九九

地區											
地目	田	畑	宅地	山林	原野	荒田	畦畔	道路	溝渠	荒蕪地	計
一反歩平均賣買價格	百八十圓	百八十圓	百八十圓	五十圓	五十圓	—	—	—	—	—	—
一反歩平均小作料	米一石五斗	米一石五斗	—	—	—	—	—	—	—	—	—
面積	三三、一六四	七、一六四	一、三二六	一、〇四四	一、四四二	六三、三九二	五、六〇六	五、六二四	一、三六四	五〇、三〇六	—
整理 法定地價	一反歩平均	三、〇四	一二、〇四	一五、四〇	一三、四〇	—	—	—	—	—	—
	法定地價額	三、二四〇、八四〇	九八、五四〇	三四、二一〇	一、一一〇	九四	同	〇四)	—	三五、二六四、三三	—
前	賣買價額	三一、〇四四、一八四	三、三四、三八四、八〇〇	三五、八四四	五三、四九九	—	—	—	—	四三、六〇四、九一四	—
	小作米額	三、三四三、八四〇	三九、三三一	一、六三四	一、六三四	—	—	—	—	二、三五九、九九二	—
整理	面積	三四〇、六六一〇	一、八三一〇	一、六三〇	一、六三〇	—	—	六、六四〇四	四、八四〇四	八〇〇、二一〇四	—
	一反歩平均法定地價	一五、四四四	一一、〇〇四	一四、四四〇	一四、四四〇	—	—	—	—	—	—

地區　雄勝郡岩崎町

整理後									
法定地價額	整、○六、七三	三五、四〇二	四〇、五六二	—	—	—	—	—	—
實買價格	四九、六六、六四八	三六、〇〇〇	四三、六〇〇	—	—	—	—	—	—
小作米額	三、八三二、六〇	一、六四〇	—	—	—	—	—	三、八五〇、八五八	—
面積	增	四八、四〇二	二〇、六六八	〇、〇四〇一	—	—	—	六、八〇〇九	—
	減	—	四、三四三	—	一、四三二	〇、〇〇四	五五、六二三	三、一六三三	—
法定地價額	增	四三、八四二	—	六、三三一	—	—	—	一、四四二	—
	減	—	九六、六三一	—	一、一〇	〇、九四	〇、〇四〇	—	五六四、一一九
實買價格	增	八、六三二、四六四	—	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	八九、六四四、六六四
	減	—	三、四五八、八〇〇	—	三六、八四四	三六九、六九	—	—	三、八三〇、一三三
小作米額	增	四五、四三〇	—	—	—	—	—	—	四五九、六一四
	減	—	一八、四四四	—	—	—	—	—	一八、四四四
小作米一石ヲ換算金額	增	七、一四五、四三〇	—	四、三〇	—	—	—	—	七、一四四、六一〇
	減	—	—	—	—	—	—	—	—
設計年月									
工事着手年月									
竣工年月									

年度	初年目	二年目	三年目	四年目
整理費	三、五一、八四四	三五、九三、三一〇	一〇、三九、六四四	四、二一〇、一〇六
整理費用豫算額		一、五四四、八四〇	一、一八、〇八	三三、四四六
利子(年分五厘)		三、八四五、七四四	一四、一二一、四六	二一、〇三三、一三〇
合計		六、八三一、〇四四	一、八三一、〇四四	六、八三一、〇四四
償還金		一四、三四、一四四	二、三〇〇、一〇六	三、三六、四〇六(過剩金)
差引				

地區　仙北郡飯詰村大字佐野

地目	田	畑	原野	宅地	墓地	溜池	道路	畦畔	池沼	堤塘	溝渠	溝畔	合計	差引
一反歩平均實買價格	百二十四	五十四	十五四	五十四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一反歩平均小作料	米九斗	米三斗	—	米九斗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整理後面積	六〇三、三三	八、三八	三、六六四	三、六六六	〇、四四三	三、三四〇	三、四〇三	一、三六四	—	二四、三三四	—	—	—	—
一反歩平均法定地價	六、一六六	二、〇三三	一、六八	二、〇四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整理後法定地價額	一四、三三、三三一	一四、三四〇	九、三四四	四三、四四四	—	—	—	—	—	—	—	—	一七、四三、四三一	—

| 資料 | | |

| | | |

地區　仙北郡高梨村國谷地

地目	田	畑	山林	原野	宅地	荒地	荒蕪地	用水路	附帯地	荒蕪地	溜池	社寺地	石川原	墓地	堤塘	溝渠	保存道路	用水幹線道路	物置	土揚場	畦畔	計	差引
一反歩平均賣買價額	百五十圓	五十圓	三十五圓	三十五圓	五十圓	三十圓																	
一反歩平均小作料	大豆一石五升	米四斗五升	米一斗	米一斗四斗五升																			
整理前 面積																							
一反歩平均法定地價																							
賣買價額																							
小作米額																							
整理後 面積																							
一反歩平均法定地價																							
賣買價額																							
小作米額																							
面積	增																						
	減																						
法定地價	增																						
	減																						
賣買價額	增																						
	減																						
小作料額	增																						
	減																						
小作米額十四斗五升	増																						
十四斗五升	減																						

設計年月
工事着手年月
竣工年月

年度	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目
整理費繰算額	一〇〇、三六八、一四八	八一、〇二五、七四二	四〇、五九五、〇四四	四〇、五九五、〇四四	四〇、五九五、〇四四
利子（七分五厘）	七、三六八、四二〇	五、六七一、五四〇	二、九二八、〇四〇	一、〇三一、四〇三	五、三九五、〇四四
整理費繰算 合計	一〇七、五三五、五六八	八六、六九六、六六二	四三、五二三、一二四	四二、五二六、一二四	四五、三九五、〇四四
償還金	六、五三五、五六八	六、五三五、五六八	六、五三五、五六八	六、五三五、五六八	六、五三五、五六八
償還金 利子	八一、〇二五、七四二	八〇、一六〇、一四二	四〇、五九五、〇四四	四〇、五九五、〇四四	四〇、五九五、〇四四
					一、〇三一、四〇三（過剰金）

栃木縣 耕地整理及土地改良の方針

會員 松村豐吉

緒言

本縣の土地は由來人工を加ふること少なく既に開墾せらたる田畑と雖とも未だ幼稚の域を脱せざるにより更に之が一大進歩を期せざる可からず是れ蓋し縣下の農村發展上最も重大緊功の關係を有するものにして耕地整理及土地改良の方針實に此に存す是仍つて今回本會に於て之れが方針を攻究し之れが決定をなせり

明治四十年八月　　栃木縣農會

第一　耕地整理及土地改良の方針

一、用水の供給量を潤澤ならしむること
一、水廻りを定全にすること
一、冷水を温暖ならしむること
一、温暖にして空氣に富み且つ肥沃なる用水を利用ゆること
一、土壌をして肥料分に富ましむること
一、耕土を深をすること
一、竄透性の過度なる土壌を改良すること
一、竄透性の欠乏せる土壌を改良すること
一、土壌を膨軟ならしむること
一、鑛毒を除去すること
一、低濕水を排除すること
一、耕地の水害を輕減すること
一、耕地に於ける光熱導入量を增加すること
一、耕作地を增加すること
一、耕地の組織を整美すること
一、土地所有の狀態を改良すること
一、耕作の時期を誤らざること
一、耕作の勞苦を輕減すること
一、耕地並に道水路の修繕を少くすること
附
一、村落を完備すること

第二　用水の供給量を潤澤ならしむるの利益及方法

一、利益
(一)新田を增加す
(二)旱魃を救濟す
(一)稻に必要なる水分を供給す
(二)田植除草の時期を誤らざらしむ
(三)渴水による勞苦を除く
(四)渴水による紛議を除く
(三)施肥灌漑を擴張す
一、方法
(一)貯水池を新設すること
(二)貯水池の位置を變更し設備の改良擴張をなすこと
(三)井戸並に縱穴横穴を横鑿すること
(四)排水暗渠を利用すること

(五)用水路の位置を變更し構造斷面し勾配を改良し距離を短縮して水路内に於ける竄漏並に蒸發を輕減すること
(六)田地々盤を築造し若しくは畦畔を搗き固むること
(七)副水路を設置すること
(八)過度なる土壌の竄透性を輕減すること
(一)耕地に竄通の惡しき土壌を客入すること
(二)耕土と下層土との中間に竄通の過度ならざる土壌の薄層を作成すること
(九)可成全体の地勢をして平垣ならしむること
(十)甲乙二條の水路間の田區をして可成甲の水路より低からしめ乙の水路より高からしむること
(十一)溜潴灌漑を爲さしむるため用水路に於ける一の水口より灌漑する田區は可成其の全面をして平垣ならしむること
(十二)間斷的灌漑をなすに適せしむる爲めに内畦を築き區劃を多くすること
(十三)高低ある土地に於て盤を築造せざるか若しくは畦畔の築き固めを爲さゞる場合し於ては田區を小にして用水の浸潤す可き田土の容積を減じ且つ高位置の田地の滲漏水を低位置の田地の灌漑水に供給すること
(十四)連續的灌漑をなすの得策なる場合に於ては田區を大にすること
(十五)畦畔の屈曲せるものを直くすること

第三　水廻りを定全にするの利益及方法

一、利益

(一)田植除草の時期を誤らざらしむ
(二)水不足の害を救濟す
(一)稻に必要なる水分を供給す
(二)施肥灌漑を十分ならしむ
(三)水掛の勞苦を除く
(四)水掛けの紛氣を除く
(三)水の廻らざるによりて新田並に施肥灌漑をなすこと能はざる場所に於ける新田並に施肥灌漑をなす可きを田畑を擴張す

一、方法

(一)用水路を新設すること
(二)副水路を設置すること
(三)用水頭首の位置を變更し工事の擴大並に改良をなすこと
(四)用水路を改良すること
(一)位置を變更すること
(二)斷面を擴張すること
(三)斷面を改良すること
(四)用水路の屈曲せるときを直くすること
(五)用水路に於ける構造を改良すること
(五)夏期灌漑の必要に對し田植の際多量に必要なる用水を一時限り通過せしむ可き構造に改良すること
(六)一の水口より灌漑する面積をして過大に失せざらしむること
(七)共同灌漑組織によりて各人をして適當の時期に灌漑せ

しむること能はざる場合に於ては一用水路に於て設けたる水口より灌漑する田區は一人をして所有せしむること

第四　冷水を温暖ならしむるの利益及方法

一、利　益

(一)土地並に用水の温度を上進す

(二)冷水によりて生ずる水口田の面積を減ず

(三)囚作を輕減す

二、方　法

(一)暖水地の新設並に擴大をなすこと

(二)暖水池の利用を擴張すること

(三)可成水源より遠き田地に用水を導入すること

(四)溜池の底樋を立樋に變更すること

(五)用水路の勾配を緩にし斷面を廣くし且つ可成築立水路となし且つ延長せしむること

(六)用水路をして可成隧道を避け日當りよき處を通過せしむること

(七)過度なる土壤の滲透性を輕減すること

(一)表土に竄通惡しき土壤を客入すること

(二)粘土と下層土との中間に竄通の過度ならざる薄層を作成すること

(八)田地の底に盤を造り若しくは畦畔を擴き固むること

(九)連續的掛流し灌漑を廢んで瀦溜灌漑若しくは間斷的掛流灌漑となすこと

(一)用水路に於て設けたる一の水口より灌漑する田區は可成其の全面をして平坦ならしむること

(二)用水路に於て設ける一の水口より灌漑する田區の全面なして平坦ならしむること能はざる場合には田區の長邊に沿つて數段に平坦にし稻の作付けをなし得べき時分井手(卽小用水路)を設けて瀦溜灌漑をなす可し

(三)間斷的掛流し灌漑をなさしむる爲め甲乙二條の水路間の田區をして可成甲の水路より低からしめ乙の水路より高からしめ尙田地に內畦を設けて區劃を多くすること

(十)間斷的灌漑をなすこと能はざる場合に於ては田區を大にすること

(十一)畦畔の屈曲せるものを直くすること

第五　温暖にして空氣に富み且つ肥沃なる用水を利用するの利益及方法

一、利　益

(一)土壤をして肥沃ならしむ

(二)土壤に含有する空氣の量並に土壤の風化作用を豐かならしむ

(三)土壤をして温暖ならしむ

二、方　法

甲、温暖なる用水の撰擇すること

(一)湧水地下水、寒冷なる河水を廢して溜池、暖かなる河水等を水源となすこと

乙、空氣に富み且つ肥沃なる用水を利用すること

(一)可成湧水、地下水、溜池、瘠惡なる流域を水源とせる河水を廢して肥沃なる流域より流去する河水を利用

すること

(二)地下より湧出する肥沃なる水を利用すること

第六　土壤をして肥料分に富ましむる利益及方法

一、利益

(一)土中の肥養分を増加す

一、方法

(一)風化の十分なる土壤を容入して風化の幼稚なる新土を改良すること

(二)肥土を容入して瘠地を改良すること

(三)施肥灌漑をなす爲めに畑地灌漑の設備をなすこと

(四)稻田灌漑の設備をして施肥灌漑の設備を兼ねしむること

(五)稻作の用水は可成肥沃なるものを利用すること

(一)湧水、地下水、溜池、瘠惡なる流域を水源とせる河水を廢して肥沃なる河水を利用すること

(二)地下より湧出する肥沃なる水を利用すること

(六)稻田をして潴溜灌漑を廢して掛流灌漑の設備をなさしむること

(七)水尻を改良して排水の爲めに表土をして流出せざるしむること

(八)灌漑水をして水尻より出つること少なからしむる爲めに暗渠を敷設して灌漑水中に含む肥土をして土壤中に吸收せしむること

第七　耕土を深くするの利益及方法

一、利益

(一)作物根の占有する容積を増大す

(二)養分をして潤澤ならしむ

一、方法

(一)畚、箕、車、馬輕便鐵道若しくは流込の方法を應用して熟土を客入すること

(二)施肥灌漑をなす爲めに畑地灌漑の設備をなすこと

(三)稻田灌漑の設備をして施肥灌漑の設備を兼ねしむること

(四)稻作の用水は可成肥沃なるものを利用すること

(一)湧水、地下水、溜池瘠惡なる流域を水源とせる河水を廢して肥沃なる河水を利用すること

(二)地下より湧出する肥沃なる水を利用すること

(五)稻田をして潴溜灌漑を廢して掛流灌漑の設備をなさしむること

(六)水尻を改良して排水の爲めに表土をして流出せざらしむること

(七)灌漑水をして水尻より出づること少なからしむる爲めに暗渠を敷設して灌漑水中に含む肥土をして土壤中に吸收せしむること

第八　寶透性の過度なる土壤を改良するの利益及方法

一、利益

(一)用水の寶透せざるに依りて生したる剩餘の水は之れを新田並に旱魃救濟の計畫に利用す

(二)冷水をして溫暖ならしむ

(三)養分を流失せざらしむ

一、方　法

(一)田地に盤を築造すること

(二)畦畔を撞き固むること

(三)竄透性に乏しき土壌を耕土に客入すること

(四)耕土と下層土との間に竄透性に乏しき薄層を製作すること

第九　竄透性の缺乏せる土壌を改良するの利益及方法

一、利　益

(一)土壌中に於ける空氣の竄透をして十分ならしむ

(二)雨水の停滯より生ずる害なからしむ

(三)空氣中の温度を土壌に輸入す

一、方　法

(一)田地の犂底並に盤を除去すること

(二)撞き固めたる畦畔解くこと

(三)竄透性の強き土壌を耕土に客入すること

(四)耕土と下層土との間に竄透性の強き薄層を構成すること

(五)耕土と下層土との間に暗渠を敷設すること

第十　土壌を膨軟ならしむるの利益及方法

一、利　益

(一)空氣の竄透をして充分ならしむ

(二)空氣中の温熱を土中に輸入す

(三)土壌雨水並に灌漑水に含む肥料分收力を強からしむ

(四)根の蔓延をして容易ならしむ

一、方　法

(一)耕土の上に耕土を客入すること

(二)耕土の底に下層土を客入すること

(三)底土を膨軟ならしむること

(四)天地返をなすこと

第十一　鑛毒を除去するの利益及方法

一、利　益

(一)土壌中に存する鑛毒を除去す

一、方　法

(一)渡良瀬川中に存在する毒砂の混濁せる河水を流入せざらしむること

(二)毒砂を沈澱せる用水路を撤廢して新に用水路を設けること

(三)田地の水口部分に於ける毒砂を剝ぎ取ること

(四)毒塚を耕地以外に運び去ること

(五)毒砂の爲めに荒蕪せる土地の毒砂を剝ぎ取ること

(六)石灰を施用すること

第十二　低滯水を排除するの利益及方法

一、利　益

(一)土壌をして多量の空氣を含蓄せしむ

(二)土壌及作物に對し土壌中に含有する過度の水分を除却す

(三)土壌中に含蓄する有害物を除く

(四)土壌をして水の低滯に依て寒冷ならざるしむ

(五)温水を地下に竄透す
(六)空氣の竄透によりて土壌中に温度を導入す
(七)低濕地の耕作より生ずる難澁並に不潔の害を除き品位並に衛生を上進す
(八)低濕地の爲めに完全に施行し難き施肥並に除草を完全ならしむ
(九)道路の乾燥を來たして交通運搬を便にす

一、方　法

(一)惡水路を新設すること
(二)惡水路並に吐口の位置を變更し設備の擴張改良をなすこと
(三)地下水の排除をなす可き暗渠を布設すること
(四)竄透性の欠乏せる土壌に對し耕土に竄透性の强き土壌を客入し或は耕土と下層土との間に竄透性の强き土壌の薄層を作成すること
(五)竄透の欠乏せる土壌に對して耕土と下層土との間に暗渠を布設すること
(六)地上げをなすこと
(七)堤防を築き惡水を流入せざらしむること
(八)水路をして可成田面より低からしむること
(九)水路の位置を變更し構造を改良して滲漏水によりて起る低滯水を生ぜざらしめ又水路の距離を短くして濕潤區域を少くし又水路の位置を變更し斷面構造勾配を改良して水の流通を迅速にして水位を低くすること
(十)用水堰は可成之れを撤廢して水路の本線より直に支線に向て用水を流入せしむること
(十一)用水堰を廢すること能はざるときは固定堰を廢して水門堰となすこと

第十三　耕地の水害を輕減するの利益及方法

一、利　益

(一)耕地の欠損するを防禦す
(二)土砂の浸入するを防禦す
(三)耕土の奪略せらるゝを防禦す
(四)作物の水害を減ず
(五)道水路の損害を減す
(六)水害によつて道路の目的を妨げらるゝことなからしむ

一、方　法

(一)河身の位置を變更すること
(二)河身を改良すること
(三)堤防並に護岸土事を改廢すること
(四)用水頭首工事の位置變更並に設備を改良すること
(五)堤防新築並に擴張をなすこと
(六)貯水池並に逆流池を設置すること
(七)溢流堤を築造せしむること
(八)砂防工事並に土砂沈澱池を設置すること
(九)田中の雨水並に田區外より流入する雨水によりて畦畔崖岸を破壞し田地を脫去せざらしむる樣吐口の大さと畦畔の高さに伴ひたる畦畔崖岸の擋き固めをなすこと
(十)冗漫なる河川を廢合すること
(十一)用水堰は可成之れを撤廢して水路の本線より直に支

線に向つて用水を流入せしむること

(十二)用水堰を廢すること能はざるときは固定堰を廢して水門堰となすこと

第十四　耕地に於ける光熱導入量を增加するの利益及方法

一、利　益

(一)作物に對して光熱を充方供給す

(二)土壤並に田水をして温暖ならしむ

一、方　法

(一)蔭樹を伐採すること

(二)田區の方向に麥畦の方向をして東西ならしむるに適せしむること

(三)耕地か蔭地にありて道路水路か陽地に位置するときは之れか位置を轉倒すること

(四)稻に比し光熱を要すること少き作物を栽培する畑か陽地に稻田か蔭地に位するときは之れか位置を轉倒すること

(五)寒風を遮ぎる爲め防風樹の植付けをなすこと

第十五　耕作地を增加するの利益及方法

一、利　益

(一)耕地地積を增加す

一、方　法

(一)新田並に開墾を爲すこと

(1)温暖なる場所を撰むこと

(イ)北方より南方を撰むこと

(ロ)北傾斜地より平坦地平坦地より南傾斜地を撰むこと

(ハ)寒風の吹き通る處を避くること

(ニ)蔭地を避くること

(ホ)用水の温暖なること

(ヘ)低滯水なきこと

(ト)土壤の寫透力に富むこと

(2)肥沃なる場所を撰むこと

(イ)土質の良好なること

(ロ)耕土の深きこと

(ハ)土壤の構造の良好なること

(ニ)用水の良好なること

(3)用水の潤澤なる可きこと

(4)地積、勞力、を節するの必要あるときは可成土地の平坦にして田區の擴大整形を期し得る處を撰むこと

(二)冗漫なる道路水路河川堤防を撤廢すること

(三)過大の巾を有する道路水路河川堤防を狹小ならしむること

(四)道路水路の數を減する爲め其の支配す可き田畑の長さを長すくること

(五)田區は整形擴大すること

(六)水路をして用惡兼用せしむること

(七)用水を節約し且つ温暖ならしむる必要薄き處に於ては掛流し灌漑となし滯留灌漑となす田地は可成其の面積を大ならしむ而して此の場合に於ては共同灌漑によりて不

都合なきときは共同灌漑の設備を具ふる田區となす可し

(八)共同排水によりて不都合なき場合に於ては共同排水の設備を具ふる田區となす可し

第十六　耕地の組織を整美するの利益及方法

一、利　益

(一)地方の活動をして經濟及社會の狀況適應せしむ

(二)耕作の勞苦を輕減す

二、方　法

(一)諸種の目的を有する各種類の耕地の位置分配及廣狹をして耕作者に對し適應ならしむること

(二)耕作圃をして可成擴大せしむること

(三)耕地の位置をして可成耕作者の耕作に便宜ならしむること

第十七　土地所有の狀態を改良するの利益及方法

一、利　益

(一)土地の管理を周到ならしむ

(二)土地の管理を自由ならしむ

(三)計算に便ならしむ

二、方　法

(一)所有圃を可成擴大ならしむる爲め一人の所有せる耕地か散在せる場合には可成之れを一ヶ所に纏むること

(二)所有者の管理の便宜なる處に耕地を所有せしむること

(三)共同生產の不利益なる場合に於ては用水並に道路の地役權を撤去すること

(四)可成所有地の筆數を減すること

(五)他の事情の許す限り一區若しくは一筆に於ては反若しくは畝以下、一枚に於ては五歩以下の小數を附せざること

第十八　耕作の時期を誤らさらしむるの利益及方法

一、利　益

(一)田植の時期を適當ならしむ

(二)除草並に施肥の時期を適當ならしむ

(三)麥の播種時期を適當ならしむ

(四)荒起の際土塊をして乾燥なる狀態を保持せしむ

二、方　法

(一)用水の供給量をして潤澤ならしむること(此の目的に向つては第一項の方法を講ずること)

(二)水廻りを迅速ならしむること(此の目的に向つては第二項の各方法を講ずること)

(三)田區整形長大ならしむること

(四)道路水路をして田區に接せしむること

(五)乾田麥圃に於ては雨水の排除を速かならしむる爲めに暗渠を敷設し或は土質土層を改良して寫逼を容易ならしむること

(六)田區の犁底盤を除き且つ搗き固めたる畦畔を解くこと

(七)耕作圃を大にすること

第十九　耕作の勞苦を輕減するの利益及方法

一、利　益

(一)粘土地の耕起に要する人馬の勞苦を輕減し品位を上進す

(二)低濕地の耕作より生ずる難渋不潔の害を除き品位並に

衛生を上進す
(三)路面改良によりて人馬の往來を容易ならしむ
(四)路巾の擴張によつて車馬の往來を便にす
(五)道路の短縮に由て交通運搬の時間を短縮す
(六)水の不足によりて生する勞苦を輕減す
、方　法
(一)粘土地の土性を改良して膨軟ならしむること
(二)低濕地を乾燥ならしむること
(三)用水の供給量をして潤澤ならしむこと
(四)水廻りを完全ならしむること
(五)路面を改良すること
(六)路幅を擴張すること
(七)屈曲せる道路を直ならしむること
(八)道路の位置を變更すること
(九)道路の勾配を緩ならしむること

第二十　耕地並に道水路の修繕を少くするの利益及方法

、利　益
(一)用水の頭首工事の破壞によつて生する渦水の害を除去す
(二)用水の頭首工事の破壞によりて生する修繕を少くす
(三)用水路並に道路に於ける修繕を少くす
(四)畦畔崖岸の破壞並に田區の修繕費を少くす
、方　法
(一)用水の頭首及惡水吐口の位置を變更し並に工事を改良すること
(二)水路の勾配斷面並に放水路を改良すること
(三)高き地上げの場所は地締めを完全にすること
(四)田中の滯水並に田區外より流入せる雨水によつて畦畔崖岸を破壞し田地を脫去せさらしむる樣吐口の大さと畦畔の高さとに伴ひたる畦畔崖岸の擣き固めをなすこと
(五)道路の修繕を少なからしむる爲め土地をして可成乾燥ならしめ且つ道路の築造並に縱橫斷勾配を改良すること

附
村落を完備すること
(一)村落に於ける耕地並に山林原野宅地の配置を完備すること
(二)村落に於ける用排水を完備すること
(三)村落に於ける治水の計畫を備すること
(四)村落に於ける消防水供給の計畫を完備すること
(五)村落に於ける衛生を完備すること
(六)町村に於ける自治体の組織をして完全ならしむること
(七)交通道路を完備すること
(八)社寺地墓地等を整理すること
(八)村落の風致の上進すること

耕地整理沿革に就て

明治三十一年十月開設(於農商務省)の農商工高等官會議に提出せられたる土地整理法の要領說明として『土地整理法發布

の必要なる理由』の名のもとに配布せられたる左の一文は我耕地整理法の沿革及同法發布を必要とせる當時の事情を知るに最も興味あるものとして掲記す、

土地整理法發布の必要なる理由

農業は古來本邦產業の要部を成すものにして其盛衰消長は國民の休戚に關すること甚大なり然るに本邦の耕地たる其形狀區劃頗る不整にして事業の不便渺なからず今其一二を謂はんに本邦耕地一筆の平均面積日は六畝十二歩畑は五畝二十一歩にして實際に於ては一筆中尙數區劃に分割せるもの多く全國中田は一筆五畝歩以下のもの大凡五割三分を占め畑は一反以下のもの大凡七割四分を占む此細小の區劃は各繞らすに道敷又は畦畔を以てし爲めに土地を空費すること夥しく且此道敷畦畔は概ね蕪雜迂曲にして不便甚た多く又害虫の叢窟たり加ふるに古來自然の高低曲折に一任し人工を加へて其高低曲折を整正すること少きを以て其形狀極めて不正にして牛馬耕を行ふこと甚た容易ならさるの狀態なり

我國の農業は大農なく中農なく一般小農を以て組織し一戶平均の耕作地僅かに九反三畝十五歩に過きす此一町歩未滿の小土地すら一箇所に集團を爲すは甚た罕にして其所有地各處に散在し往返に運移に日々作事上の不便擧て言ふへからず

右の如き小規模不規則の農地に對して將來如何に畫策する所あるも到底著大の改良進歩を期すへからす是れ土地整理の必要なる所以にして土地整理とは卽ち區劃を廣濶正形にし無益の道敷畦畔を撤去し溝渠農道を改造し且星散せる所有地を分合するを謂ふ

此整理の結果として農家の享受すへき利益の至重なるものを記載せんに先づ(第一)畦畔縱橫の員數を削減し及此際遺棄地を開きて地積を增加するを以て最とす此地積の增加は畦畔を撤去すへき田地に最も多く現在の田地二百七十餘萬町歩の內二百萬町歩を整理し百分の三を增加するものとせは(石川縣の實例は百分の五)實に六萬町歩の地積を增すの比例なり卽實貿價格一反歩平均百五十圓とせは九千萬圓の價格之に由て生するなり(第二)右の如く耕地積を增加するも地價は明治三十年法律第三十九號に依り現在の儘據置となるを以て地租の增加を蒙ることなし此の者は略々算當し得へき利益に屬し此外容易に計算し能はさる有形無形の利益は遙かに之れより大なるものあり卽ち(第三)區劃廣濶正形なるか故に播種耕耘及牛馬耕に便利を加へ又迂回の細逕を省き縱橫の農道を通するか故に田圃の往來農車馬の出入、農具、肥料、收穫物等の運搬を自由快速にすること(第四)溝渠を改造して灌水排水に便利を與へ濕田を乾田に變し一毛地を二毛地となし又道路畦畔、溝渠を牢固直線となして其間數及每年修繕の勞費を減し出入の時間を省くこと(第五)土地價格を騰貴せしめ境界論を絕ち水論を減し丈量製圖其他總ての計算を容易にすること(第六)適宜土地を分合して所有地を散在することなからしめ以て土地改良を容易にし各所往來の勞費を減し作事の監督及虫害の驅除等を易からしめんこと是れなり既に是れ實に我小農地をして物質的に中農地に進化したるものと謂ふへきなり而して此偉大の効益ある事業は秋春の間に於て農民自

ら之を施行するを得へく必要なる經費は勸業銀行若くは農工銀行より低利長期の借受を爲し得へきか故に此等銀行の資金は之に由て多數の確實なる利用者を得農閑に於ける農民の勞力又之に由て有効に利用せらるるに至るへし

抑も土地の不整理は獨り帝國に於てのみ之れあるに非らす米國は土地廣大の新國なれは未た其憂を知らすと雖も歐州の舊國皆此不整理を憂するに於て多少の政策を施さるなし左れは土地整理は歐州二百年來の大問題にして英國は夙に之を行ひ大陸諸國は本世紀の初めより陸續法律を制定し或は特に國家の保護を加へたるを以て既に全土の整理を完了したる邦國あり又現に鋭意整理中に屬するものあり而して土地不整理の狀態に就ては各國多少其趣を異にする所あり例へは日本の田畑は猥りに細逕畦畔を以て之を圍繞し是か爲に土地を徒費すること甚しきか故に土地整理の結果は概ね增歩を生すれとも南獨逸地方の如きは通路稀少にして袋地のみ多きを以て土地整理の結果は新夕に縱横の農道を開くか故に減歩を來すを常とす然るに彼に在ては斯の如く減歩を生するに拘はらす尙猶て土地整理を施行せり本邦に於て土地整理の結果幾分の宏大なる利益に加ふるに增歩を生するか如きは蓋望外の利益といふへし豈是れ農民の奮發心を誘起すへきの好材料ならすや

土地整理は斯の如く必要にして又各國に於て多年經營の事業なるにも拘はらす其本邦に知られたるは寔に近年のことにして一時協同して之を實行せしは明治二十年石川縣石川郡上安原村の田區改正を創始とす爾來政府に於ても之に見るあり明治二十年石川縣の申請に對し大藏省は整理後五箇年間現地價據置を聽許し更に明治二十二年法律第三十號を以て地租條例を改正し三十箇年以內地價據置年期附與の特典を許可し又昨明治三十年に至りては法律第三十九號を以て區劃形狀を變更したる土地の地價は現地價の合計額を每年相當に配付して定むるもの下し即ち特典を擴めて其極度に達せり而して一方には民間に於ても漸く其注意を增し石川縣を始めとし靜岡、愛媛、岐阜、群馬、岡山、京都等の府縣に於て徐々之を實行するに至れり又全國同志者の發起に依り本年耕地區劃改良大成同盟會なるもの東京に起るあり又或縣に於ては整理模範田を設備せんとするに至る以て機運の稍や熟したるを見るべし

土地を整理するは農政の根本にして其利益廣大なること前揭の如く延て國家の洪益すへきものあり其勸奬は蓋し刻下農政の最大急務と謂ふ可し而して其普及實施を圖るには吾農業の一致協合に任すと法令を以て多少の拘束を加ふるとの二途あり本邦に於て今日まて實施されたる少數の整理事業は幸に任意に依て行はれたりと雖も元來土地の整理は地上の形勢に一大變革を來すのみならす況ふ可くは土地の分合を併せ行ふにあるか故に人民の權利に至大の影響を及ぼすものなると同時に區域內の土地所有者をして百人一意に出てしむるを要し其區域中一人の異議者あるも以て事業全部の障碍を爲すに足るものを以て到底任意を以て廣大なる整理を遂くること能はす幸に名望義胆優に卿黨を指揮し之れを心服せしむるに足るの有力者あるに非れは決して其一致結合を得難しとす然るに此種の有力者は社會一般の進運と共に寧ろ漸く其影をす沒るの傾向あり農民の未に至るまて各自權利を云々するの時勢に於

て假令公私の利益亮明なりとも衆心の一致は得て期すへからす是れ時勢上法令を以て多少の拘束を加ふるの途を執り多數の一致に依て少數の異議を打消すの必要を認むる所以なり況んや人民の權利に少からさる關係を及ほし又土地整理の爲めに生したる登記事件の取消又は變更に對しては此事業の普及上登錄稅の免除を必要とするもの等豫め法律を以て制定すへき事項多々なるに於ておや是れ土地整理法制定の必要を感する理由なり

▲會　告▼

▲會報第貳號原稿締切は

四十二年二月末日とす

▲會員の移動は其都度

本會庶務係（農務局內泉瑞九萬宛）に報告を乞ふ

▲振替貯金にて會員拂込の向は口座番號第一七二五〇にて

農務局內耕地整理研究會宛のこと

▲本紙廣告料規定

頁數	一行	四分一頁	二分一頁	一頁
金額	二十錢	三圓	五圓	九圓

▲表紙第三頁は右料金の一倍半額四頁は二倍額とす。

▲會員の申込に係るものは前規の五割引とす、

▲申込は農務局內泉瑞九萬宛とすること、

寄書

耕地整理研究會々報發刊に際して

茨城　小田三次郎

(一)雜誌の發刊を祝す

耕地整理研究會成り今哉その雜誌を發刊するの機會に到達せるを祝す、吾人はこの機會を利用して、諸多の學理と實驗とにより諸般の計畫施設を安全に且つ經濟的に尤も有利なる案を究明して遺憾なきを期するものなり、この目的を達する爲めに此の會と會誌を成立せしむるに至れるものならん、本誌は又斯道研究の魁をなすものなれば克くこの目的を發揮し學達く技に熟せる諸大家の究明を待つべき幾多の未知數を提携して克く指導を待つと共に又各自の推叩を互に論評交換すること本誌の第一要義なり。

吾人はこの要義を渴仰する夙に切なりき去る四十年の春上野先生祖道の宴席に於て予はこの希望を述べしに直に賛成を得て共の方法を協議し一面に同好各位の賛同あり直に之れが成立に着手し倖に値賀先生卒先して各方面の交渉に當り大に本省當局者の同情となり之れが企畫を見るに至り遂に本會の成立を見又本誌誕生の盛運に際會せり、吾人は今日に於て素志

の貫徹を喜ふと共に又今後大に耕地整理事業發達の指南東たらんことを欲す、嗚呼本誌の發刊を聞くときは外遊中の上野先生の滿足も又鮮少なうざるべし吾人はこの事に當れる當路者の御盡力に向て多大の感謝を表するものなり。

(二)耕地整理

今や耕地整理は研究の境界を過きて實施の時代となり能否の問題にあらずして經營の問題なりと然り、而して之れ程度の問題にして些細を盡さる大鉈的の論にして技術的に云ふときは恒久性なる斯の事業に就ては多くの未知數あり例へば

○用水計畫に就而用水量の單位の決定

○排水計畫に就而排水機設置に於ける排水日數の有利なる決定

以上は之れ議編として頗る明瞭なるも實施上種々なる未知數の增加すると共に此等單位の決定は種々なる條件の下に不定なる問題となり、技術者をして未た判然たる數字を見出す能はす解決は只大方の示し全般を誤らざるに然るのみ。

○其他水田暗渠排水等に於ても寡聞なる予は未た大家の學說とめ精級なる論證を以て指示するものあるを聞かず即ち今日行はるゝものは歐州諸國に於ける牧草地等の暗渠排水の法より來れるものに非れば地方の必要より老農の考案企案にかゝる所謂在來法にして未た的確なる數字を以て指示するものあらざるなり。

現今土地改良とし云へば、大集團の地區に直線的變革を加ふることのみに狂奔し小地區に集約なる尤も小規模の排水改良即ち暗渠排水は多く放棄せられたるの觀あり此等は今後に於て大に當局併に技術者に向て警告するものなり。

又法規上に於ても未た獨立に此間に向て認めたる保護奬勵を見ず、耕地整理法の如く恩典を與ふるに於ては成立も早く實施す簡易にして費用に於ても借金を要せず之れ行ひ易く收め易きの利なり、この利益は尤も零細なるも各縣各地に散在し到る處に此の排水を要する土地を見出すべし今後に於て氏の途に一人世人の注意を促す所以の要あり。

以上は之れ技術的の方面に於ける未知數の一二を示すものにして設計、計畫に於ける研究の末了問題は鮮少ならざるなり

○予輩今後に於て設計と實施後の對照的研究を希望するものあり之れ各縣各地數ヶ所に地區の大小を問はず適當なる地區を撰て學理的の完全なる計畫を實施したるものに向て充分成績を調査し適否の研究を進め至當なる改良工風を要するものあらん。

○整理地區の管理。整理後の狀況に就而は追々組合等の設けらるゝものあるを聞くも之れは一二にして多くは多大の經費と勞力と計畫とを用て土地に恒久的の改革を施せしもこの名案と善美の施設とは多く荒廢に歸し地區人民の不注意より僅かに直線的區畫の形骸を止むるに過きざるものあり實に慨歎の至りにへざるなり、斯る狀況に放棄するは獨り地區の不利なるに止まらずして次て起るべき耕地整理に不利を誘起するの恐れあり爾今之れが管理に就て適當なる方法を設け之れが督勵を希望するものなり。

○餘地の利用。整理後に於ける長堤短畦大に利用すべき途あらん例へは大地區に於ける用排水の堤塘の一側に於て捆等の

植樹を行ふときは隨分意外の利益を得へきなり例へは一里半延長の堤の兩側に樹栽をするときは一間一株とするときは約二町歩余の造林にして七八年に輪伐することとせは一五〇圓乃至二〇〇圓(一町歩の木代)の利あり之に加へて枯桑年々五圓七圓利あり此等にして適當なる管理をなすときは地區の水路及橋梁等の修理費を支辨することを得べく之れ農村としては見逃すべからざるの遺利なりその他豆科植物の栽培大に肥料補給の一助たるべし。

(三)法規に就て

國家か吾人の所有權を尊重せらる結果種々なる法規の之れが保殺制限を要するものありために取扱上繁瑣なる手續を要し往々に時期を失して折角に地區民心の向へたる機會を逸して往々事業の頓挫を來し整理進行の故障を誘發する場合往々にして見出さるゝ事あり故にこの事業の進運を計るためには法規の改正を希望するもの一二にして止らざるなり。

(四)費　用

天然、資本、勞力、之れ經濟學上の三要素なり經濟書の一頁に示す處のものなり、吾が農界は此等三要素を尤も均等に要求するものにして一も過不足あるべからずもし一を欠くときは直に生産を減損し農家の不幸を招致するものなり今適當なる經營の本に好天然力あり資本ありと雖ども勞力に不足を來すときは播種除草收獲驅虫管理に欠乏を來すに至りて十分に收得を見る能はず、何の一を欠くも生産の不利を來すか明かなり。

故に天然力の不備及勞力の分量は耕地整理に因て輕減せられ或は救治し得べし然れども此の事業は資本を要するものにして近來此の資本は一の固定資本と化し去るを以て多大の費用は容易に回收せられず、ために農銀の資本も今や枯渇し今や各地費用に於て行きつまりつつあるは各縣仝樣ならん各農銀に向ても希望なき能はず蒔かぬ種は生ぬものなれは今の時多少の費用はおしむべきにあらず而れとも此の借金計畫は尤も注意すとき問題なれとも農銀の資金欠乏は世間一般に認むる處にして今やこの補給の途を求めつつありと雖とも農銀が一般銀行の營利に習はずして須からく適當の事業に對して長期の貸附をなすべき筈なるに往々營利に汲々たるの結果惰落貧乏農の借金政略に利用せらるるもの多しもし農銀の基礎を危險ならしむるものあり故に適當なる技術者を置きて鑑定をなさしめ事業の當否を精査して貸附をなし農銀本來の目的に背かざる樣案配するときは一層耕地整理等に向て資金の供給をなしうるに至らん、予は一面に於て耕地整理組合が借金に因てのみ費用を支辨せず、大に賦役によりて之れか辨濟をなし又必ずしも一年一期に之れか事業完了を急がす今日の農村に多く借金を殘さざる樣なる措置を施すべきなり。

(五)耕地整理の要因

昔時農業は人生行事の尤も祐長なるものゝ如と稱せられしも今や元來有せし地力の欠乏を來しこの不足は人力により回復せざるべからず。

殊に不可抗力なる天候は尤も農家の恐慌を來すものにて餘財なき小作農及中産者は往々一家の退轉を見る悲慘あり其他水旱もあり病菌虫害あり幾多農家の頭腦を痛ましむる障害の襲

來することあり。
而し耕地整理か洪水の害、氣候の不良等幾多不可抗力の災害を減殺せし例は吾人の常に實驗する所なり。
又近來經世家の苦問せる食料の獨立問題及肥料の獨立問題なり、吾人はこの二問題に向て少しく述べん。
農は立國の基礎たる今も昔に變ることなけん、西歐に威を示せる獨乙と英國を對照せよ、英の農業衰退は甚しく今や百七十億の資本を失ひ又三分の二の食料を外國に仰くと、獨乙の片手にばんを持ち片手に製作をなす此の二者を比較して吾人は何れにならはんとするか予輩は基礎の堅實なる實質の伴ふ後者の爲に倣はんと欲するものなり。
一國にしても農民か國家に比較的忠良にして彈力ある精神に富むは事實なり。
國威の衝突より國交の斷絶するあらば食料を外國に仰く國家程危險なるものはあらざるなり。
故に食料の獨立を企圖する上に於て肥料の輸入を減少する上に於て、國家經濟上大にこの事業の進捗を希望する所以なり
現時米の年々平均不足額は四百萬石なり價にして約五千萬圓之れ生糸の半以上を米に拂ふものなり更に「りりけん」粉の輸入も少なからず大に猛省せざるべからず。
而して事之に止らず年々歲々人口の增加は平均八十萬石の米の需要增加を來すと（三十一年より三十六年に至る五ヶ年間平均）
吾人はこの增加は一面に國の慶事にして又農政上の一問題なりこの遞加的增加は國力の發展上必要なるべきも此等の者に農家はばんを供給せざるに於ては米價の騰貴となり反射的に國の經濟に關係すること大なり、ために悲觀者、社會主義などと云ふ狂的致作を見るに至る、而れども國民擧げて活動的に彈力旺盛なる精神に富むときは如何なる事業もなし如何なる活路をも求めうるなり人間の增加何かあらん。
彼の世界人口の稠密第一位と稱せらるゝ和蘭を見よ臣耳義を見よ海面以下に居住して水と戰ひつゝ而かも國內天惠少きに係はらず排水工事につとめ自然の壓迫と憤鬪しつゝ今や農產の輸出なしつゝあるに非ずや。

耕地整理研究會に望む

伊豫　前田政吉

凡そ事物の何たるを問はず同族同主義のものゝ相團結して互に氣脈を通し相親睦なるは獨り國體維持の眞に於て必要條件たるのみならず所期の目的を達する上に於て最要事に屬す本會の創立も蓋し此趣旨に外ならざるべし回顧すれば耕地整理事業の創始は實に今を距る十年の舊にして爾來其事業の全國に勃興し斯業關係者の多數蠭出したるに拘はらず同業者を網羅し紹介し又意志の疏通を圖り地方の情況を相知るに足るべき機關の設けなかりしは頗る遺憾とする處なりき然るに客年六月主務省に於ける同務者の會合を機とし先輩諸彦の發起と會衆一同の贊成とに基き本會の創立を見るに至れるは頗る機宜に適したる事と謂つべきなり爾來各地の情報先輩の各論卒說乃至千里懸隔せる我親愛なる同務者の消息を視聽の間に相

知悉することを得んは信して疑はざる處にして余の最も愉快とする處なり然り而して凡て事は始むるに易くして守るに難く速に熱したるものは冷却の急なるは一般の常理にして殊に同胞人の常として速熱早冷の傾あれば最初物珍らしき間は孜々として其旨義主針に向つて直行するも數年ならずして忽ち冷却するは世上珍らしからざる處なり本會は信任ある先輩諸士を幹事に戴き熱試なる同志の會合たる事とて世の類に習はざるべしと雖も時々鐵槌を加へ警告を與ふる處なくんば折角の創設も何等効なくして終焉を告ぐに至らん余は幹事諸彦の最も熱切なる斡旋と會員各自の奮勵とに由つて本會が速に健全なる發達を遂げ斯界の中樞となり木鐸となり以て本會創立の趣旨に背かざらんことを切に希望して已まざる處なり

耕地整理發達策管見

長野　伊藤　坦

一、耕地整理思想を養成す。

耕地整理の農界の耳目に觸れてより日尚淺ければ地方先覺者を以て任ずる者ですら未だ眞意義を解するものが寡く田を四角にするとか耕地整理法第一條を空讀みにすると言ふより外滿足なる回答を得ることが出來ぬ。

作物栽培害蟲驅除等諸般の農事改良は着々其歩を進むるに拘らず耕地整理の普及此れに伴はざるは農界に耕地整理の智識淺薄なるに起因する事と思ふ依て當事者の指導勸誘は勿論地方に度々開催せらるゝ農事講話會に斯學を加味し其一般を知らしむるは必要にして耕地整理を繁昌せしむる良廣告であると思ふ。

二、耕地整理に對する疑念を去る。

耕地整理の半可通は間々其結果に對し疑懼を抱くものがある社會萬般の事業は必ず成效するものあれば又失敗するものもある百發百中皆成效するとは限らぬ然れども大部分成效すれば此事業を以て有望と云はねばならぬ學校は人を敎育し社會有爲の材たらしむるにあれども稀には社會を害する惡漢も出づ此れを以て直ちに學校は惡漢を養成したるが故に學校敎育斷じて非なりと論ずるものあらば人其愚を笑はん一二耕地整理失敗の影を捕へ來て喋々數千言其不利益を主張するものは何ぞ前者と撰ぶ所があらう。

耕地整理も測量調査の精密と設計者の技倆及當業者の精勵と相俟て完全に遂行せねばならぬ。

又耕地整理地の不作を唱導するものがある起因主として排水の結果と工事粗漏怠慢に依る心土の性質不良なる地に於て切取せし所盛土せし所より收獲少き事は間々あれど切土せし地に成る可く肥土を多く置く事に依て其害を減ずる。

排水の翌年は土地龜甲狀に分裂固結し爲めに耕耘困難にして且收量を減ずる事あるも二三年を過ぎ漸次土粒細小となるに從ひ柔軟となり耕耘便にして尚收量を增あすものである耕地整理は百年の大計である整理後一年の結果を以て全般を推すは過れるの甚しきものではないか。

次に小作人の怠慢に依り收量寡き事がある整理後小作料の增額を恐れ故意に施肥量を減じ耕耘肥に勞を省き收獲期に到り

凶作を言ひ觸らし耕地整理批難の矢を放つものがある起因を究めず此れに附和雷同する地主あらば寧ろ憫然の至りである如斯整理を批難しながらも整理地の小作を望むに到つては矛盾の甚しきものと云はねばならぬ此等の弊を除かんには交通便にして整理の結果著しき地を撰び嚴重なる監督の下に模範整理地となし各人に實物を提示して此疑惑の念を去るは最も捷經である。

三、農界先覺者の奮勵を望む。

耕地整理は多數地主の共同に依り成立するものなれば從て威望ある統率者を要す現今農界を達觀すれば學識德望兼備の士は常に政事の渦中に入り着實なる農事の改良を企圖するものがない耕地整理の如き共同作業に依り美をなすものは一に統率者の技倆に俟つ所が多い良結果を收め得たる地は多く委員長初め委員等の熱心と威望衆を壓するものあるに依る地方政治家の挺身以て此衝に當り耕地整理の利を揚げん事は必要である。

四、法律の簡捷を計る。

耕地整理は國家財政の基礎たる土地の變換をなすものなれば法律上の制裁を受くること最も多く發起より換地配當に到るまで手續錯雜にして工事難より手續難を唱つものが多い法律思想比較的幼稚なる農家としてはさもあるべき事である發起認可と施行認可又は國有地變更と國有地編入の手續を分けたる如き繁文褥禮の一であろう實狀の許す限り手續を簡捷にして法律思想に乏しき農民に與ふるは屢々數千言懸河の辯を振ふにもまして奬勵の一助となるであろう。

五、測量設計をなして地主に與ふ。

耕地整理の農界に喧傳せられてより日尚淺ければ此れに對する知識淺薄なるは爭はれぬ事實である耕地整理をなさば土地の狀態如何に變ずるやを知らず爲めに不同意を表するものが多いよしんば近傍に整理地ありたりとするも此れを直ちに己の地に適合せしむる事難く土地異るに從ひ自ら設計方法に相違を生ずるものなれば其地の變化を知るに由なく前途の把握をなすものである。

故に基本調査と等しく申請の有無に拘らず地區の測量設計を行ひ該設計書を以て勸誘指導するは策の最も得たるものと信ず。

老農　清陳熙

桑麻影裏掩柴荊。　除却輸租爛入城。
伴嫗燈前催夜織。　呼兒隴上助春耕。
豐年有力完婚嫁。　暇日閑心課雨晴。
更喜諸孫入村塾。　假餘來聽讀書聲。

漫錄

輕鞋漫錄

T、C、生

昨冬十二月中旬農科大學に於ける、耕地整理第一種講習生十三名職員四人と共に靜岡愛知三重の各地に二旬餘の旅行を爲す、其間一行の奇聞珍談少からず、集めて旅行漫筆を作らんと欲すれ共既に腦裏を去れる事實多し只聊か記憶に存するもの二三を記して輕鞋漫錄となす。

○旅行第一日一行靜岡大東館に泊し、辟頭第一宿料最下級、待遇特別上等を命ず、館主義氣あり大に好遇に力む翌朝汽車に投ずるや、一行の爲めに名產わさび漬數樽を贈る、某君大の好物なり、其後三重に入る迄約旬日の間同君居常、此を携へ到る處食毎に此を食ひ、食ふ毎に大東館の優遇を稱す、會計某獨語して曰く親切な廣目屋哉と、蓋し件のわさび漬は密に與へたる茶代の酬なりしを以てなり、衆其故を知るや拍手して笑ふ。

○一日桑州豐橋を發し積雪を踏んで牟呂用水の頭首工を見午後强風を冒して牟呂新田を見る、愛知縣技手安達淑人君敎導の勞を取る、偶々同新田潮溜の養魚場に到れば尺餘の鯉魚群池底を爲し爲めに黑きが如し、漁夫三四盆大の手網を以て容易に之を捕ふ其易々たる事死魚を掬ふが如し、一行其故を知らず或は曰く寒氣の爲めに弱れる魚を除くものなりと或は曰く密樓の爲めに弱れる者を淘汰するなりと、安達技手諄々として說明して曰く一體鯉は寒中になれば盲目になるものであるそれで此く容易に捕へて市場に出す事が出來ると、其言頗る眞面目なり、當夜岡崎に泊し晩食に鯉の煮付けを供す衆口々に曰く「盲目ぼらの煮しめ」安達ぼらの御馳走」と安達君聞て苦笑す終に君に鯉技手の稱を奉るものあり、蓋し惡意に非るなり君乞ふ恕せよ。

○同夜岡崎停車場前、清風軒に泊し聊か慰勞の宴を張る盡間疲勞醉を助くる少からず小量の酒よく一行を淘然たらしむI S、君元來元氣旺盛の士醉と共に元氣益々加はる終にH、O、君及I、M、君を捕へて玄關に相撲を初め、ドス〳〵然たりグワタ〳〵乎たり、甲乙之を倒すれ共聞かず終に縣會議員某氏の自轉車の上に倒れ之を破損す、深夜人を屋ふて之を岡崎町に送り修繕を爲さしめ辛ふして翌朝某氏の用に耐ゆる事を得たり、I、S、君歎して曰はく昨晩はひどい目に會つた、今後玄關相撲は斷然止めだと、

○一夜名古屋に泊し池野村入鹿池を見小牧町に泊す行程頗る過重到底歩を以てす可からず、故に名古屋より小牧町に到る、四里の間皆腕車を驅る、安達技手を加へ一行十八人、毛布を被れるあり、襟卷を以て顏を包めるあり、鼻鬚あり、眼鏡あり角帽あり、中折あり、其風姿實に千態萬容加ふるに名東各々山田屋と染めぬける紫色の小旗を飜す、路傍の人皆、「壯士俳優」なり「書生芝居」なりと云ふ、迷惑の到なりI、M君體驅偉大鼻下に美髯を貯へ威風堂々一行に殿たり、衆君に新俳優耕地整理團座頭の名を與へ、以て紀念とす、

○後一日名古屋を發し關西線彌富驛に到り之より徒歩孫賓新

田の排水ポンプを見る、此より前出納の便を計らんが爲め會計を撰み其任に當らしむ、職員の會計G、O、君偶々學生の會計S、T、君に數十金の拂ふ可きものあり、G、O、君の性急暫時も猶豫する能はず、氣車の名古屋を發するや、直にS、T、君の傍に到り之を仕拂ふ、後氣車の蟹江に着する頃G、O、君切りにポッケットを探り大に心配の色あり、曰く財布なしと衆共力して探せ共終に得ず、其樣ポンチに類す蓋し金錢授受の後狡滊の乘する處となりしものなる可し、爾來氣車に乘る毎に學生團の會計常に中央に座し衆皆を圍繞して護衛すS、T、君得々然たり、G、O、君に戲れて曰く「君すられ乃公もてる氣車の旅」と、

○孫寶の排水ポンプを見再び彌富停車場に歸り驛前の小亭に午饗を食す、食後K、T、君突然安達技手に向て曰く「愛知さん安達は……」と、衆拍手して笑ふ君默然たり蓋し安達さん愛知縣では云々の質問を試る筈なりしと云ふ某君宏かに曰く「鯨技手さん愛知では」と云はずして幸なりと

○一夜津市聽潮館に於て三重縣の技術員諸子と懇親の宴を開く、某々技手、酒量頗る大升を以て數ふ、一行爲めに當る者なし、獨りM、K、君體驅偉大鬚髯漆の如く、盆大の眼を開いて連りに大盃を傾け終始色を變せず衆皆其キャパシチーに驚き爾來君を呼んでグラペルと云ふ

○山田市に歸る事旬日宮川沿岸三千餘町歩の地を踏査し其水利事業の設計材料輯集に力む、稻光縣技師、茅原郡技手等日々敎導の勞を取り、注意周到細大の事物斡旋到らざる處なし衆今尙其厚意を謝す、毎夕宿舍に歸るや常に皆晩饗を共にし快談湧くが如し、稻光技師快辨能語の士なり多く常に要領の語を用ふ口を開くや必ず先問ふて曰く今日は要領を得しかと日として要領の數語を聞かざるなし終に此に要領技師の稱を奉る、

○一日早朝旅宿を發し宮川を下る、茅原技手案内たり、K、T、君途中同氏に問ふて曰く「山田の名物如何」と茅原氏言下に節面白く歌ふて曰く「伊勢の名物五十鈴川、赤福包む竹の皮(內宮名物の餅を赤福餅と云ふ)蟲者の親切うその皮、此を眞にする馬鹿の皮」と以て君の磊落を知るに足る、

○S.Y.君體驅頗る纖弱身長六尺に近く、腿股亦之に適ふ、其歩するや疾風の如く、薄暮宿舍に急く時の如き衆大に力むれ共君に及ぶものなし、終に君にサラブレットの綽名を與ふ。

○四十一年一月元日業を休み山田に於て新春を迎ふ、宿舍に賀狀を認むる者あり、內外宮に詣る者あり、二見浦に遊ぶあり鳥羽に行くあり、各々意の向ふに隨つて遊ぶ偶々東都の優しき名の君よりT、I君に美麗なる手製の蝦蟆口を贈り越す、T、I、君喜悅の色滿面に溢る宿に在りし者三四之を知り其飽福を戲弄する甚切なり、衆反て岡燒連にプレンネンデンカメラーデンの稱を與ふ、

○M、S、君浪花節の通人なり東京の寄席君を知らざる所なく、君の批評は斯界に重きを爲す、宿舍にあるの日君屢々奇聲を發して自ら浪花節を試む、頗る單調にして聞くに耐えず、短刀直入の某君M、S、君に向つて曰く「君は耳の人にして口の人に非ず乞ふ爾來自らうなる勿れ」とMS君一言の答ふるなし。

轉心記

花生投

一

古川柳に曰く「下女の顏よく〳〵見れば鼻もあり」と、或人頗る古き耕地整理現形圖を檢する際右の句を轉用して曰く「現形圖よく〳〵見れば土地もあり」

二

京都府美豆村耕地整理に於て排水ポンプを設置し其吐口淀川に臨めり、委員諸氏初め謂へらく、吐口よりは水一杯になつて迸り出づべしと、然るに試運轉を爲すに及び水必ずしも吐口に充滿せず、是れ吐口の長くして且つ下向きになり居る故ならん、然れども委員諸氏物足らぬ事に思ひ、これを以てポンプ屋に告く、ポンプ屋乃ち曰く「成る程へー。吐口を少し上向けに致しませうか」と皆共に大笑せりといふ、甘い哉ポンプ屋の言葉、宛として左傳の辭令の如し、

三

鹿兒島縣大口耕地整理地區の工事小屋に左の掲示あり、其振り仮名如何にも面白からずや

就業時間に遲るゝ者は賃金の二倍を徵收す

四

或る人前年博覽會にて新式の輕き鍬を購ひ、歸國するや百姓をして之を用ひしむ、百姓之を拒む、其理由を問へば乃ち曰く「何んだか手ゴタへがない」と、農民の本姓發露して遺感なし

消夏物語

K、S、生

編輯係は本年の夏季の休暇を利用し官吏の夏の家庭を窺はんものと一日農務局の某技師を〇〇に訪ねた、時や正に午前十一時氣温は室内九十度といふ隨分暑ひ日だ、刺を通ずると在宅といふので案内せられた書齋に通ると主人公は洒落な平袖の浴衣に絞り羽二重の細兵兒といふ風でまだ正午にならぬといふのに頻りに氷を嚙みながらビールをアオツて居る、白麻布の坐布團を勧められた儘坐につけば紅潮を呈せる顏を爾乎〳〵しながら挨拶より先づコップを差向け近頃ドーダ元氣があるかと威かされた

負けぬ氣になつた編輯掛は午前の十一時而かもひるまへだといふに非道いですネといふと哄笑一番アハ、、、、ーと御茶を濁してビールがいやなのかと益々皮肉を曰つてモー五本目だよと倒れてるビール壜の死骸を指された、掛は先づ自分の役務を果すべく此の夏は何處に御避暑の御積りですかと伺へば寛濶な平袖を突張りて此の浴衣に包まつてビール樽になる稽古さといやはや大氣焰、掛も暫らく煙に卷かれて二三杯立ち續けにひつかけて歸らうとするとサー大變一大珍事が出來した、といふのは小石川原町の主人公の同僚から使が參つたと曰つて店の子僧が名刺を持つて來た其の名刺の裏には左の文言があつた

不躾ながら孀娘差出し申候奥樣に御差支なき限り御近つけられ下度候

そこで技師殿はやー原町よりの婦人客じや多分福子さんとかいつたつけ大方娘さんだろう、困つたことには生憎今日は家内は留守氣の利いた女中頭は其の御供として此又外出どうでも自分が御挨拶をせねばならぬ、處で如何に無作法な男でも初對面として此の樣は非道いだろうと部屋を片付けるやら着物を着替へるやら下女を叱つたり子僧に指圖したりすること約二十分、漸く此方へ御案内申せと取次の者に命ずると店の若者は怪氣な顏してお客さまは始めから參りません先程差上ましたお名刺に此の品を持つて下男の樣な方が使に參りましただけですと大きな二舛入の德利を書齋に運んで來た。何の事だ貴樣間違つてるまだ店先に御出になるだろうと丁稚を叱りながら念の爲其の德利を見ると攝津灘の名酒福娘といふべーバーが而かも金文字入に鮮かである、流石の技師殿も面喰つて飛んだお茶番を演じたと一人で大笑ひしたが濟されぬは家内の者の手前妻君が歸つて來てから一伍一什の報告を下女殿から聞取つて夫ではいくら御主人でもあんまりですネと眞綿で首、茲技師殿ギャフンと參つてシマッタ〳〵の百萬遍到頭下女や店の者にアイスクリーム十二錢宛の御散財、掛も其のお相伴に預つて歸つたのが午後の二時頃でしたが店の丁稚の曰はく又原町から使が來るといーなー

質問應答

(問)耕地整理に付き据付けたる水上げ機械は將來如何に取扱ふべきや

(答)水上げの設備並に工事を行ふは耕地整理の内なれとも其の運轉等のことは耕地整理に包含されず故に耕地整理完了後は他の財産と同じく棄つるか賣るか或は費用の割合により參加土地所有者の共有として存するかの外別に良方法なかるべし通常の場合は水利組合を設立して之に讓渡すことゝなるべし

(問)二以上の地區か隔離し居るも一地區として整理することを得るや

(答)耕地整理地區は事業を行ふ土地の範圍換言すれば利益を受くる土地の範圍なり(卽ち換地交付によりて利益を受くるなり)故に利益の共通せる土地なれは隔離するも差支なし然れとも利益の共通上離るべからざる關係あることを要すると共に其利益は耕地整理法の期待する利益なるを要す而して是等は實際上認定により決するの外なく通常離隔せる場合は此の如き共通利益の存せさるものと認定せらるべし

(問)土木工事を爲す土地は必ず地區内となさざるべからざるや換言すれば地區外にも工事を施し得るや

(答)地區外と雖も工事をなすべからざる制限なし從て土木工

事を要する土地を悉く地區に編入するの必要は存在せず蓋し只地區外なれば自由に工事を施すを得ず參加土地所有者は其土地所有者と協議して承諾を得るを要す地區は前答の如く利益を受くる土地なり此土地の利益の爲めに利用せらるゝ土地が他に存するも何等の不都合を見ず此等の土地は事業に與らず利益を受けず危險を負擔せず契約により對價を得るのみ

(問)整理費用を整理後の土地に賦課するの可否如何

(答)不可なり換地は利益を包含し從前の土地に比例するものなれば負擔も從前の土地に比例し不公平なからしめざるべからず換地が適切に從前の土地の地目面積等位に相當するものなれば整理後の土地に賦課するも同一なれども通常は耕地整理法第十一條第一項但書により清算金を授受するものにして換地其のものは必ずしも從前の土地に相當せず故に費用を換地に賦課するは不公平を生ずべし換地を以て利益配當を包含せず利益とは獨立なるものと爲すものあれども取るに足らず

(問)從前の土地と換地との單に面積の差のみに對し評定價額を乘じたるものを以て清算金額となすことを得るや

(答)なすことを得ず、從前の土地にして反當價格悉く同一、工事後の土地も亦た各筆同一、而して參加土地所有者の所有する從來の土地の總面積と換地として配當すべき土地の總面積と亦た同一なるが如き場合には或は可なるやも知れず雖も此の如き場合は實に稀有のことゝ謂ふべく若し然らざる場合ならんか地目等位等の變化は眼中に置かれざることゝなり上等の田一反を與ふべき場合に中等の田一反を與ふるも清算金は交付されざるの不都合を免れざるべし

(問)整理後換地を抵當に入るゝの約束にて金を貸さんとす安心なるや

(答)唯其のみにては多少不安心なるの感あり宜しく從前の土地(即ち現に在る土地)に抵當權を設定せしめ置くべし然れば換地は法律の規定により(耕地整理法第五十七條)當然貸借金の抵當となるべく甚だ確實なり

(問)耕地整理法第二十七條の規定による總會に於ては整理委員互選の外規約設計書の變更をなすも可なるや否や

(答)此總會は發企人か整理委員を選みて事業を創めしめんが爲めに開くものにして其他のことをなすを得ず但し耕地整理法第三十六條に依る總會を同日同所に於て開くことは別に差支なし(前より別に議決事項を示せる通知を出し置くこと固よりなり)此際には後に整理委員認可を申請すべし

(問)規約に於て發起人に報酬を與ふることの規定を設くるを得るか

(答)發起人に報酬を與ふることを得ず整理委員すら無報酬を通則とするなり但し發起人は發企の費用を最初の總會に報告して承諾を求め之を受取ることを得べし

(問)耕地整理は隨分煩勞なり其結果一反に付二斗位の利を增すも牡丹餅を作りて喰へば其限りなり尙耕地整理を爲す方可なるか

(答)奇問好來牡丹餅として喰はゝ飯として喰ふべき分は殘る筈なり之れも殘らずとすれば其丈け身體の營養を增せる道

理にして本人健全となるのみならず又強壯なる子孫を得べし大慶何ぞ之に過ぎんや

(問)參加土地權利者名簿中所有地の番號地目の下に等位、地價、評定、價格を記入しても支障なきか

(答)支障なし加之換地の際に甚だ便利なるべし

(問)規約中換地交付の規定に於て二畝歩以下に限り金錢を以て清算すとの規定は必ず設けざるべからざるか

(答)設けざるべからざる理由なし從前の土地と面積に於て大差ある換地を與へざる主旨は頗る佳しと雖も必ずしも何畝歩と確定せざるべからざるにあらず二畝一歩の差を生ずるが如き際に困難なれば削除せんとの希望なれば削除するも可なり

(問)同一の總會にて規約變更を議決し其變更規約により直に換地交付の議決をなすを得るや

(答)差支なし但し換地交付の議決は規約變更が認可さるゝことを前提とせるものなれば規約變更が認可されざるときは換地交付の議決は無效となるべきなり

(問)換地割當に付き從前の土地の畦畔を削除したるものを標準とするを得べきや

(答)可なり耕地整理法第十一條には「地目面積等位等を標準とし」とありて地目面積等位の三者に限定せず自由なる標準を設けて公平に割當ることを認めたり

雜報

◉戊申の詔書

大詔煥發國民の須らく法るべきの大道を明かに敎へ給へり、浮華を去りて忠實職に服すべきは實に根本的農事改良の任にあるものゝ特更に忽諸に附すべからざる處即ち此の聖詔を本會會報最初號の卷頭に戴き併せて日常荒怠深相誡、自强以不息の大覺悟をなさん哉。

◉口繪肖像に就て

子爵會禰荒助君、藤田四郎君、和田彦次郎君、農學博士酒勾常明君は明治三十二年耕地整理法發布當時に於ける農商務大臣、次官、農務局長、農政課長にして該法律の立案者たり、當時某貴族院議員言を爲して曰く該案は實に農商務省設立以來の名案なり、宜しく頌德表を奉るべしと、爾來當に十歲を閱せんとす、而して其法の施行着々、四君益々健在なり、本會は本邦耕地整理と多大の關係を有する名譽ある四君の小照を乞ひ、會報第一號の卷頭に掲げて會員を擧げて永く其德を渴仰せんとす。

◉愛知縣耕地整理委員協議會

愛知縣にては四十年七月耕地整理委員協議會を創設し、同縣の耕地整理事業に就て完全なる發達を遂行せんが爲め整理委員及發起人を集め已に前後二回の協

議會を開れ其部度斯業に關係を有する學者大家の臨席ありて本事業の關係諸問題に就て熱議し、官邊民間の密接なる連絡を取りつゝ此事業の進捗を計り以て其效果を修むるにつとめつゝあり、而して農商務省よりは月田耕地整理課長二回とも出張せり、該會の模樣次の如し

○第一回耕地整理委員協議會

明治四十年七月廿九日三十日の兩日間愛知縣會議事堂に於て耕地整理委員及發起人等を招集し協議會を開く當日の出席人員百拾名にして之を各郡市に分かつときは左表の如し

第一回整理委員協議會出席者

郡市名	員數	郡市名	員數
名古屋	一	中島	六
愛知	三	海東	五
東春日井	二八	海西	三
葉栗	三	丹羽	一一
西春日井	四	知多	三
幡豆	二	碧海	一〇
額田	二四	寶飯	三
東加茂	一	渥美	二
西加茂	一	八名	二
南設樂	一	豐橋	一
北設樂	一	計	一一〇

開會に先て深野本縣知事は左の趣旨により本事業に關する訓示的演說ありたり

耕地整理は農業改良の根本事業にして國富增進の唯一手段たり今や整理事業各地に勃興し漸次隆盛の域に進むは邦家の爲め大に慶賀すべきのことに屬す抑も耕地整理は單に形態のみの改良にあらずして大に其實質の改善を期せざるへからず整理の結果其成績を永遠に維持收得するの方法を講ぜざるに於ては完全なる整理の實を擧けたるものと云ふ可からず本事業は其經營頗る複雜多難にして關係する處甚た廣し之を以て當事者は常に細心注意を以て處し本日の如き集會は早々之を開き適切緊要なる事項に付て熱議を遂け以て完全なる實績を擧くることに務めんことを望む云々

次て鈴木内務部長議長席に就き左記問題に付き打合協議をなせり

耕地整理協議會打合事項

一整理施行に關し最も困難を感する事項

二整理事業進行の狀況

三工業施行の方法

四事務取扱の方法

五土地評定の方法

六換地交付の方法

七整理地の維持管理の方法

第一第二は各整理地區の實況を述べしめ第三項以下は各地區の實況を述べしむると共に相互の意見を徵し最も簡便にして利益ある方法を協定し各地區とも成る可く步調を整一にして遺憾なく進行すること、せり

第七項整理既成地維持管理は最も必要大切なる事項なるを以て整理の利益を維持保全するの方法として左の標準規約を決定し整理后に必ず本規約に依り成績を保持すること、せり

◎何々耕地整理地管理作業組合規約

第一章　總則

第一條　本組合は整理の維持管理方法を周密にし農事の改良發達を圖り整理の利益を永久に保持せんか爲めに之を設置す

第二條　本組合は何々耕地整理業組合と稱す

第三條　本組合は事務所を……に置く

第四條　本組合は耕地整理地區内に於て土地を所有するもの及農事を營むものを以て之を組織す

第二章　組合の機關

第五條　本組合に左の役員を置く

組合長一名、副組合長一名、評議員若干名、幹事若干名

第六條　組合長、副組合長及評議員は組合員中より互選を以て之を定め幹事は組合長之を任免す

第七條　組合長、副組合長、評議員の任期は三ヶ年とす但し再選を妨けす

第八條　組合長は組合一切の事務を總理し組合を代表す

副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは之を代理す評議員は組合長を補佐し組合事務執行の議に與る幹事は組合長の旨を承け庶務會計に從事す

第九條　本組合の會合は通常總會、臨時總會、評議員會の三種とす

通常總會は毎年月　一回之を開く

臨時總會は組合長に於て必要と認めたるとき若くは組合員五分の一以上より請求ありたるとき之を開く

評議員會は組合長に於て必要と認めたるとき臨時之を開く

第十條　總會は左の事項を議決するものとす

一組合事業の經營

二組合事業執行に關する方法

三組合經費の負擔及經費徴收に關する方法

評議員會は總會の委任したる事項及組合長に於て必要と認めたる事項を議決するものとす

第十一條　組合長、副組合長、評議員は無報酬とす但し幹事は報酬を與ふることあるへし

第三章　整理地の維持管理

第十二條　整理地區の土地は之を分割して賣買讓與を爲さゝるものとす若し止むを得さるものあるときは其事由を具し組合長の承認を經へし

第十三條　道路の修繕、溝渠の浚渫は毎年二回以上期日を定めて同時施行するものとす其期日は組合長より通知すへし

第十四條　樋管及大小水閘は組合長の承認を受くるにあらされは伏替を爲すこと之得さるものとす

第十五條　道路溝渠樋管水閘等に異變を生したるときは其發見したるものに直ちに組合長に報告するものとす

第十六條　各川源水路には水流疏通の障碍となるへき物質を濫りに投棄す可らさるものとす

第十七條　地區内水路に於ては俗に「カヒトリ法」と稱する捕魚法を爲さゝるものとす

第十八條　灌漑排水の方法は其設備に據るの外濫りに隣地の道路畦畔等を堀鑿するを禁す

第十九條　各溝渠内に稻其他の作物を植付さるものとす

第二十條　地區内各先の道路堤塘及畦畔等の輔員の削り一定の境界を變更することを禁す

第四章　作業

第廿一條　本組合は農事改良の實を擧げんが爲め左の各項を履行す

一米麥種類の選擇並に種子の精選を共同實行すること

二畑形共同苗代を實行すること

三害虫驅除を勵行すること

四正條植を實行すること

五抜き取りたる稗雜草は濫りに抛棄せす必燒却又は無害地へ埋むること

六牛馬を飼育し並に牛馬耕を實施すること

第廿二條　前條の事項を履行する爲め必要なる細則及方法は總會又は評議員會に於て之を定む

第五章　雜則

第廿三條　組合は組合員の陋習弊風を改善し勤儉貯蓄の美風を矯成し法律に因る産業組合を設置する目的を以て左の事項を履行す

一貯金を爲すこと

二農家に必要なる物品を共同購入使用すること

三必要なる資金を供給す

四農産物の共同販賣を爲すこと

第廿四條　前條の各事項を履行せんが爲め必要なる細則及方法は總會は又評議員會に於て之を定む

第廿五條　組合の經費は組合員の負担とす

第六章　違約處分

第廿六條　組合員にして本組合の主義規約に反したる行爲あるときは事の輕重

に依り過意金を徴收するものとす其額は五拾錢以上壹圓五拾錢以下とし評議員會に於て之を定む

第廿七條　過意金は組合の積立とす其管理及支出の方法は總會に於て之を定む

第廿八條　本組合に加盟したるものにして異動を生したるときは其繼承者に於て本組合規約を履行する義務あるものとす

第七章　附則

第廿九條　本規約は明治　年　月　日より實施す

整理費用の大部分は全く工費にして事務費雜費は僅に其一部分に過きす故に整理工事中は多額の金錢其他方に遂轉流通すること、なるを以て若し其勞銀の散逸を取締らす徒らに勞働者の濫費に委するに於ては奢侈貧弱の惡風深く人心に感染し遂に救ふ可らさるものあるに至るなきを保せす故に各整理地區は着手の當初より必此方面に向て大に注意を拂はしむるの必要を認め左記の如き規約を議定し勤儉貯蓄の美風を養成すること、せり

◎耕地整理貯蓄組合規約

第一條　本組合は耕地整理事業と相俟つて組合員の經濟の發達を圖ろ爲め勤儉貯蓄を爲すを以て目的とす

第二條　總加土地所有者並に地區内に居住する者にして事業に關係する者は總て本組合員たるの義務あるものとす

第三條　組合員は左の各號に依り本組合に貯金すへし

一耕地整理役員として受くへき報酬及旅費の十分の一以上

二耕地整理工費の十分の一以上

第四條　貯金の利率は年八分以下に於て評議員會の決議を經て組合長之を定む

第五條　本組合に收集したる貯金及利息は耕地整理資金に貸付し又は評議員會の決議を經たる銀行若は一個人に預入る、の外他に之を利用することを得す

第六條　本組合は組合長一名評議員若干名を置く但し組合長必要と認むるときは書記を任命することを得

組合長は耕地整理委員長評議員は耕地整理委員之に任す總て名譽職とす

第七條　組合長は組合を統轄し評議員は組合長を補佐し又は組合の諮問に應するものとす

第八條　組合長事故あるときは年長評議員之れに代る

第九條　貯金は左の場合の外一切拂戻さ、るものとす但し耕地整理竣工し清算結了の場合は此限に在らす

一耕地整理費として支出すへきとき

二耕地整理の增步地を購入したるとき

三產業組合に加盟し出資金に充つるとき

四天災地に際し組合長に於て止むを得さる事由と認めたるとき

第十條　本組合事業施行に關し必要なる細則は別に之を定む

附則

本規約は評議員會の決議を經るにあらされは改正することを得す

本組合は耕地整理竣工し決算結了の曉には之を信用組合に變更するものとす

又斯る協議會の如きは各地區の狀況を知悉することを得相互の利益少からさるものあるを認め又深野知事の訓示の趣旨に基き爾后毎年一回本會を開くこと、し左の如き規則を議定實行すること、せり

◎耕地整理期成會規則

第一條　本會は耕地期成會と稱す

第二條　本會は縣内各耕地整理地區の整理委員を以て之を組織す但し一人の所有地を整理する場合と雖とも本會に加入することを得

第三條　本會は農事改良の根本たり耕地整理事業を完全に施行し各地區相互の連絡親密を計り以て其成績を永遠に維持收得するの方法を研究するを以て目的とす

第四條　本會は毎年一回之を開くものとす

尙當日は月田農商務技師、寒川名古屋區裁判所判事、山崎本縣技師、遠藤名古屋稅務監督局屬の諸氏臨場せられ各有益なる講演ありたり

○第二回耕地整理委員協議會

四十一年八月一日二日愛知縣會議事堂に於て開會し左の事項に關して協議打合せをなしたり。

◎整理委員協議打合事項

一、整理事業進行の狀況

二、整理費用の賦課徴收並費用調達の方法
三、增歩地處分方法
四、整理施行の爲め受けたる直接間接の利益
五、整理地に對する小作控米の設定方法
六、整理後の土地に對する維持管理方法
七、勞銀貯蓄の狀況
八、工事材料共同購入方法
而して第八項の工事材料共同購入方法中土管の件に就ては當潛商會の信用ある伊奈利之藏氏當日出席し同材料特價價格割引の上一手に需要に應ずるの協議濟れり。

◉山形縣飽海郡耕地整理期成會規約

第一條　本會ハ飽海郡耕地整理期成會ト稱シ事務所ヲ同郡役所内ニ置ク
第二條　本會ハ本郡内ニ住所ヲ定メ且本郡内ニ地價貳千圓以上ヲ有スルモノ及町村長町村農會長ヲ以テ正會員トス但各町村ニ於テ地價貳千圓以上所有者二名ニ達セサル場合ハ其町村最多額地價所有者二名迄ヲ正會員トス
第三條　本會ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ會員ヲ推選スルコトヲ得
一　農事上ニ學識經驗アル者ヲ以テ名譽會員トス
二　農事上ニ特志ナル者ヲ以テ特別會員トス
第四條　本會ハ本郡農事上改良發達ノ基礎ヲ定ムル爲メ耕地整理ノ完成ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左記事項ノ遂行ヲ期スルモノトス
一　本縣耕地整理基本調査ノ結果ヲ俟テ土地所有者ニ整理施行ノ同意ヲ求メ部分調査設計ヲ知事ニ申請スルコト
二　部分調査設計了リタル時ハ十五ヶ年計畫トシテ整理工事ヲ完成スルコト
三　耕地整理ノ完成ニ至ル迄ハ各自貯蓄ヲ旨トシ成ルヘク工事費ノ貯蓄ニ力ムルコト
四　本會事業奬勵ノ爲メ小作人其他ナシテ整理ノ利益ヲ知ラシメ協力一致之レカ完成ニ盡サシムルコト
第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク但任期ハ各滿三ヶ年トス

會長　一名　副會長　一名　評議員　三十名
理事　二名　委員　廿六名　書記　一名
第六條　會長副會長及評議員ハ會員ノ互選トシ滿期再選ヲ妨ケス
理事委員書記ハ會長之ヲ選任ス但委員ハ各町村ヨリ一名ツヽトス
理事委員書記ハ會員外ノ者ニ會長之ヲ囑託スルコトヲ得且本會ノ都合ニ依リテハ任期中ト雖モ解任解囑スルコトヲ得
第七條　會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐ス
評議員ハ會務ヲ監査シ及會長ノ諮問ニ答ヘ又ハ會長ニ於テ臨時急施ヲ要スル事項アリト認メタルトキハ總會ニ代リ之ヲ議決ス
理事ハ會長ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ處理ス
委員ハ會長ノ命ヲ受ケ其町村内ニ於ケル會務ニ從事ス
書記ハ會長以下ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス
第八條　役員ハ名譽職トス但場合ニ依リテハ評議員會ノ決議ヲ以テ實費又ハ手當ヲ給スルコトアルヘシ
第九條　本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス但シ名譽會員及特別會員ハ此ノ限ニアラス
第十條　本會ノ會議ハ總會及評議員會ノ二種トス
總會ハ通常臨時ノ二種トシ通常會ハ毎年春季之レヲ開キ臨時會ハ必要ニ應シ臨時之ヲ開ク評議員會ハ必要アルトキ臨時之ヲ開ク
第十一條　總會ハ本會ノ事業及經費其他本會ニ關スル必要ノ事項ヲ議決ス
第十二條　總會及評議員會ハ會長之ヲ召集ス但會員又ハ評議員三分ノ一以上ノ請求アルトキハ之レヲ召集ス
第十三條　會議ハ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長共ニ事故アルトキハ評議員中ヨリ假議長ヲ互選ス
會員ニアラサル理事委員ハ會議ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得但評決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
第十四條　評議員會ハ會長副會長評議員及町村長ヲ以テ組織シ其半數以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
同一議事ニ付再會召集ノ場合ハ此限ニアラス

第十五條　議事ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十六條　議事ノ整理ニ付本則ニ規定セサルモノハ會長之レヲ會議ニ諮リ又ハ會長ノ意見ニ依リ之レヲ整理ス

◉會津一市五郡耕地整理期成同盟會

本會は其規約に示すが如く耕地整理施行の完成を目的とし已に二回の評議員會を開き着々會旨の實行につとめ其事業發行の方法としては或は各郡市農會に耕地整理講習會の開設を要求し或は整理奬勵に要する費用の豫算計上を勉め或は各市町村長の例會には同盟會より出席して會旨の遂行を計る等類りに活動しつゝあり、其規約を左に掲く

會津一市五郡耕地整理期成同盟會規約

第一條　本會ハ會津一市五郡耕地整理期成同盟會ト稱ス

第二條　本會々員ハ會津一市五郡內土地所有者トス

第三條　本會ハ事務所ヲ若松市ニ設置ス

第四條　本會ハ會津一市五郡耕地整理施行ノ完成ヲ目的トス

第五條　本會ハ各郡市ニ支部會ヲ置ク

第六條　本會ノ事務ヲ處理スルタメ左ノ役員ヲ置ク

會長　壹名　副會長　壹名　評議員　拾八名

幹事　六名　協議員　若干名

第七條　會長及副會長ハ總會ニ於テ評議員ハ各郡市ニ於テ選擧スルモノトス

幹事及協議員ハ會長之ヲ嘱託ス

第八條　會長ハ會務ヲ統理シ外部ニ對シテ本會ヲ代表ス

副會長ハ常ニ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ招集ニ依リ重要ノ事項ヲ議決ス

幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

協議員ハ會長ヨリ通知ヲ得テ本會ニ出席シ意見ヲ述ヘ重要ノ事項ヲ協議シ會長ニ議案ヲ提供スルトキハ會長之ヲ採捨シテ原案トナスコトアルヘシ

支會部ニ關係アル協議員ハ支會部ノ協議員ト爲ス

第九條　本會ハ　市五郡長並ニ一市五郡內縣會議員及有力者ヲ名譽賛助員ニ推薦ス

第十條　本會ノ費用ハ支部會ノ負擔金及ビ有志者ト寄附金ヲ以ハ之ニ充ツ

◉群馬縣農會耕地整理指導委員設置に關する事項

一、委員設置の事由

耕地整理實施勸誘指導に付ては去る明治三十二年耕地整理法及附帶之諸規則發布以來本省諭達の旨趣に基き講習に講話に印刷物の配布に實地の指導に地區實測に其設計に技術者の派遣に極力其任に當りしも如何せん當業者中耕地整理の何物たるを知らず從て耕地整理法の趣意をもなさゞる輩多きを以て容易に行程を進むること能はず近來漸く其精に就きたるものありと雖も未だ一般に普及せず點々其利益を認むる地區及有志者ありと雖も如何なる方法手段に依りて發起すべきものなるや又發起後如何なる手續に依て公平の處置を了し得べきものなるやを解得せるもの割合に少きを以て假令縣より幾分の補助金を交附せらるゝも容易に之を利用し公益上事業を發起せんとするの勇氣を生ぜず從て緒事業を以て基本調査を行ひ漸進て部分調査に及ぼし地區に便益を與へんとするも之れに應するもの割合に少き傾向あるを甚だ遺憾とし斯業を一層進捗普及せしめんとならば是非共技術者以外に事務事業の進行上多年の經驗を有する實地篤志家を擇み之に指導委員を依囑し地區の希望に座し又地區の希望なくも將來最も必要にして他の模範ともなり最利益の多く伴ふべき見込の地區より特に指導委員を派し有志者を集め懇に整理の利益上局より與へらるゝ恩典發起より施行後の諸手續、諸調査、諸書類の調製等に亜る迄既示勸誘せしめ地區有志者の覺悟を促し一般土地所有者の和協同意せるを俟て懇に技術者の派遣を申請せしめ整理實施中も時々委員を出張せしめて諸般の手續を指導督勵せしめ以て當初の目的を貫徹するの外其途なきを認めたるに依る

一、委員任命の日時

農繁の時期を避け勸誘指導の便宜を圖らん爲め本年七月一日に委員囑託の手續を了せり

一、委員の員數
目下三名なるも地區擴大事業の進捗に伴ひ追年增員するの見込
一、委員の氏名
金子角次郎、毛呂佳太郎、正田嘉作
一、委員の職務委員設置の事由に述べたる事項に付別紙耕地整理指導委員設置規程に依に行動せしむ
一、委員設置後の經過
群馬縣耕地整理費補助額減少其他一般不景氣の影響に依り一頓挫を來たさんとせし本縣各郡の部分整理の發起も前記指導委員の功實なる勸誘と縣當局者の督勵とに依り地區有志者の奮發を賈ひ既に過日縣より本省に申請せしが如く現年度内に發起施行せんとするもの七百餘町歩に達するを得たり此分にて推行かは今後の勸誘指導は來る四十二年度に於て一層地區擴大を見るに至らん一、要するに耕地整理勸誘指導委員の任務を官民の間に立ちて遺憾なり遂行せしめ豫期の目的を達せんとならば宜敷縣、郡、當局者と指導委員との間を極めて圓滑ならしめ時々協議を凝らし細大共に其く打合せ互に相俟て其任に當らざるべからざるものなりと信ずる今や其實踐躬行中に屬す

○群馬縣農會耕地整理指導委員設置規定

第一條　本會ハ耕地整理施行ノ業務ニ進捗セシメン爲メ指導委員若干名ヲ置ク
第二條　耕地整理指導委員ハ斯業ニ經驗アル者ニ會長之ヲ囑託ス
第三條　耕地整理指導委員ハ左ノ事務ニ從事スルモノトス
一、耕地整理實施ノ勸誘
二、耕地整理發起前後ノ諸調査、諸手續書類ノ調製ニ關スル指導
三、耕地整理完了前後ノ諸手續書類ノ調製并ニ諸般ノ整務ニ關スル指導
右ノ外耕地整理及土地改良上必要ナル勸誘指導
第四條　耕地整理指導委員ハ會長ノ命ニ依リ指定ノ地區ニ赴キ若クハ各地ヲ巡回シテ必要期間前條ノ業務ニ服スルモノトス
第五條　耕地整理指導委員任務ヲ了シ歸廳シタルトキハ直ニ其詳細ヲ會長ニ復命スルモノトス
第六條　耕地整理指導委員ニハ勤務日數ニ應シ一日金貳圓以内ノ手當ヲ支給ス

◉上野氏の消息

本邦に於ける農業土木學の泰斗たる上野英三郎氏は昨春以來獨乙留學中なるが當初エナに在る事六ヶ月後ベルリンに移り身躰益々健全到る處に斯道の研究と視察とに是日も足らざる操機にて、本年五月初旬以來はハルレ、ライプチッヒ、ドレスデン、プレスラウ、ウキン、ミュンヘン、スツドガルトの各地方旅行中にて、獨乙に於ける斯學の泰斗たるドレスデンのエンゲルス教授プレスラウのリューデッケ教授ライプチッヒのストレッカー教授等には既に會見を遂げられたる由、目下は和蘭に滞在の筈なり

○耕地整理技術員

農商務省が耕地整理の施行奬勵を圖る準備として技術員を養成し始めたのは去る三十八年の四月であるが今日までに養成した人員は實に七百六十九人の多數に上つて居る此を學校別にすると農科大學で講習した事が六回大日本農會附屬の高等農學校へ委托した事が六回攻玉社工學校で養成した事が四回前後合して都合十六回之に要した費用は補助費許りで約七萬六千圓餘たゞ其の修了者の氏名は左の通りである其の内高等農學校の分は全然本職の業務を持たぬ者であるけれど義務を有して居る者の内でも尚目下閑散の地に居の者もあるとの事である

明治三十九年第一回農科大學耕地整理第一種講習生
農科大學農學科、工科大學土木工學卒業者又は之と同等以上者は略に同等の學力ある者

河北一郎　　桑原清
須田嘉文　　小幡健吉
稲光特　　豊田虎次
和田恵　　古賀孝久
大島信康　　原澄次
竹尾茂彦　　宮崎義香

森本慶三　寺田六郎
横澤保三郎　草野巌男
遠山祥吉　値賀龍夫
長田一郎　岡部彰
澤誠一

農科大學農學科第二年生中の希望者又は之と同等以上の學力ある者

三井榮長　綾田豐
太田逸三　鹽澤寒助
八尋生男　三浦正次郎
林進士　新納清
宮川波衛　雜賀信三郎

明治三十九年第二回農科大學耕地整理第一種講習生（工學士）

池田季苗　三田政五郎
水由祐德　大岡大三
三上房吉　川越萬
佐原長雄　四島敬遠
筒井武

明治四十年第一回農科大學耕地整理第一種講習生（給與內規第三條第二號の者）

近藤萬太郎　池田泰治郎
原田嘉種　澁谷正瓦
谷口熊之助　本田實芳
村岡岩記　吉田信
佐藤逸策　野呂勇之助
錦織榮久　石井昌三郎
島居信平

明治三十九年第二回農科大學耕地整理第二種講習生（實科卒業生）

的澤千仞　竹內逸
澁谷貴重　岡田續
石井豐吉　磯義助

帆足義重　本田副巷
大四吉筑　大倉理一
波邊康一　川村長作
片山熊太郎　上村禎二
張松義雄　吉江新太郎
高原道生　山越金次郎
矢儀平一　眞柄基
松岡與太郎　松野盛
福田文六　近藤香苗
遠藤猶三郎　岡部喜之丞
有馬重一　荒井左右平
荒巻京三　鹿田瑛二
島田壽住　早川孝育
四俣新吉　上野慶三

明治四十年第二回農科大學耕地整理第二種講習生

井上桐衛　早川喜彥
本間寧輔　太田徹
大矢滋一　岡部清
賀屋正久　平瓦嘉那
國孝次郎　三橋儀
見山慶次郎　森芳雄

明治三十八年東京高等農學校耕地整理講習生（三十八年四月四日開始　同年十月三日終了）

醫部運之助　我妻安井仁三郎
小林瀧太郎　齋藤五太郎
國光鑑治　太田原晴好
姉崎秀太　長谷川桃次
劍持富三郎　中山誠
泉瑞九萬　平山藤三郎
中川孝太郎

高橋敬明　上村敏行
安岡莊藏　世岡瀧千代松
安達淑人　阪島稔
竹田海吉　東勇
林敏郎　岡善次郎
小林俊治郎　伊藤次三
蒲池智海　佐々木俊宣
高瀨久松　平山元利
桐澤權造　杉村幸輔
高井與三郎　有馬堯哲
得永正平　川村練太郎
谷口龍三　松村豐吉
中島龍藏　陶守熊治
鹿島盛一　海池鹿之進
前田虎吉　小島隆一
枝原幸太郎　前田政吉
朱雀平太　安永半之助
前岡勝二　中島德次郎
河野徵　妹尾忠三郎
茶園次郎　貴島一
手塚吉鴻　古川直道

明治三十九年第一回東京高等農學校耕地整理講習生（三十九年四月一日開始同年九月三十日終了）

細井理道　岡田秀藏
尾上彦六　氷屋政治
古田布　村岡虎藏
富松幸次郎　高橋英
池田類造　高井文吾

藤澤長雄　長谷川正一
和知忠禮　高木源之助
水越太十郎　神山茂三郎
辻井昌逸　田中儀三
上林英太郎　稻吉貞一
鈴木敬三　名倉靜夫
井口定吉　千安茂一
伊藤　金井俊英
生田勝之助　渡邊直吉
菊地音次郎　佐々木克也
米内山一郎　稻垣伊佐美
高橋榮藏　渡邊猪吉治
三田村德治　水原貞三
福井豐成　四村仁三郎
石田鶴藏　廣澤傳一
清水新吉　塚本平
横井學二郎　木村倉松
大塚市郎　柳井傳次郎
植田隆平　入木豐太郎
川島友龜　川內平造
原田健次郎　增田要次郎
入丁秀雄　嘉村國三
池田龍宅　濱野徳造
長倉垣右衛門　橋口芳
吉川四郎治

明治三十九年第二回東京高等農學校耕地整理講習生（三十九年十月一日開始四十年三月三十一日終了）

小林好三郎　村上藤三
福岡清之助　田中鹿造
高野秀雄　塩東信治

河野牛・七　松尾松太郎
小出眞平　岡田忠衛
馬場時藏　新井宇一
宇津木直一　小田三郎治
眞宗守太　渡邊六郎
大森清重　式田卯三
鈴村雅次郎　守澤雅一
櫻林美治　清水英義
樋口善四郎　岡仙藏
所源兵衛　松田昇
宮崎龍嘉　今野忠平
飯塚惣一　渡邊義次
八重樫卓爾　齊藤左馬之助
今野馬之助　田村重太郎
佐藤和三郎　村田正直
長谷部敏太夫　坂田竹松
三盃隆平　安田豐次郎
小谷傳　吾妻精造
堵田年雄　内藤佐平
政所貞　佐々木孝祐
三村由太郎　山本林吾
山下東朔　三好清次郎
片山春實　森萬
石川深　三浦三平
坂本多作　井戸作造
松淵操　小田知善
大四清市

明治四十年第一回東京農學校耕地整理講習生（四十年四月一日開始同年九月三十日終了）

大槻百太郎　中尾健二
大村利助　梅野宗吉郎
蜜屋專一　長井恭太郎
津久井丈夫　關根一左衛門
根岸朝治　君塚實
長須賀義　中田次郎
石松清市　平井一三
高塚祖　井上傳太郎
小島定助　清水恭市
千原陸三　向村英一郎
南條常右衛門　牛澤豐五郎
柴谷與三郎　高橋貞助
田口秋一　江間時智
高橋正吉　淺谷彌四郎
畑嘉壽　東田惣外吉
野口長義　吉澤覺次郎
雄川孝三　四山虎治
細田市左衛門　長尾一郎
宇津木新一　光岡猪平
小川治奏　安田唯貞
岡本堯夫　淺井芳吉
笠井金太郎　上田丈兵衛
田中繁太郎　栗原博
西村繁太郎　椋野長藏
三島三七　大栗彌一郎
鵜澤入　羽代次七
鵜田品治　中山萬
岩切文袈　脊日德治
佐藤恭一　淺谷幸吉

明治四十年第二回東京高等農學校耕地整理講習生（十四年十月一日開始四十一年三月廿一日終了）

齋藤基秀　岡市陽太郎
山田龜之助　小野政雄
藤田政吉　古賀市太郎
石黑熊吉　早津義一
辻兼吉　生方誠
新井甫之　岡本勝
久保田峯松　關谷峯三郎
野村又之助　阿波榮一
大形春田之助　大石嘉直
鈴木入郎　淺野市助
山越吉治郎　打越德
赤田直世　村井榮一
新正武雄　三浦辨藏
程長助　田吉壁作
木村秀一　井村亮
竹內幸治　田秀亮
岸田美登　岡本春藏
梅原千松　牧野利夫
後藤政一　沖彌五郎
藤井峯一　岡永銀一
河野要治郎　伊藤武一
白井政次郎　桑原熊太郎
須見義文　脇唯一
櫻井儀助　門脇英樹
坂口純一　遠藤仲吉
枌勇三郎　小野寶義
本田一雄　內村一雄
林行治　井手休語

下野源藏　小村善左衛門
三井幸治　古田福次郎

明治四十一年第一回東京高等農學校耕地整理講習生（四十一年四月一日開始同年九月三十日終了）

宮家米太郎　內木小三郎
辻村二郎　關根瓦平
岡田義嘉　中守
野村文忠　遠藤權十郎
市野寅吉　限本宗光
柏谷孝助　成島雄
宮田耕三　大島長次郎
大石弘　大島長次郎
庄山四十郎　堀石之助
杉本逸次　小島準一
宮永岩吉　永井悅郎
淺川博愛　窪田乘
四澤源三郎　四藤吉
稻葉鐵次郎　堀部萬次郎
木村元　武田佐四郎
七戶直衛　小關金太郎
佐藤千代吉　藤本伊太郎
山岸善次郎　村本久太郎
廣瀨智信　上保藤作
高田專治　小島力逸
松浦愛之助　江木陸太
藤澤惣一　前原藏
小野寺照二　竹原雄
末永恭助　虎山下長之助
山下春平　佐々木榮
星出三治　植田春見
井上得三郎　青山瓦彥

高橋鶴一　小川誠次
上田米喜　森江忠
松井梅次　上山財助
碧田正憲　登安耳

明治三十九年第一回私立攻玉社工學校耕地整理講習生

高屋福治　太原靜造
高橋藤五郎　安田門太郎
渡邊晉子　山口三仲
濱谷治作　廣野朝次郎
小田原要平　永山國次郎
田中十藏　原秀雄
横尾正二　高田直德
高島信吉　堤左馬
關藤　田村麗吉
田村正一郎　鈴木才次郎
大岡誠　中村幸次郎
伊藤正次　永田金之助
谷川與惣太郎　本島政吉
比毛吾輔　宇佐見留藏
笠見豐次郎　野田忠治
沼田龜松　馬場牛
熊耳子之三郎　根名一司
作輔　鈴木佐多平
山口宗七　宮本久藤治
佐藤郁太　大橋皿平
後藤寅與　川崎昇一
鈴山太市　加藤豐彦
森田勇太郎　布施光保
遠山周太郎　竹井新

佐瀨耳耕　三浦喜藏
塩藤藏造　大江原泰
河西昌瀧　岡三男
加藤伍一　長野好孝
荻野三省　小林龍藏
布施直藏　山川喜三郎
大須賀名三　橋本通三郎
水村章　三條典十郎
尾崎則命　若松藤次
高水百人　宮永瑞穗
藤原五郎　松岡伸喜
高田倉次　柴長次郎
中島周二　甘藤九一
植田真一　小田切豐吉
渡邊重吉　早野元
川井喜八　小山昇
鶴永覺三郎　今水愛人
稻熊十二郎　高山藤吉
石田伊助　濱松昌三
堀越重助　高野昧助

明治三十九年第二回私立攻玉社工學校耕地整理講習生

前川九郎　高野覺治
田村博　瀨尾尹藏
飯田藏太郎　中村武雄
會田耕造　中野豐藏
北澤場次郎　安增泰造
鶴原榮造　鶴田彦八
島澤　林英知

北川次郎　四山正一　白崎雅　後藤祐吉　佐久間彌三郎　上松增太郎　勝又秀雄　小泉伍吉　曽根直彦　藤坂富司　石橋眞錄　安田勇藏　多々良尚治　鎌田清治　柳原隆次　鈴木公隆　田中完治　吉賀牧雄　日永田正三郎　片山金治　鈴木市治　森龜太郎　長尾平吉　石井甚藏　野村章雄　鈴木直惠　岩佐茂　土方和夫　田中六兵衛

小山雄造　太田卯之吉　松浦儀七郎　町田保　酒出忠治　外崎正胤　今給黎廣助　弓場正太郎　佐藤久四郎　佐藤莊一　牧田泰三　飛田卯作　三宅卓一　石田道太郎　大和田助次郎　岸上島五郎　酒造彦造　遍美逸郎　河邊利之　大河津齊之助　安部馨　二村金藏　山下嘉藏　山田元次郎　横井綱次郎　和田義一　片山龍雄　福田源太郎　大石巻次郎

歸山恒一　穗泉隨藏　齋藤定太郎　宮內龜松　吉田福松　武田德次郎　永沼丈太郎　山本光太郎　牧口宋吉

明治四十年第一回私立攻玉社工學校耕地整理講習生

大浦朝之助　工藤祐基　川合鐵吉　山口嘉太夫　中光瓦太　畑中常次郎　昆野增次郎　高屋盛隆　山田重登　菊川六次　堀內利三郎　吉成吉榮　木村好遠　橋川光明　峰谷甚一　中武夫　武山直藏　脇田德祐　清水晃次郎

高松三男　郡山實藏　津川俊一郎　桑原一之　後藤正治　喜多嘉助　內田章　原田重動

白濱傳之助　渡邊新造　野崎龍治　湯川竹次郎　舟津繁雄　橋岡清太郎　田中與一郎　根來藤吉　近藤正之　加藤定近　岡部大見　古積安藏　小林福三　松原勝幹　小林喜佳　中田鐵次郎　野村寅太郎

彦坂剛邦　石井政吉　大木清藏　戸田英一
鬼武德次　小谷富雄　釜野井春伯　尾崎三郎
津田長次郎　大橋長治　木村德太郎　吉田與子郎
神田榮太郎　近藤忠次　先崎半　秋山九郎次
早川忠次郎　奥本理藏　岡田四郎　青柳虎次郎
松下利彦　八木俊貞　嶋田勝吉　岸本橘樓
佐藤吉平　佐藤守笠　山本忠道　大道寺重藏
藤澤正藏　松村等信
和田成三
水野嘉平　橫井瀧之丞
八木群治　加納弘二
蔭齊正治　高木國太郎
片岡昇　石橫藤太郎
馬場德吉　千葉傳治
平岩文藏　石川常吉
石川屯　松本喜三郎
福永靖　大原敬太郎
四尾庄平　伊丹賢平
林八次郎　吹田武
福田邦作　嵯峨文八
長岡土市　白石貴一

明治四十年第二回私立攻玉社工學校耕地整理講習生

大谷敏行　小林音五郎
白石祥造　龜井直三郎
岩田嘉　松浦道雄
飛永繁十　牧園芳藏
保江毅智三　石井四郎治
佐々木多一郎　中川義雄
屋代廣　坪田遙
高橫義一　小山廣藏
狐塚末吉　石垣喜三郎
工藤祐春　前中芳治
下出清作　老田與四郎
飯田安平　石內茂人
桑島賴治　今井忠篤
鎌田彦太郎　中川喜八
田中新太郎　村上友七
前原克三　菊田喜藏
島貞仁　大橋幸吉
市川眞平　大川勅重
百富榮　山崎茂太郎
村上玉男　花房岩吉
吉儀敏造　竹井清太郎

尙目下講習中の者は農科大學に於て左の十五名

池田哲設　鶴坂申彥
小野保之　加藤內藏助
勝木喜重　高島正雄
上原種美　松井儀吉
赤塚榮三郎　安倉堅吉
佐藤主一　酒井蕭
神保壯三　冨月藏六

◉耕地整理事業の最近調査

○農商務省の調査に係る最近の耕地整理施行地調次の如し

（一）耕地整理施行地累年比較

年次	發起認可 箇所	發起認可 地區總面積	施行認可 箇所	施行認可 地區總面積
明治三十三年	一七	七〇、五二一七町	六	一三五、一八一四町
同 三十四年	七一	六、三五〇	五四	二、一三五、八五〇七
	×二	五六、一八一九	×二	五六、一八一九
同 三十五年	八八	五、二九四、四二三五	八六	五、一九一、二九一三
	×四	一一、〇五二一	×四	一一、〇五二一
同 三十六年	一六二	六、八六八、七五〇〇	一三三	五、二四七、六六〇四
	×七	五四四、五三三四	×七	五四四、五三三四
同 三十七年	一七五	八、三六八、六四〇二	一五四	六、八五六、四六二三
	×六	七七、九五二五	×六	七七、九五二五
同 三十八年	二一七	一〇、九五八、九二一〇	一九二	八、六六六、一一二三
	×五	八〇、五一〇二	×五	八〇、五一〇二
同 三十九年	四四一	三四、三五〇、九六一四	四九九	二九、八六四、四六二四
	×九	一一四、二四〇五	×九	一一四、二四〇五
同 四十年	四〇五	二九、四五五、四〇二一	三九七	二六、四五五、五九〇八
	×七	六六、四五一六	×七	六六、四五一六
同 四十一年六月末日迄	三一〇	一四、一五五、八四〇六	一八九	一五、三七、五五〇〇
	×七	六八、五九二三	×七	六八、五九二三
合計	一、八九五	一三二、七七七、一二〇五	一、六九〇	九九、〇四一、一八〇五
	×四七	四五九、四三三四	×四七	四五九、四三三四

備考　×印は耕地整理法第三條の規定に依るものにして本數中に包含するも參考の爲め別掲す

設計書變更の爲め地區面積に異動を生したるものは本表中に之を改掲せり

（二）耕地整理施行地（明治四十一年自一月至六月認可）府縣別

	發起認可 箇所	發起認可 地區總面積	施行認可 箇所	施行認可 地區總面積
東京	一	一七、五三一五町	—	—
京都	五	五七、五六〇〇	五	五七、五八〇〇
大阪	一	七、三三五	二	四二、一〇〇六
神奈川	—	—	—	—
廣島	一	五〇、九六〇八	二	五六、九六〇五
長崎	×二	二七、二二一九	×二	二〇、〇九〇七
		九、六四〇五		八、六四〇五
新潟	八	五五五、一〇〇六	五	五六、五一五
埼玉	一五	二、一五五、一五一〇	二	一、九四八、五五一五
群馬	二	七五、八〇一五	五	二三二、七六一四
千葉	五	七五九、六五〇	六	五五八、八四一九
茨城	九	一、二六八、五六二一	八	二、二五七、二二五
栃木	八	五〇六、五九一七	一五	五一七、八〇〇五
奈良	—	—	—	—
三重	×五	四〇、八〇〇	×一	四〇、八〇〇
		四〇、一六一四		四〇、一六一四
愛知	二	一〇〇、九二三	二	一八、八六〇八
静岡	六	一五六、五六〇一	五	一五六、〇六一〇
山梨	二	四六、一〇〇五	—	—
		八四、〇二二一		四五、一八一六
滋賀	×四	八、四一〇〇	×五	八、四一〇〇
岐阜	一	五七、四五〇〇	二	一三五、六〇二一
		六、九一〇九		五二、六五五五
愛知	一	四七、〇四二一	四	八七、一六〇八
宮城	九	六八、〇四二一	五	八七、一六〇八
福島	二	一、〇八一、三一〇九	二四	一、三六、八二一八
岩手	—	—	—	—
青森	二	五五五、六二一八	一	五五、五二一
山形	五	二六九、五九二六	五	五九二、五九二八
秋田	四	二、五八八、五六〇九	二	二、〇五二、五〇三一
福井	八	一四四、二八三五	四	五五、九二一八

府縣名	箇所	地區總面積	地區內田畑面積	整理費用豫算	一反歩平均整理費用豫算	總面積に對する整理費用豫算	田畑面積に對する整理費用豫算
東京	三	二四八、一五〇七町	一九一、〇七二一町 二七、一一二七	二七、五〇七、一五〇円	一一、〇八二円	一二、六〇六	
京都	二一	五四二、〇三一三	四四、七二〇三 二六、三一二六	七〇、六七三、三四七	一三、〇三八	一五、〇〇三	
大阪	五	二二七、〇八〇四	一七八、六二二八 一八、五〇二七	八六、〇〇四、八二五	三七、八六〇	四三、六二〇	
神奈川	一一	九二七、一八一七	六六七、二五二三 一〇〇、一五一七	一六四、六八八、四五四	一七、七六二	二一、四八三	
兵庫	一九	五八四、一六〇七	四一七、二九二四 一〇六、六五二九	一〇一、三九〇、六八五	一七、三五二	一九、三五一	
長崎	一一	八一、〇七一六	七一、五八一四 八二二八	二二、四八五、一三三	二七、七三二	二九、六五五	
新潟	七六	五、二一五、八五一九	三、八八七、〇八二四 七八四、九八五〇九	五一二、一九七、九二〇	九、八二五	一〇、九八六	
埼玉	四〇	七、二二九、四五二二	四、八六三、三八二二 一、二四一、二五二九	四六四、五一二、〇一八	六、五六一	七、六〇八	
群馬	一〇二	三、二九七、三一〇九	一、五三五、八〇二一 一、〇三一、四六二五	五三九、二五二、九八五	一六、三五三	二〇、九七三	

府縣名	箇所	地區總面積	地區內田畑面積	整理費用豫算	一反歩平均整理費用豫算	總面積に對する整理費用豫算	田畑面積に對する整理費用豫算
石川	九	四〇一、二六〇四	三三七、二三四	一二、九〇一	三、九二一	二、四四、二二四	一
富山	三	八六、〇三四	二四、九〇一	五、六二一	六、四二一	三、九二四	
鳥取	七	一〇四、八二一	五四、六二八	八、八二二	六、四二一	一六四、〇三二	
島根	三	二四、一二一四	三四、八二四	二、五九六	二、五九六	三、六二四 二、五九六	
岡山	三	二四、九三〇	八五、六二〇				
廣島	二	四五、二二七	四八、〇四四				
山口	一六 ×二	一六五、一〇四 七、四六二九	三、二一〇六 七、四六二九				
和歌山							
徳島							
香川	一	一八、三四〇					
愛媛	四	一六、三四〇	四三、八〇四	一			
高知		三三七、三三四	二四、九〇一	一			
福岡	三	二六、六六二	九、三二六	九	三、九二一	二四四、二二四	
大分	四	九、三二六	八、二三二	三	三、九二一	二三、九二四	
佐賀	四	八、二三二	四六、二四四 二、五九六	一	二、五九六	四六、九九〇六 二、五九六	
熊本	一四 ×一	八五、六九〇					
宮崎		四八、〇四四					
鹿兒島	一三	三二、二〇六 七、四六二九	二四、二二四 六八、五九二三	一七	一、五三、八〇二一 六八、五九二三	一、五三、八〇二一 六八、五九二三	
沖縄							
合計	三二〇 ×七						

×印同上

(三)明治四十一年六月末日現在耕地整理施行箇所地區面積及整理費用豫算並一反歩平均整理費用豫算府縣別

| | | |

島根	五二	九一〇、八五二四	田	七九三、六五二一	一七〇、〇〇八、六〇七
岡山	一〇	三三六、一九〇三	畑	三六、七八一七	一八、六六三
広島	一七	三二一、六八一七	畑	二四一、〇二一九	一九、八〇六
山口	一三六	一、三八〇、八三二九	畑	五二、四五一五	二七、五四六
和歌山		一二、三八〇一	畑	二六七、三四二二	四三六、三〇二、〇三〇
				一六、一〇二二五	三一、五九〇
徳島	—	—	—	一、一〇五、九五一七	二、九二九、七〇四
				一四一、六〇一〇	一五、五八七
香川	五	一六〇、三六一〇	田	一〇五、七〇二五	二九、二八四、三六一
				三二、七八〇三	一八、二六一
愛媛	一八	四六五、五八二七	畑	三九一、〇〇〇四	一一四、三七三、一一八
				二四、七〇〇一	二四、五六四
高知	—	—	—	八〇一一四	—
					—
福岡	七一	二、一七二、四五二四	田	九九〇、七九一三	九〇二、一四〇、一〇四
				九三三、七五一八	四一、五二九
大分	二〇	三〇一、七九一八	畑	二四七、八五〇四	八〇、九七七、〇二四
				二六、四三二九	二六、八二九
佐賀	二六	六六六、六七二五	畑	三七〇、七〇二一	一五四、二七一、一四四
				一八四、二八一二	二三、一三九
熊本	六一	一、五七九、二五〇九	畑	一、一一六、八四二六	三八二、三九五、六三四
				二六四、六四二九	二四、二一三
宮崎	七	一一七、七四〇三	畑	八三、九四〇七	一四、二四三、〇六六
				八、五八〇一	一二、〇九六
鹿児島	五二	一、七〇四、七六一〇	畑	一、四三三、九六二一	二一八、〇六二、四二九
				六〇、二五二一	一二、八四九
沖縄	—	—	—	—	—
					—
合計	一、八九五	一一二、七七七、一二〇三	田	七六、九一九、五五一五	一二、七八八、二五四、七四六
			畑	一四、九九二、二六二一	一二、三二八

備考　本表は四十一年六月末日までに整理發起の認可を爲したるものを示す但し耕地整理法第二條の規定に依る整理施行地に對しては發起の認可を爲さざるも本表には之を算入せり表中の面積は總て從前の面積に依る設計書變更の爲地區面積及整理費用總算に異動を生したるものは本表中之を改揭せり

整理費用總算は事業完了のものに付ては決算に依りて計上せり

會告

◉耕地整理研究會設立顛末

農商務省委托開設の耕地整理講習修了者中耕地整理の發達を圖り併せて關係ある者の親睦を厚ふするか爲一の團體を組織せんとするの希望あり第一回府縣耕地整理主任官會議を機とし明治四十年六月二十九日發起人小幡、位賀、三田、川越、竹内、前瀧、世間瀬、大場、泉瑞、稻熊十氏より之を來會の主任官各位に謀りしに滿場の同意あり即ち之か設立の事を決し衆議に諮りて會名を耕地整理研究會と定め發起人の起案に係る會則を議定し來會者の入會を請ひ直ちに附則第十六條に依り發起人より第六條の幹事を指定し次て第八條の手續に依り常置幹事を選定し茲に設立の手續を結了し併せて會則第四條の二及同第十五條に關する事項は常分之を常置幹事に委任することを決議せり

明治四十年六月

◉本會創立以來經過報告

本會は去る明治三十九年六月各府縣耕地整理主任官會議を期とし五六の有志其の設立を謀りしが茲に各位の贊同を得たれば直ちに會則を議定し幹事を選擧し爾來各府縣幹事に於て同志の入會を希望したりし結果現在會員數七百九十五人に及び益々增加の傾向あり

常置幹事に於ては約二ヶ年の間に內規を設け部署を定め幹事會を開く事前後五回本會前途に關する種々の研究調査を重ね漸く會報を發刊するの運に至れり

此の間缺員たりし常置幹事に坂本家則君を推擧し月田幹事を幹事長として事務の統一進涉を圖り執務の分掌を庶務會計編輯及研究の三部として各部に主任を置き事務の整理に任したるも草創の際なると幹事中悉く公職を帶ぶるの故を以て此が担任事務を全ふする能はざるべきを慮り本年九月各府縣幹事に移牒して會則第六條第二項中七名とあるを十名と改正するの贊否を問ひ且此が補缺選擧の權利を常置幹事に委任せられたく希望したりしに幸ひ多數の同意を得たるを以て本年十一月在京會員中の三井榮長君、鳥居信平君、矢儀平一君を常置幹事に選擧し悉く其の承認を得目下事業發展の企畫に與りつゝあり、以上本會が今日に至るまでの經過なりとす

◉會員の異動

◎神奈川縣技師藍澤誠一君は香川縣技師に轉任

◎農學士新納靖君は神奈川縣技師に任せられ高等官七等に叙せらる

◎農商務省囑托員農學士宮川波衛君は千葉縣技師に任せられ高等官七等に叙せらる

◎千葉縣技師恒田嘉文君は山形縣技師に任せられ同縣農業技師横澤保三郎君は依願退職となる

◎千葉縣農業技師稻葉愿君は秋田縣技師に任せらる

◎茨城縣技師小幡健吉君は依願退職となり大阪の豪商住友家

の經營に係る鑛山部に入る

◎福島縣技師原澄次君は依願退職となる

◎福岡縣耕地整理技手矢儀平一君は農商務技手に轉任

◎蠶業講習所技師木下彌八郎君は農商務技師に轉任高等官六等に叙せらる

◎農學士大場信續君は農商務技師に任せられ高等官七等に叙せらる

◎農商務參事官三松武夫君は農商務書記官に轉任

◎農商務技師月田藤三郎君は高等官三等に同技師横山正夫君は高等官四等に叙せらる

◎本會々員

◎本會會員現在數並に氏名を府縣別にすれば左の如し

（通知順）

東京府　七人

星本五郎君　松下利彦君
加藤定近君　高屋盛隆君
清水堯治郎君　奈良春平次君
河田千代治君

京都府　二十二人

曾我茂君　大森直敬君
服部運之助君　細井理造君
高屋福治君　高橋藤五郎君
河野浩君　石橋眞鋒君
片山金治君　木村好遠君
柯逸利之君　小山廣藏君
中川義雄君　兎本米次郎君
齊藤基秀君　田中清君
土尾長之進君　齊藤瓦一君
伊貞藏君　中西清太郎君
深見米次郎君　角出正雄君

大阪府　九人

押方克己君　小林瀧太郎君
鈴木敬三君　岡田秀藏君
田中兎藏君　神田榮太郎君
石川壽一郎君　服井勝二君
上村敏行君

神奈川縣　十三人

藤澤誠一君　寶村國三君
福岡清之助君　尾上彦六君
大村利助君　高野秀雄君
廣野朝太郎君　水元光貞君
松原信彦君　太田權君
小野政雄君　岸田美登君
中村四郎君

兵庫縣　十人

前瀨千仭君　寶谷專一君
古川布君　安居仁三郎君
植田隆平君　堀東信次君
石井義藏君　奥本理藏君
生駒菊松君　水寶政治君

長崎縣　十一人

富田岡助君　林遺士君
田中十藏君　萬山藤吉君

永沼丈太郎君　古川直道君
松尾松太郎君　鳴羽寅太郎君
機尾正二君　蒲池龜吉郎君
松尾鶴治君

新潟縣　二十一人

竹内遂君　波邊慶吉君
澤辰雄君　荒卷京、三君
藤宮極幸次郎君　岡崎
堤左馬君　高野覺治君
大石善次郎君　津川俊一郎君
小出眞平君　三田村温君
稻葉七郎君　鈴木駒次郎君
三宅猪之七君　長谷川庫次君
宮島寅吉君　栗山敬藏君
南弘毅君　小山雄造君
佐藤守雄君

埼玉縣　三十七人

松尾幸太郎君　大岡大三君
河野半七君　湖野忠治君
山下嘉造君　田村正一郎君
石井政吉君　太田原晴好君
鎌田清治君　石田道太郎君
大浦朝之輔君
波邊新藏君　佐藤吉平君
沼邊彦三君　小林喜佳君
田村吉君　濱谷治作君
岡田忠衛君　蜂谷甚一君
田村吉君　若松藤治君
佐藤四郎君　武山直藏君
湯川竹次郎君　船津雄君

大倉理一君　森郁助君
阿部誠君　岡水義雄君
稻住照三君　入尾吉太郎君
田川健一君　宮嶋銀太郎君
加藤勇雄君　波邊孝君
荒川甚作君　鈴木重三郎君
金野英之進君

群馬縣　二十人

奥濱部貞三君　宮崎義香君
松谷忠助君　鈴木才次郎君
淺邊六郎君　齊藤五太郎君
小林好三郎君　高井文吾君
池田頼造君　宇佐美留藏君
水島政吉君　比毛吾助君
笠見豐次郎君　新井宇一君
谷川與惣太郎君　玖島孫一郎君
貝塚虎吉君　藤田仙七君
三野倫林次郎君　小林春次君

千葉縣　二十五人

宮川波衛君　澁谷貴重君
六城雅信君　宮崎信太郎君
天野玉三君　岡口熊太郎君
永山國次郎君　糟泉睦三君
松居一造君　八木俊二君
大橋幸吉君　佐久間彌三郎君
佐藤郁太君　長谷川正一君
倉橋右介君　飛田卯伯君
宇津木直一君　早川忠次郎君
佐々木伊右衛門君　金原弟次郎君

館崎一義君　染谷庄太郎君
成島雄君　高浦孝助君
稲葉恕君

茨城縣　二人

小嶋健吉君　池島逸郎君

栃木縣　三十五人

松村豊吉君　平山藤三郎君
星野増次郎君　川島敬明君
和田義一君　福田文六君
土方和夫君　大森清重君
近藤忠次君　吉成吉榮君
瀬尾尹壽君　川原長策君
藤城重藏君　下瀬嘉吉君
田宪君　小野崎規信君
鵜沼孝一君　竹内幸吉君
周藤英一君　増淵佐平君
清水貫一郎君　佐藤二郎君
世戸口信藏君　小山田正敬君
豐谷寅藏君　大武邦治君
田邊源四郎君　増田千代橘君
吉原重長君　渡邊長十君
石江宗作君　田村律之助君
前原克三君　松原作次郎君
矢野今朝市君

奈良縣　一人

上村祐二君

三重縣　三十人

稲光恃君　安岡莊藏君
中村三平君　川村錦太郎君

宮本久廣次君　長谷川桃治君
川合禮吉君　小谷富雄君
岡根一左衛門君　吉澤覺次郎君
松浦季雄君　堀内利三郎君
四村繁太郎君　中田次蔵君
淺谷幸吉君　辻井昌逸君
式田卯三君　畑中常次郎君
松原勝幹君　彦坂則邦君
宮内龜松君　三島三七君
平井一三君　田原義一君
遠藤正治君　大村熊男君
高橋與太郎君　奥山佐一郎君
小林熊藏君　近藤桑藏君

愛知縣　二十四人

世間瀬千代松君　安逸淑人君
高瀬久松君　遠山祥吉君
荒井左右平君　前川九郎君
櫻林美治君　上松増太郎君
稲吉修一君　上林英太郎君
戸松海市君　鈴村種次郎君
岸上島五郎君　淺井彌三郎君
大島嘉一君　中村藤五郎君
山崎卯吉君　鈴木定吉君
野崎己之助君　佐藤壯一君
小川健次郎君　中武夫君
橋岡清太郎君　曾根直彦君

靜岡縣　二十一人

大野慶吉君　飯島玲君
森龜太郎君　後藤祐吉君

藤田和作君　二村金藏君
岩佐茂君　高塚紀一郎君
鈴木藤助君　武田德次郎君
白崎雅君　矢口順太郎君
大橋里平君　鈴木公隆君
大河津壽之助君　萩野三省君
根岸善三郎君　高田直德君
岡三男君　足立彌一郎君
寺澤謙一君

山梨縣七人

安部喜之丞君　松岡與太郎君
大脇正篤君　桐澤權藏君
清水英義君　川崎昇一君
遠藤猶三郎君

滋賀縣十八人

間部彰君　上田正君
大槻百太郎君　岡善次郎君
極口善四郎君　根岸朝治君
井口定吉君　田中謙三君
兼山太市君　塚貫君
遠山周太郎君　森田厚太郎君
柳井傳次郎君　有光保彥君
加納豐彥君　小島定助君
林行治君　大西辰三郎君

岐阜縣十四人

寺田六郎君　大野勇君
仲野雄介君　平山元利君
林敏郎君　鈴木銑三君
竹井新君　松田昇君

所源吳衛君　清水泰市君
田中與一郎君　後藤恭一君
白井正次郎君　吉田福次郎君

長野縣十五人

佐原長雄君　三浦義備君
紀浦次郎君　吉澤宮太郎君
菊池武清君　林政太郎君
植田定松君　鈴木奈良市君
宮下虎三君　大桃長治君
弓場正太郎君　伊藤坦君
伊藤澤二君　有川有司君
島田壽作君

宮城縣二十一人

川越篤君　阿部大見君
平野龍治君　佐瀨良耕君
安部馨君　三浦喜藏君
小林俊治郎君　今野忠平君
渡邊義次君　鈴木直惠君
山崎三郎君　八島成方君
戸石龍助君　森善太郎君
高野后君　木村元君
菅野善七君　福島俊員君
大木榮吉君　櫻井清美君
太田九三君

福島縣二十二人

原澄次君　山島小三郎君
水越太十郎君　津田長次郎君
得永正平君　河四昌溫君
鈴木市治君　齊藤左馬之助君

鵜飼榮入君　根岸榮吾君
長野好雄君　藤嶋喊文八君
福田邦作君　長尾平吉君
牧口末吉君　四山正一君
小泉伍市君　高橋衡君
丹治菊之助君　佐藤東眞君
落合忠禮君　佐藤文庫君

岩手縣　十三人

中島龍造君　中澤豐五郎君
菊池音治郎君　入重樫卓爾君
星樹三郎君　甫立金太郎君
三浦正治君　武田佐四郎君
小野寺克巳君　小野寺雄助君
長岡橋一君　小野寺修治君
小保內九十郎君

退森縣　十二人

增田年雄君　高橋不二夫君
佐藤保太郎君　小澤一郎君
外崎正胤君　今泉武君
鈴木桑次郎君　三上勘藏君
畑中省吾君　柴谷與三郎君
米內山一郎君　千葉源一郎君

山形縣　十七人

橫澤保三郎君　丁野亥太郎君
吉川四郎次君　松木清直君
高橋隆三君　小林龍藏君
淺津喜十郎君　山川喜三郎君
稻垣伊佐美君　橋本通三郎君
在川次郎君　宮崎龍藏君

大須賀舍三君　木原豹馬君
橫卯七君　長井直哉君
恒田嘉文君

秋田縣　二十九人

松崎加藏君　木村章君
三條奧十郎君　松澤操君
早川孝吉君　三上房吉君
近藤正之君　田口秋一君
江間時習君　大和田助四郎君
菅野伴雄君　小田野彪助君
小山田士君　中崎熊太郎君
飯島直治君　津川重慶君
長谷川久太郎君　小島千藏君
熊谷良太君　高橋勝吉君
小泉忠治君　四海文治君
幸福喜內君　渡邊猪百次君
和泉隆君　高橋貞助君
今井忠篤君　菊田喜造君
宮澤小五郎君

福井縣　九人

上田慶二君　有馬桑雪君
三田村德治君　三井幸治君
吉田壁伸君　歸山恒一君
村田正直君　森田太君
山田重登君

石川縣　十八人

竹尾茂彥君　長田一郎君
眞柄基君　示村善次君
水原省三君　野口孝次郎君

松田又三郎君　坂田竹松君
田中六兵衛君　夏田熙外吉君
勝又秀雄君　畑嘉壽君
番匠幸太郎君　近藤服爾君
綿谷文藏君　木村秀一君
井村英君　野村英政君

宮山縣　二十六人

河北一郎君　淨君
尾崎則俞君　中村宰次郎君
林英知君　小田原要平君
北川次郎君　三宅卓一君
柳原隆次君　吉田福松君
森一三君　前島虎雄君
山田慶一君　藤澤宰太郎君
清水鑑君　南部清信君
池田義太郎君　今川久治君
林一平君　橫田清治君
堂垂長一郎君　上保泰作君
中村康一君　西田安太郎君
田中周太郎君　廣瀨哲信君

鳥取縣　十五人

水山祐德君　石田鶴藏君
谷口龍藏君　四俵新吉君
松浦儀七郎君　小谷傳雄君
上田丈兵衛君　片山龍雄君
山本光太郎君　谷口清太郎君
高田寅治君　頭泉明君
小谷甚九郎君　藤井政藏君
淺井義友君

島根縣　一人

結城生八君

岡山縣　十三人

野田虎次君　有馬重一君
陶守熊治君　塚元平君
永原益平君　高木百人君
內藤佐平君　藤沖五郎君
宮永瑞穗君　山本鮮男君
小林勳君　中尾健仁君
高橋正吉君

廣島縣　九人

李生宮郎君　鹿島盛一君
福永銀一君　橫口芳君
伊庭義君　木松倉松君
汴政太郎君　小川治夫君
縣井峯一君

山口縣　三十九人

海地鹿之進君　伏繁則康君
飯田豐君　林繁三君
藤井和伯君　山賀忠治君
藤本芳熊君　來栖東樹君
森重忠一君　東永藤介君
荒瀨長一君　虎竹庫雄君
荒瀨藏君　白田義一君
大塚市郎君　技原幸太郎君
安田唯祐君　中島周二君
鬼武德次君　工藤祐基君
津久井丈夫君　田中安太郎君

向村英一郎君　柴長次郎君
松岡伸寿君　高田倉次君
野村寅太郎君　今田降一君
高徳傳郷君　藤井關三郎君
林鶴穂君　山下源之進君
内田平次郎君　藤村治人君
藤井二郎君　浜留田信敬君
吉村清太郎君　信常篤介君
高橋義一君

和歌山縣　四人

前田虎吉君　浅井秀吉君
首藤九一君　千原陸三君

徳島縣　八人

川左霞吉郎君　三浦三平君
武市新一君　町田保君
安田勇蔵君　堀本林吉君
山下東朔君　綾田豊君
森本慶三君　川村長作君
渡邊直吉君　横田貞一君
小島隆一君　日永田昇三郎君

香川縣　六人

前田政吉君　八木豊太郎君
増田要次郎君　三好清太郎君
梁原博君　小田切豊吉君
渡邊虎吉君　早野猛元君
武内鼎吉君　星出三次君
小林義孝君　田中源次郎君

愛媛縣　二十三人

渡野安太郎君　田中熊彦君
都築元利君　自石定吉君
森政之君　宇郷宮英敏君
吉川其五郎君　北村王元君
林健次郎君　柳原正彌君
四島敬蔵君

高知縣　五人

和田逸君　福永覺二郎君
川島友龜君　片山春實君
川田正永君

福岡縣　四十四人

見山慶次郎君　矢俣平一君
安永牛之助君　吉江新太郎君
川内平造君　飯田茂太郎君
木原敏男君　个本愛人君
永富清吉君　相原榮造君
山田元次郎君　森茂石君
石川潔君　大田卯之吉君
佐野善太郎君　河邊卯吉君
掃野長蔵君　小畑廣志君
菅山良彦君　田村博君
廣澤傳一君　安河内武十郎君
花房敬太郎君　金井俊英君
安田門太郎君　加藤晋一君
福田源太郎君　吹田武君
平良嘉那君　岡部清君
田中新太郎君　井手休蔵君
小野實義君　良石一君
保江毅智三君　西尾庄平君

小林菅五郎君　大谷敏行君　村上玉男君　大内友治君

片岡昇君　大原敬太郎君　花房岩吉君　原田健太郎君

大分縣　十七人

溝地智海君　入丁秀雄君　山口嘉太夫君　中崎鐵次郎君　粉男三郎君　土谷格二君　衛藤一六君　高野文彌君

野田洪喜君　野村章雄君　中村武雄君　孤塚東吉君　岩田秀太郎君　水島德磨君　矢野政吉君　河野豐彦君　甲斐太郎君

佐賀縣　二十三人

妹尾忠三郎君　坂井武弼君　于々和英雄君　吉居平一君　原朔次郎君　古賀鐵藏君　高柳辰一君　石井龜吉君　小川誠次君　宮崎文一君　坂本多作君　田代次七君

直井市輔君　森芳雄君　眞野定夫君　田崎竹一君　大庭廉瓦君　田中助三君　小淵元一君　北島祐次君　原田儀吉君　久保吾君　原秀男君　川井喜八君

熊本縣　二十五人

石井豐吉君　池田龍宅君

高松三男君　井齊伴萬君　中山茂君　中光瓦太君　鳴田品次君　八尋生男君　工藤源伯君　氏森三藏君　稻葉信榮君　伸光嘉平君　中島松太郎君　甲斐勝藏君　上田米喜君　古岡龜喜君　黑子時藏君　牧野喜藏君　金光清遠君　島本虎治君　相原國平君　草川俊造君　鹽谷春伯君

宮崎縣　十二人

三田政五郎君　島田儀祐君　白濱澤之進君　中田龜次郎君　岩切文藏君　小田知春君　石川若藏君　小島浩君　佐藤瓦伯君　長友南太君　土公愚君

池田孝苗君　高原道生君　茶園次郎君　上山德貞君　四村仁三郎君　今給黎廣介君　前田嘉助君　大四清吉君　前田彦八君　春日德二君　谷口一郎君　兒玉宗八君　中間宗次郎君　崩田正藏君　登安瓦君　新村助吉君　鈴木光太郎君

鹿兒島縣　十七人

在京員二十四人

月田藤三郎君　横山正夫君
植賀龍夫君　大場信樹君
泉瑞九萬君　稻熊十二郎君
三松武夫君　押田猛君
片岡謙君　木下彌八郎君
高瀨深策君　坂本家則君
三井榮長君　龜井直三郎君
馬場時藏君　大石嘉直君
岡田芳之助君　石川屯君
松岡東作君　伊藤昇君
村岡碩一君　池田泰次郎君
原田嘉穗君　島居信平君

◉明治四十一年度會費領收報告

金壹圓　松下利彦君　金壹圓　加藤定近君
金壹圓　高屋盛陸君　金壹圓　清水覺治郎君
金壹圓　奈良喜平次君　金壹圓　星本五郎君
金壹圓　河田千代治君
金壹圓　大藤直哉君　金壹圓　服部運之助君
金壹圓　細井理造君　金壹圓　高屋福一郎君
金壹圓　高橋藤五郎君　金壹圓　河野浩君
金壹圓　石橋眞錄君　金壹圓　片山金治君
同　木村好遠君　同　河邊列之君
同　小山寅藏君　同　中川義雄君
同　兎本米次郎君　同　齊藤基秀君
同　田中清君　同　土肥長之進君
同　齊藤良一君　同　伴貞藏君
同　中西清太郎君　同　深見米次郎君
同　角出正雄君　同　竹我萬君
金壹圓　小林源太郎君　金壹圓　給木敬三君
同　岡田秀藏君　金壹圓　田中與藏君
金壹圓　神田榮太郎君　同　石川壽一郎君
同　服井勝二君　同　上村敏行君
同　押方克己君　金壹圓　嘉村國三君
金壹圓　藍澤誠一君　同　尾上彥六君
同　福岡清之助君　同　高野秀雄君
同　大村利助君　同　水本光貞君
同　廣野朝太郎君　同　太田徹君
同　松原信彥君　同　岸田美登君
同　小野政雄君　同　中村四郎君
金壹圓　宝谷專一君　金壹圓　古田布君
同　安居仁三郎君　同　植田壓平君
同　瑞東信次君　同　石井甚藏君
同　奥本理藏君　同　生駒菊松君
同　氷室政治君　同　前瀨千仞君
金壹圓　林進士君　金壹圓　富田爾助君
同　田中十藏君　同　高山康吉君
同　永沼丈太郎君　同　古川直道君
同　松尾松太郎君　同　鵜羽寅太郎君
同　横足正二君　同　高田直德君
同　蒲池鉞吉郎君　同　松尾鵜治君
同　竹內進君　金壹圓　藤澤長雄君
同　宮崎幸次郎君　同　堤左馬君
同　關雄君　同　波邊廣吉君
同　稻葉七郎君　同　鈴木駒次郎君
同　三宅猪之七君　同　栗山敬藏君

金壹圓　小雄造君
金壹圓　南弘毅君
同　新井宇一君
同　宇治見信藏君
同　小林善次君
同　美濃部貞三君
金一圓　荒巻京二君
金壹圓　關野忠治君
金壹圓　宮川波衛君
同　河野牛七君
同　田村正一郎君
同　六城雅信君
同　宮崎信太郎君
同　山下嘉造君
同　太田原晴好君
同　天野玉三君
同　關口熊太郎君
同　石井政吉君
同　石田道太郎君
同　永山國次郎君
同　樋泉聽三君
同　大浦朝之輔君
同　松居一造君
同　八木俊貞君
同　鎌田清君
同　流谷治作君
同　佐久間彌三郎君
同　酒造彦三君
同　小林喜佳君
同　長谷川正一君
同　渡邊新藏君
同　佐藤吉平君
同　飛田卯作君
同　大橋幸吉君
同　佐藤郁太君
同　早川忠次郎君
金壹圓　岡田忠衛君
金壹圓　蜂谷甚一君
同　倉橋右介君
同　金原弟次郎君
同　田村麗吉君
同　若松廉治君
同　宇津木直一君
同　染谷庄太郎君
同　佐藤藤四郎君
同　武山直藏君
同　佐々木伊右衛門君
同　宮崎信太郎君
同　湯川竹次郎君
同　船津繁雄君
同　館崎一義君
同　高浦孝助君
同　大倉理一君
同　森郁助君
同　成島雄君
同　岡部城君
同　岡本義雄君
同　前中芳次君
同　稻住照三君
同　八尾吉太郎君
金壹　上村祐二君
同　加藤勇雄君
同　渡邊孝君
金壹圓　稻光恃君
金壹圓　安岡莊藏君
同　田川健一君
同　宮島鍬太郎君
同　田中愼三君
同　川村練太郎君
同　荒川甚作君
同　鈴木重三郎君
同　宮本久摩次君
同　長谷川桃治君
同　金野英之進君
同　松尾幸太郎君
同　川合禮吉君
同　小谷宮雄君
同　大岡大三君
同　關根一左衛門君
同　吉澤慶次郎君
金壹圓　宮崎義香君
金壹圓　玖島琢一郎君
同　原田健太郎君
同　松浦季雄君
同　松谷忠助君
同　鈴木才次郎君
同　堀内利三郎君
同　四村繁太郎君
同　藤田仙七君
同　貝塚虎吉君
同　牛田次翁君
同　澁谷幸吉君
同　齊藤五太郎君
同　渡邊六郎君
同　辻井昌途君
同　式田卯三君
同　小林好三郎君
同　池田類造君
同　畑中常次郎君
同　松原勝幹君
同　高井文吾君
同　三野輪林次郎君
金野圓　彦根剛邦君
金壹圓　宮內鐵松君
同　本島政吉君
同　谷川與惣太郎君
同　三島三七君
同　平井一三君
同　比毛吾輔君
同　笠見豐次郎君
同　田原義一君
同　遠藤正治君

同　大村熊男君
同　奥山佐一郎君
同　近藤泰藏君
金壹圓　遠山祥吉君
同　安達淑人君
同　荒井左右平君
同　櫻林美治君
同　山崎卯吉君
同　上松增太郎君
同　上林英太郎君
同　鈴村福次郎君
同　高瀨久松君
同　野崎己之助君
同　小川健次郎君
同　橫岡清太郎君
金壹圓　森　鑑太郎君
同　藤田和作君
同　寺澤鎌一君
同　二村金藏君
同　高塚　純君
同　武田德次郎君
同　矢口順太郎君
同　鈴木公隆君
同　飯島　稔君
同　酒出忠治君
同　中川吾八君
同　櫻井瀧之丞君
同　岩田　嘉君
同　北澤賜次郎君
同　高橋與太郎君
同　小林熊藏君
金壹圓　世間瀨千代松君
同　大島憲一君
同　前川九郎君
金壹圓　中村藤五郎君
同　鈴木定吉君
同　稻吉修一君
金壹圓　戶松海市君
同　岸上島五郎君
同　淺井彌三郎君
同　佐藤壯一君
同　中　武夫君
同　後藤禎吉君
同　曾根直彥君
金壹圓　岩佐　茂君
同　鈴木藤助君
同　白崎雅君
同　大橋里平君
同　大河津壽之助君
同　大野廣吉君
同　根岸善三郎君
金壹圓　牧田泰造君
同　下出清作君
同　木村德太郎君
同　平岩文藏君
同　山口三仲君
同　中村正君
同　村上久治君
同　大脇正譚君
金壹圓　清水英義君
同　安部喜之丞君
同　遠藤猶三郎君
金壹圓　川崎昇一君
同　桐澤權三君
金壹圓　岡部　彰君
同　井口定吉君
同　兼山太市君
同　田中藤三君
同　加納豐彥君
同　有光保秀君
同　林　行治君
同　柿井傳次郎君
金壹圓　仲野雄助君
同　平山元利君
同　鈴木銑三君
同　松田　昇君
同　清水泰市君
同　後藤恭市君
同　古田福次郎君
金壹圓　島田壽住君
同　伊藤次二君
同　弓場正太郎君
同　宮下虎三君
同　鈴木奈良市君
同　三浦義備君
同　伊藤喜太郎君
同　名倉靜夫君
同　櫻澤權遊君
同　川崎昇一君
同　松岡與太郎君
同　磯　義助君
同　手塚吉鴻君
金壹圓　大槻百太郎君
同　岡　善九郎君
同　君塚　貫君
同　樋口善四郎君
同　森田房太郎君
同　遠山周太郎君
同　大四辰三郎君
同　小島定助君
同　大野　勇君
同　林　敏郎君
同　竹井　新君
同　所　源兵衛君
同　田中與一郎君
同　白井正次郎君
同　寺田六郎君
同　石川有司君
同　伊藤　坦君
同　大橋長治君
同　權田定松君
同　紀　浦次郎君
同　佐原辰雄君

金壹圓　阿部大見君
同　佐瀨瓦耕君
同　三浦喜藏君
同　今野忠平君
同　鈴木直惠君
同　八島成君
同　戶石龍助君
同　高野宕君
同　曾野善七君
同　大木榮吉君
同　南條常右衛門君
金壹圓　水越太十郎君
金壹圓　得永正平君
同　鈴木市治君
同　蝸榮八君
同　長野好季君
同　福田邦作君
同　牧口末吉君
同　小泉伍市君
同　丹治菊之助君
同　落合忠禮君
同　牛澤豐五郎君
金壹圓　八重樫卓爾君
同　曲立金太郎君
同　武田佐四郎君
同　小野寺雄助君
同　小野寺修治君
同　中島龍藏君
金壹圓　佐藤保太郎君

金壹圓　平野龍治君
同　安部馨君
金壹圓　小林俊治郎君
同　渡邊義次君
同　山崎三郎君
同　大內友治君
金壹圓　森善太郎君
同　木村元君
同　福島俊員君
同　櫻井濟美君
同　津田長次郎君
同　河四昌溫君
金壹圓　齊藤左馬之助君
同　根木藤吾君
同　嵯峨文八君
同　長尾平吾君
同　四山正一君
同　高橋衡君
同　佐藤東眞君
金壹圓　佐藤文庫君
同　菊池音次郎君
同　星樹三郎君
同　三浦正治君
同　小野寺克己君
同　長岡楠一君
同　小保內九十郎君
金壹圓　小澤一郎君

同　外崎正嵐君
金壹圓　鈴木泰次郎君
同　畑中省吾君
同　米內山三郎君
同　千葉源一郎君
同　丁野亥太郎君
金壹圓　松木清直君
同　小林龍藏君
同　山川喜三郎君
同　橋本通三郎君
同　宮崎龍蕙君
同　水原豹馬君
同　長井直哉君
金壹圓　木村章君
同　松瀨操君
同　三上勇吉君
同　田口秋一君
同　大和田助四郎君
同　小田野彪助君
金壹圓　中崎熊太郎君
同　津川重慶君
同　小島千藏君
同　高橋勝吉君
同　內海文治君
同　幸福喜內君
同　和泉民君
同　菊田喜造君
同　宮澤小五郎君
金壹圓　月田藤三郎君

金壹圓　今泉武君
同　三上勇藏君
同　柴谷與三郎君
同　高橋不二夫君
同　增田年雄君
同　吉川四郎次君
同　高橋隆三君
同　淺津喜十郎君
同　稻垣伊佐美君
同　在川次郎君
同　大須賀省三君
同　槇卯七君
同　橫澤保三郎君
金壹圓　三條與十郎君
同　早川孝育君
同　近藤正之君
同　江間時智君
同　管野伴雄君
同　小山田士君
金壹圓　飯島直治君
同　長谷川久太郎君
同　熊谷其太君
同　小泉忠君
同　松崎加藏君
同　渡邊猪百次君
同　高橋良助君
同　今井忠篤君
金壹圓　橫山正夫君

同 大場信穀君
同 押田翼君
同 木下綱八郎君
同 櫛賀龍夫君
同 松岡東伯君
同 村岡碩一君
同 稻熊十二郎君
同 馬場時藏君
同 岡田芳之助君
同 原田嘉種君
金壹圓 上田慶二君
同 三田村德治君
同 村田正直君
同 山田重登君
同 吉田曙伯君
金壹圓 島澤君
同 中村幸次郎君
同 小田原要平君
同 三宅卓一君
同 吉田福松君
同 森一之君
同 前島虎雄君
同 藤澤幸太郎君
同 南部濟信君
同 金川久治君
同 横田濟治君
同 上保泰伯君
同 四田安太郎君
同 廣瀨哲信君
同 谷口龍三君
金壹圓

同 泉瑞九萬君
同 片岡鐵君
同 高瀨深雄君
同 石川屯君
同 伊藤昇君
同 三井幾長君
金壹圓 龜井直三郎君
同 大石敬直君
同 池田泰次郎君
同 有馬堯哲君
同 歸山恒一君
同 森田太君
同 三井幸治君
金壹圓 尾崎明命君
同 林英知君
同 北川次郎君
同 桝原隆次君
同 森一之君
同 山田慶一君
同 清水馨君
同 池田義太郎君
同 林一平君
同 堂垂長一郎君
同 中村康一君
同 田中周太郎君
同 河北一郎君
同 石田鶴藏君
同

同 四俣新吉君
同 小谷傳君
同 山本光太郎君
同 谷口清太郎君
同 水山祐德君
金壹圓 豊田虎次君
同 陶守熊治君
同 永原量平君
同 内藤佐平君
同 宮永瑞穗君
同 小林勳君
同 高橋正吉君
金壹圓 鹿島盛一君
同 橋口芳君
同 木村倉松君
同 小川治喜君
同 多生宮郎君
金壹圓 大塚市郎君
同 安田唯祐君
同 鬼武德次君
同 津久井丈夫君
同 向村英一郎君
同 松岡伸喜君
同 野村寅太郎君
金壹圓 前田虎吉君
同 首藤九一君
同 三浦三平君
金壹圓 町田保君
同 堀本林吉君
同

同 松浦儀七郎君
同 片山龍雄君
同 上田丈兵衛君
同 泉頭明君
同 有馬重一君
同 塚元平君
同 高木百人君
同 藤作五郎君
同 山木靜男君
同 中尾健仁君
金壹圓 祖永銀一君
同 伊庭義君
同 沖政太郎君
同 藤井峰一君
金壹圓 枝原幸太郎君
同 中島周二君
同 工藤祐基君
同 田中繁太郎君
同 柴長次郎君
同 高田倉次君
金壹圓 淺井秀吉君
同 千原陸三君
金壹圓 武市新一君
同 安田勇藏君
同 山下東朔君

金壹圓　綾田豊君
同　森水慶三君
同　渡邊直吉君
同　小島隆一君
金壹圓　前田政吉君
同　増田要次郎君
同　粟原博君
同　渡邊重吉君
同　武田鼎吉君
同　小林義孝君
同　渡野安太郎君
同　都築元利君
同　森　政之君
同　古川義玉郎君
同　林健次郎君
同　四島敬蔵君
金壹圓　和田　憲君
同　川島友鑑君
同　井上偉太郎君
同　矢儀平一君
金壹圓　吉江新太郎君
同　飯田義太郎君
同　今水愛人君
同　稲原榮造君
同　森　茂君
同　大田卯之吉君
同　河邊卯左吉君
同　小樋廣志君
同　田村　博君

金壹圓　川村長作君
同　植田貞一君
同　日水田昇三郎君
同　八木豊太郎君
金壹圓　三好清次郎君
同　小田切豊吉君
同　早野種元君
同　星出二次君
同　田中源次郎君
同　田中熊彦君
金壹圓　白石定吉君
同　宇都宮英敏君
同　北村王元君
同　桝原正彌君
同　福永覺二郎君
同　片山春寅君
同　安永牛之助君
金壹圓　川内平造君
同　木原敏男君
同　永富清吉君
同　山田元次郎君
同　石川　潔君
同　佐野春太郎君
同　椋野長蔵君
同　菅山其彦君
同　見山慶次郎君

同　廣澤傳一君
同　安田門太郎君
同　福田源太郎君
同　平瓦嘉邦君
同　白石貴一君
同　四尾庄平君
同　片岡　昇君
同　岡部　清君
同　井手休治君
同　村上玉男君
同　野田洪喜君
金壹圓　野村章雄君
同　中村武雄君
同　狐塚末吉君
同　岩田秀太郎君
同　矢野政吉君
同　河野豊彦君
同　甲斐太郎君
金壹圓　直井市輔君
同　森　芳雄君
同　眞野定夫君
同　田崎竹一君
同　大場康冥君
同　田中助三君
同　小淵元一君
同　北島祐次君
同　德久謙吾君
同　妹尾忠三郎君
同　坂本多作君

同　花房義太郎君
同　加藤吾一君
同　吹田　武君
同　小野實義君
同　保江敬智三君
同　小林音五郎君
同　大谷敏行君
同　田中新太郎君
同　大原敬太郎君
同　花房岩吉君
金壹圓　入丁秀雄君
同　山口嘉太夫君
同　中島德次郎君
同　枌　勇三郎君
同　水島德蔵君
同　土谷格二君
同　衛藤一六君
金壹圓　坂井武弼君
同　千々和英雄君
同　吉居平一君
同　原　朔次郎君
同　古賀鐵蔵君
同　高桝辰一君
同　石井鑑吉君
同　小川誠次君
同　宮崎文一君
同　原　秀男君
同　川井喜八君

金壹圓　田代次七君　高松三男君
同　池田龍宅君　金壹圓
同　井岸伴馬君　中山茂君
同　中光其太君　鵜田品治君
同　八幡生男君　石井豊吉君
同　工藤源伴君　鎌力致令君
同　氏森三藏君　稲葉信樂君
同　仲光嘉平君　中島松太郎君
同　星子勝君　古閑龜喜君
同　甲斐勝藏君　上田米喜君
同　佐々豊喜君　金光悟君
同　高木秋藏君　渡邊榮君
同　相原國平君　草川俊造君
金壹圓　三田政五郎君　金壹圓
同　脇田儀祐君　村岡虎藏君
同　佐藤其伴君　岩切文製裝君
同　土公燦君　長友菊太君
同　市川眞平君　白濱傳之進君
同　小田知善君　菊川六次君
同　中田檀次郎君
金壹圓　池田學苗君　金壹圓
同　茱園次郎君　高原道生君
同　四村仁三郎君　上山德貞君
同　前田嘉助君　今給黎廣介君
同　前田彦八君　大四濟市君
同　谷口一君　春日德二君
同　中岡宗次郎君　兒玉宗入君
同　登安其君　前田正憲君
同　新村助吉君
明治十二年度分
金壹　上村二君

追て本會の創立は明治四十年なるも會費は明治四十一年度より徴收候に付右に御承知有之尚ほ本會員にして四十一年度會費未納の諸君は至急納入相成度候也

寄贈書目

耕地整理法講義

全書は農商務屬法學士坂本家則君の著にして今回有隣堂の新版に係るものなり、同君は久しく農務局にありて耕地整理法上の實際問題に就て幾多の研鑽を重ね茲に其著あり、其内容を窺ふに法理に則り實例に鑑みて複雜多端なる該法規の説明頗る深切學者實地家の好參考書たるを信ず